

第4期中期目標期間業務実績見込自己評価書

令和3年6月

独立行政法人水資源機構

様式1－2－3 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定総括表様式

| 中期目標 | 年度評価 | | | | | 中期目標 期間評価 | 項目別 調書No. | 備考 欄 |
|---|----------------|----------------|----------------|----------|---|--------------|--------------|---------|
| | H30 年度 | R元 年度 | R2 年度 | R3 年度 | / | | | |
| 1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 | | | | | | | | |
| 1. 水資源開発施設等の管理業務 | A | A | A | | | A | | / |
| 1-1-1 安全で良質な水の安定した供給 | <u>A○</u> 重 | <u>A○</u> 重 | <u>B○</u> 重 | | | A | | 1-1 |
| 1-1-2 洪水被害の防止・軽減 | <u>A○</u> 重 | <u>A○</u> 重 | <u>A○</u> 重 | | | A | | 1-2 |
| 1-1-3 危機的状況への的確な対応 | <u>A○</u> 重 | <u>A○</u> 重 | <u>B○</u> 重 | | | A | | 1-3 |
| 1-1-4 施設機能の確保と向上 | B | B | B | | | B | | 1-4 |
| 1-1-5 海外調査等業務の適切な実施 | B | A | A | | | A | | 1-5 |
| 1-2 水資源開発施設等の建設業務 | | | | | | | | / |
| 1-2-1 ダム等建設業務 | <u>B○</u> 重 | <u>B○</u> 重 | <u>B○</u> 重 | | | B | | 1-6 |
| 1-2-2 用水路等建設業務 | <u>B○</u> 重 | <u>A○</u> 重 | <u>B○</u> 重 | | | B | | 1-7 |
| <p>※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。</p> <p>※2 難易度(困難度)を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。</p> <p>※3 重点化の対象とした項目については、各評語の横に「重」を付す。</p> <p>※4 「項目別調書No.」欄には、第4期中期目標期間業務実績見込自己評価書の項目別評定調書の項目別調書No.を記載。</p> <p>※5 「一定の事業等のまとめ」とした1-1については、中期目標で「一定の事業等のまとめ」と設定した「水資源開発施設等の管理業務」のうち、主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)が異なる「1-1-3 危機的状況への的確な対応」を除いた4項目により評価を行った。</p> | | | | | | | | |

| 中期目標 | 年度評価 | | | | | 中期目標 期間評価 | 項目別 調書No. | 備考 欄 |
|----------------------------|-----------|----------|----------|----------|---|--------------|--------------|---------|
| | H30 年度 | R元 年度 | R2 年度 | R3 年度 | / | | | |
| 2. 業務運営の効率化に関する事項 | | | | | | | | |
| 2-1 業務運営の効率化 | B | B | B | | | B | | 2-1 |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 3. 財務内容の改善に関する事項 | | | | | | | | |
| 3 予算、収支計画及び資金計画 | | | | | | | | |
| 4 短期借入金の限度額 | B | B | B | | | B | | 3 |
| 5 不要財産の処分に関する計画 | | | | | | | | |
| 6 5に規定する財産以外の重要財産の譲渡計画 | | | | | | | | |
| 7 剰余金の使途 | | | | | | | | |
| 4. その他の事項 | | | | | | | | |
| 8-1 内部統制の充実・強化 | B | B | B | | | B | | 4-1 |
| 8-2 他分野技術の活用も含めた技術力の維持・向上 | B | A | A | | | A | | 4-2 |
| 8-3 機構の技術力を活かした支援等 | B | B | B | | | B | | 4-3 |
| 8-4 広報・広聴活動の充実 | B | B | B | | | B | | 4-4 |
| 8-5 地域への貢献等 | B | B | B | | | B | | 4-5 |
| 8-6 その他当該中期目標を達成するために必要な事項 | B | B | B | | | B | | 4-6 |

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|--------------------|--|----------------------|--------------|
| 1 | 水資源開発施設等の管理業務 | 当該事業実施に係る根拠（個別法条文など） | 水資源機構法第 12 条 |
| 当該項目の重要度、難易度 | <p>重要度：「高」 （1－1 安全で良質な水の安定した供給： 既に気候変動の影響が顕在化する中、国民生活・経済にとって特に重要な 7 つの水資源開発水系において、産業活動の発展、国民経済の成長と国民生活の向上に必要不可欠な「安全で良質な水の安定した供給」を行うことが極めて重要であるため。 1－2 洪水被害の防止・軽減： 既に気候変動の影響が顕在化する中、国民生活・経済にとって特に重要な 7 つの水資源開発水系において、国民生活・経済に必要不可欠な「洪水被害の防止・軽減」を行うことが極めて重要であるため。）</p> <p>難易度：「高」 （1－1 安全で良質な水の安定した供給： 複雑かつ高度な水利用が行われている 7 つの水資源開発水系において、広域的かつ複数の利水者に対して用水の適正配分、安定供給を実施するなど中立的で高い公共性が必要とされるため。 1－2 洪水被害の防止・軽減： ① 降雨等の定量予測については、ダム流域という比較的狭いエリアが対象であるため、依然として精度上の技術的制約があるなかで、確実な洪水調節を実施する必要があるため。② 近年の気候変動等による局所的な豪雨や、記録的な短時間雨量など、施設計画規模を超える洪水に対応しなければならない災害が増加しつつあるため。③ 下流河川整備の状況を踏まえつつ、下流自治体等と住民避難に関する情報等を共有しながら高度な専門技術を必要とするダム等施設管理を的確に実施する必要があるため。）</p> | | |

2. 主要な経年データ

| ① 主要なアウトプット（アウトカム）情報 | | | | | | | ② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報） | | | | | | |
|----------------------|------|--------------------------|--------|-------|--------|--------|------------------------------|-----------|-------------|-------------|-------------|--------|--|
| 指標等 | 達成目標 | (参考) 前中期目標期 間最終年度値 | H30 年度 | R 元年度 | R 2 年度 | R 3 年度 | | | H30 年度 | R 元年度 | R 2 年度 | R 3 年度 | |
| | | | | | | | | 予算額（千円） | 43,573,066 | 45,967,077 | 45,457,032 | | |
| | | | | | | | | 決算額（千円） | 40,331,708 | 43,589,472 | 44,491,700 | | |
| | | | | | | | | 経常費用（千円） | 110,042,915 | 111,397,356 | 114,215,290 | | |
| | | | | | | | | 経常利益（千円） | △1,031,805 | △1,190,979 | △1,010,864 | | |
| | | | | | | | | 行政コスト（千円） | 59,342,477 | 112,673,836 | 114,177,497 | | |
| | | | | | | | | 従事人員数 | 850 | 862 | 873 | | |

(注1) 本項目のインプット情報については、セグメント情報との整合を図るため、中期目標で「一定の事業等のまとめり」と設定した「水資源開発施設等の管理業務」の予算額等を記載している。

(注2) 従事人員数は、1月1日時点。

(注3) 水資源開発施設等の管理業務に係る予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

(注4) 独立行政法人会計基準改訂前の平成30年度分の「行政コスト」は、「行政サービス実施コスト」を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

| 中期目標 | 中期計画 | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | 主務大臣による評価 | | | | |
|------|------|--------|---|---|-----------|--|----------|--|--|
| | | | 業務実績 | 自己評価 | (見込評価) | | (期間実績評価) | | |
| | | | | | 評定 | | 評定 | | |
| | | | <p>【1－1 水資源開発施設等の管理業務】 1－1－1 安全で良質な水の安定した供給</p> <p>○安定的な水供給、適切な洪水調節 • 毎年度水道用水、工業用水及び農業用水として 24 時間 365 日安全で良質な水を安定的に供給するとともに、梅雨前線、台風等による洪水が発生した際には適切に洪水調節を行い、洪水被害の軽減を図った。供給日数割合及び補給日数割合共に定量目標 100% を達成した。</p> <p>• 令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の業務への影響を最小限とするため、場所の確保に苦慮しつつも全事務所における執務室の分離や複数の班編成による業務の実施等により、感染者及び濃厚接触者が発生した場合でも、残りの者で業務継続を可能とする体制を構築し、用水の安定供給、適切な洪水調節に取り組んだ。</p> <p>○異常渇水が発生した場合の影響の軽減 • 豊川水系では、令和元年 5 月に宇連ダムの有効貯水量が 34 年ぶりにゼロとなる異常渇水となったが、降雨等の気象情報の収集や天候に応じた水需要をきめ細かに収集し、取水量及び配水量の 143 回（渇水のない通常時の約 1.4 倍）の変更操作等きめ細かな施設操作を実施するとともに、ダム、調整池、頭首工等を総合的に運用し、佐久間導水施設から導水することで、通常時と比べ約 1.5 倍となる補給を行い、農業用水や都市用水の需要に対応した。また、効率的な水利用に向けて利水者等への水源情報の提供を通常の約 6 倍の頻度で行うとともに、節水対策協議会を 5 回開催し、機構が中心となり節水率等の調整や節水実施の合意形成を図った。</p> <p>• 筑後川水系では降雨に伴う貯水量の増加が見込まれる平成 31 年 3 月から令和元年 5 月に降雨が少なく、筑後川本川の流況が悪化した。 筑後川下流用水では、広範な受益地の多数の土地改良区に対して取水・配水管理に十分な配慮が必要であり、24 時間体制できめ細やかな配水管理を行った。通水実施本部や水管管理委員会の開催頻度を高め、利害の異なる利水者間の合意形成を図り、適正配分量調整を行った。</p> <p>江川ダム及び寺内ダムでは、代かき期の貯水率が過去最低値を更新した。両筑平野用水では、各々のダムの利水容量に対し利水者ごとに貯水率を管理するが、この異常渇水に対応し、江川ダムと寺内ダムでの利水容量の振替や、都市用水の利水容量を農業用水に振り替えるなどの利水調整を実現した。</p> <p>○突発的な河川水の異常高濁度発生時の影響回避・低減 • 平成 30 年 6 月の岐阜県下呂地区での集中豪雨により、飛騨川では管理開始以降経験のない水質測定計器の測定範囲上限 2,000mg/L を超える高濁度水が流下し、木曽川用水（木曽川右岸施設）の白川取水口での水質が急激に悪化した。 この経験のない突発的な高濁度障害を受け、河川管理者、利水者と迅速な協議、調整を図り、河川からの取水量（高濁度水の流入）を減量するとともに、利水者側で浄水場の取水系統を切替え、そのために必要な水源計画の検討を行うことにより水道の減断水被害を回避した。また、地区内調整池の貯留水の活用により、農業用水への安定供給を図った。</p> | <p>【1－1 水資源開発施設等の管理業務の評定：A】</p> <p>1－1－1 安全で良質な水の安定した供給</p> <p>・難易度「高」と設定された本項目についての各種取組及び成果により、令和 3 年度においても計画を着実に実施する見込みであり、中期目標を十分に達成しているほか、特に令和元年度の渇水対応において厳しい水源状況にあって施設の総力を結集してきめ細かな補給操作を行い、また各施設間の水融通や利水者等との調整を行うことにより水の安定供給に努め、国民生活や産業活動への影響の軽減を図ったこと、平成 30 年度の高濁度障害の発生時に適切に取水配水操作を行ったことにより被害の回避・軽減に努めるなど所期の目標を上回る取組もあったことを踏まえたものである。</p> <p>1－1－2 洪水被害の防止・低減</p> <p>・難易度「高」と設定された本項目についての各種取組及び成果により、令和 3 年度においても計画を着実に実施する見込みであり、中期目標を十分に達成しているほか、特に平成 30 年 7 月豪雨に対する岩屋ダムにおける異常洪水時防災操作開始のタイ</p> | | | | | |

河川水の濁度が沈静した後は取水量を増量して幹線水路内の高濁度水を希釈するフラッシュ操作を迅速に実施することにより、濁度が浄水場で通常処理が可能となるまでの沈降時間を約9時間短縮（推定）させ、浄水場取水停止時間の低減に寄与した。

この経験のない突発的な高濁度障害を受け、直ちに水道利水者等と協議を行い、機構の培った管理技術を發揮して「異常高濁度時における取水口等の運用方針（案）」を策定した。平成30年7月豪雨、令和2年7月の豪雨で同様の水質悪化事象が発生したもの、本運用方針（案）に基づく対応を行うことにより浄水場の減断水被害を発生させることなく管理運用を実施した。

- ・平成31年3月に、木曽川用水から供給を受ける三重県企業庁の送水管において漏水事故が発生し、送水管の復旧が完了するまでの間、別系統からの振替供給が必要となってしまった。同企業庁からの要請を受け、直ちに河川管理者及び利水者と調整し、取水系統の異なる三重用水系統を活用した緊急振替供給を実施して四日市市等の受水市町（給水人口約1万9千人に相当）の減断水被害の影響を回避した。この取組に対して、利水者から感謝の意が伝えられた。

1-1-2 洪水被害の防止・低減

○洪水対応業務等実績

- ・平成30年度から令和2年度までの間において、3,952回、延べ7,288日の防災態勢（注意態勢、第一警戒態勢、第二警戒態勢及び非常態勢）を執り、洪水被害の防止・軽減に努めた。
- ・平成30年度から令和2年度までの間において、洪水調節を目的に含む全24ダムのうち延べ53ダムにおいて延べ145回の洪水調節を実施し、ダム下流の洪水被害の防止・軽減を図り、定量目標である洪水調節適正実施割合100%を達成した。
- ・平成30年7月豪雨は、岩屋ダム等で管理開始以来最大の流域平均雨量、ダム計画雨量を超えるこれまでに経験のないものとなった。

岩屋ダムでは、ダムの洪水流量を超える流入量のピークが3回発生する異例の三山洪水となる中、ダム下流沿川の関係地方公共団体、消防・警察等の関係機関に対して、異常洪水時防災操作の開始の通知を行ったところ、住民避難のため異常洪水時防災操作の開始時刻を遅らせて欲しい旨の要請があり、異常洪水時防災操作開始水位を超えた後も、その後の刻々と変化する降雨状況及びダム流入量の変化を捉え、洪水時最高水位までの残容量を計算しながら、管理開始以来初めてとなる異常洪水時防災操作について開始タイミングを見極めるという極めて難易度の高い洪水調節を実施した。

異常洪水時防災操作移行後は、下流河川の安全性を考慮した時間当たりの放流量の増量限度を臨機に定めた操作を行いつつ、貯水容量の98%まで洪水を貯留することで、管理開始以降最大となる洪水調節総量約5,900万m³の洪水を貯留し、ダムへの最大流入時に下流へ流す水量を約4割低減させ、ダム下流の東晩部地点での河川水位をダムがない場合と比べ、推定で最大約1.0m低減させるなど、下流沿川の洪水被害を低減させた。

これらの一連の洪水調節は、下流域の洪水被害拡大防止を図る取組として、「日本ダムアワード2018」において、「ダム大賞」及び「洪水調節賞」を受賞するなどの評価が得られた。

- ・令和元年台風第19号では、草木ダム等において管理開始以降、最大規模となる洪水に見舞われた。

草木ダムでは、非洪水期において最大となる洪水に対し、予備放流による洪水調節容量を確保しつつ刻々と変化する降雨状況や流入予測等を捉え、ダム操作方法について検討した結果、施設管理規程に基づく通常のダム操作を実施した場合は、異常洪水時防災操作を避けられないと予測され、ダム下流地点の浸水被害の発生が懸念された。関係利水者、関東地方整備局

ミングを遅らせる対応や、令和元年台風第19号に対する草木ダムにおいて予備放流と事前放流を行い、計画以上の洪水を貯留した対応、11ダムの事前放流の対応は、機構の持つ高いダム管理技術力を駆使して関係機関や河川管理者等との連携を図りつつ、洪水に対応する操作を的確に行うことなどにより、沿川の浸水被害を防止・低減して住民の生命・生活を守ることに大きく貢献したものであり、所期の目標を上回るものと考えられる。

1-1-5 海外調査等業務の適切な実施

・本項目についての各種取組及び成果により、令和3年度においても計画を着実に実施する見込みであり、中期目標を十分に達成しているほか、水資源分野は相手国政府の影響力が強い分野であるうえ、水インフラ事業の海外市場における日本企業のシェアが1%に満たない現状であり、さらには、令和2年度はコロナ禍により海外渡航が困難である等の非常に厳しい業務環境において、外国政府機関等との直接交渉等を行って我が国事業者を参画につなげていくという難易度が高い業務についてこれらの成果を達成したことは所期の目標を上回るものと考えられる。

と協議を重ね、予備放流に加え事前放流を実施した。これらにより、管理開始以降、非洪水期において最大となる洪水に対して、約 2,184 万 m³の洪水を貯留し、高津戸地点の水位を約 2.6m 低下させ、下流沿川の洪水被害を防止・軽減した。
この過去に例のない規模の事前放流を伴う洪水調節が評価され、令和 2 年度土木学会賞（技術賞）、ダム工学会技術賞を受賞した。

- 既存施設の機能を最大限活用する洪水調節方法の検討
・事前放流については、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針（令和元年 12 月 12 日 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議）」に基づき、水系ごとに治水協定を締結し、事前放流を実施することとなった特定施設のダム及び利水ダムにおいて、関係機関（河川管理者、利水者等）との調整を行い、令和元年度までに策定済みのダムを含め、特定施設の 23 ダム、利水ダムの 11 ダムにおいて、事前放流実施要領を策定した。令和 2 年度は 11 ダムで延べ 21 回の事前放流を行った。

1－1－5 海外調査等業務の適切な実施

- コロナ禍における海外調査等業務の実施
・令和 2 年度においては、新型コロナウイルス感染症の世界的蔓延の影響により海外渡航が困難になったが、WEB 会議システムを活用した協議などを実施すること等により効率的な業務の実施に努めた。
・インドネシア国ダム再生案件においては、同国政府関係者との協議がWEB 会議によるものとなったが、国内外の関係者との事業化に向けた事前の調整を綿密に行った上で協議に臨むなどにより令和 2 年 10 月に同国で発出された「中期計画対外借款リスト 2020～2024」へも機構側が示した事業計画案に沿った形での掲載がなされたところであり、海外渡航による現地調査、協議などが可能であった場合と比較しても同等かそれ以上の成果を得た。

- 専門的な技術やノウハウを活用した海外インフラ事業に係る ODA 案件への参画
・平成 30 年度から令和 2 年度においては、国際協力機構（JICA）が委託する海外インフラ事業に係る ODA 案件 5 件について、民間コンサルタントから機構の経験・知見・ノウハウの提供を期待されたことを受け、JV を組成等して参画し、施工段階における我が国事業者の参入が期待される案件の形成を支援した。主な実施状況は以下のとおり。

<主な実施状況>

【チュニジア国 シディサレム多目的ダム流域総合土砂管理事業準備調査】

機構は、チュニジア国内で最も重要な貯水池において著しい堆砂が進行していることを受け、ダム関連施設の維持管理、操作及び貯水池管理を一貫して実施してきた技術と経験を活かし、現地の課題等に係る調査を実施。

【バングラデシュ国 南部チッタゴン地域水源開発に係る情報収集・確認調査】

機構は公的機関としてのノウハウを活用し、同国内での水資源開発事業や浄水施設まで含む用水供給事業を担う組織や法制度を検討。同国政府との間において、今後の調査、検討方針につき合意を形成し、我が国事業者の海外インフラ展開に向けた基盤作りを実施。

【フィリピン国 パッシグ・マリキナ川河川改修事業（フェーズ IV）詳細設計（令和 2 年 8 月完了）】

機構は、国内で培ったノウハウを活かし、利害関係者調整の役

割を担うべく設置されたものの6年間活動が滞っていた洪水対策委員会の開催支援を行うとともに、既設の堰等と新設する分派堰等を連携させた操作ルールの策定及び長寿命化を念頭に置いた維持管理計画の作成を行った。本業務については、発注者であるJICAから、「当初の期待を上回るレベルの業務が実施された」と評価され、機構が担当した分派堰の操作規則等の各種検討に関し、課題解決策の提案を主体的に行い、関係者の助言も踏まえて検討を進めたことが特筆された。さらに、本邦技術が適切に活用されるよう検討を行ったこと等もJV全体として評価を受け、今後の施工段階における我が国事業者の参入という面でも期待できる成果を挙げた。

○我が国事業者の参入の促進に資する調査等の実施状況

- ・11件の業務を受託し、水資源開発案件に関する課題やニーズの把握、課題解決方策の検討、案件候補の立案、我が国事業者の参入可能性検討、関係機関調整等、我が国事業者の参入促進に向けた調査・検討等を行った。

<主な実施状況>

【ミャンマー国における統合水資源管理マスターplanに関する案件】

機構を中心とした調査団が現地調査、協議等を計7回実施するとともに、案件の形成に向けて平成30年度から継続してミャンマー国政府や関係機関との調整を進めた。その結果、統合水資源管理マスターplanの必要性、重要性に関する理解が進み、同国政府から「バゴー・シッタン川流域統合水資源管理マスターplan策定」についての要請書が令和元年11月25日付けで日本国政府に提出された。これは、海外インフラ展開法が施行されて以来、機構が主体的に関与して案件形成し、正式に要請書が出された初めての成果である。

令和2年度においては、同マスターplan開発調査の実施に向けたJICA調査団に、「治水施設管理／水文観測」分野の専門家として職員1名を派遣して、ミャンマー国政府関係機関との協議等に参加させ、専門的知見等の提供を通じて今後の調査実施に向けた協力の枠組みに係る令和2年10月の同国政府側との合意形成に貢献した。

【インドネシア国におけるダム再生に関する案件】

令和元年度に現地調査、協議等を4回実施し、インドネシア国政府や関係機関に対策の提案を行った。その過程においてインドネシア国公共事業・国民住宅省バスキ大臣との面会打合せを2回実施し、ダムの堆砂状況等を踏まえて対策の必要性・緊急性への理解を得るべく日本側の課題認識や解決方針等を説明し、意見交換を実施した結果、同省水資源総局等から実施に向けた前向きな意向が示された。

令和2年度は、ダム再生事業2案件について、以下の取組を行った。

1) ダム再生事業2案件について、我が国事業者参入の観点から、日本における過去のダム再生事業に係る経験も踏まえた技術検討を実施。

2) 1)における技術検討も踏まえ、国土交通省とも協働して同国政府に対し、ダム再生事業に係る技術提案を行うなど、案件形成に向けた調整を推進。

これらの取組により、同国政府においてダム再生事業に係る理解の深化が進んだ結果、これら2案件については、令和2年10月に同国で発出された「中期計画対外借款リスト2020～2024」へも掲載された。同リストへの掲載は、これら2案件について対外借款による事業実施意思が公式に表明されたという意義があり、事業化に向け大きな進展となった。

○本邦技術情報のとりまとめ

- ・日本に優位性があり海外展開の可能性のあるインフラ施設に関する技術について、水資源分野を切り口にとりまとめたものがこれまでなかったことを踏まえ、機構は「水資源分野における

| | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|
| | | | <p>る我が国事業者の海外展開活性化に向けた協議会」（以下、本項において「活性化協議会」という。）事務局として、令和元年度の活動の中で、当該技術を保有する活性化協議会メンバー企業・団体等の協力も得て「水資源分野における日本の技術集（案）」を作成した。水資源分野における本邦技術の特徴や適用メリット及び留意事項をわかりやすくまとめ、日本語版と英語版を作成することで、海外での案件を検討する際、相手国が抱える課題に対して我が国が有する優れた技術を紹介して、我が国の幅広い技術と相手国側のニーズとのマッチングにより、本邦技術の海外での活用、また、我が国事業者の海外事業への参入につながる効果の高いものとして期待される。</p> <p>令和2年度は、さらに質の高い資料とするため、関連する企業・団体等の協力を得て、掲載技術の更新と新たな技術を追加するとともに、記述内容の充実を図った。</p> | | |
|--|--|--|--|--|--|

4. その他参考情報

特になし

様式 1－2－4－1 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | | | | | |
|--------------------|--|--|--|----------------------|--------------|--|--|
| 1－1 | 安全で良質な水の安定した供給 | | | | | | |
| | | | | 当該事業実施に係る根拠（個別法条文など） | 水資源機構法第 12 条 | | |
| 当該項目の重要度、困難度 | 重要度：「高」（既に気候変動の影響が顕在化する中、国民生活・経済にとって特に重要な 7 つの水資源開発水系において、産業活動の発展、国民経済の成長と国民生活の向上に必要不可欠な「安全で良質な水の安定した供給」を行うことが極めて重要であるため。） 難易度：「高」（複雑かつ高度な水利用が行われている 7 つの水資源開発水系において、広域的かつ複数の利水者に対して用水の適正配分、安定供給を実施するなど中立的で高い公共性が必要とされるため。） | | | | | | |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------|--|------------------------------|--------|-------|--------|--------|-----------------------------|-----------|-------------|-------------|-------------|--------|--|
| ①主要なアウトプット（アウトカム）情報 | | | | | | | ②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報） | | | | | | |
| 指標等 | 達成目標 | (参考) 前中期目標 期間最終年 度値 | H30 年度 | R 元年度 | R 2 年度 | R 3 年度 | | | H30 年度 | R 元年度 | R 2 年度 | R 3 年度 | |
| 補給日数割合 (計画値) | 補給必要日数 ^{※1} に 対する実補給日数の 割合（注 1）100% | — | 100% | 100% | 100% | | | 予算額（千円） | 43,573,066 | 45,967,077 | 45,457,032 | | |
| 補給日数割合 (実績値) | 補給必要日数 ^{※1} に 対する実補給日数の 割合（注 1） | 100.0% | 100% | 100% | 100% | | | 決算額（千円） | 40,331,708 | 43,589,472 | 44,491,700 | | |
| 達成度 | — | — | 100% | 100% | 100% | | | 経常費用（千円） | 110,042,915 | 111,397,356 | 114,215,290 | | |
| 供給日数割合 (計画値) | 供給必要日数 ^{※2} に 対する実供給日数の 割合（注 2）100% | — | 100% | 100% | 100% | | | 経常利益（千円） | △1,031,805 | △1,190,979 | △1,010,864 | | |
| 供給日数割合 (実績値) | 供給必要日数 ^{※2} に 対する実供給日数の 割合（注 2） | 99.9% | 100% | 100% | 100% | | | 行政コスト（千円） | 59,342,477 | 112,673,836 | 114,177,497 | | |
| 達成度 | — | — | 100% | 100% | 100% | | | 従事人員数 | 850 | 862 | 873 | | |

〈定量目標〉各年度の補給日数割合：補給必要日数^{※1}に対する実補給日数の割合 100% 各年度の供給日数割合：供給必要日数^{※2}に対する実供給日数の割合 100%

(注 1) ※1 補給必要日数：ダム下流の各取水地点の取水量や河川維持流量等を確保するため、ダム等に貯留した水を補給する必要がある日数（応急復旧に要する期間を控除）。

(注 2) ※2 供給必要日数：各利水者からの申込を受け、機構が管理する取水導水施設及び幹線水路等を介して水の供給が必要となる日数（応急復旧に要する期間を控除）。

(注 3) 水資源開発施設等の管理業務に係る予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

(注 4) 本項目のインプット情報については、セグメント情報との整合を図るため、中期目標で「一定の事業等のまとめ」と設定した「水資源開発施設等の管理業務」の予算額等を記載している。

(注 5) 従事人員数は、1月 1 日時点。

(注 6) 独立行政法人会計基準改訂前の平成 30 年度分の「行政コスト」は、「行政サービス実施コスト」を記載。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

| 中期目標 | 中期計画 | 主な評価指標等 | 法人の業務実績・自己評価 | | 主務大臣による評価 | | | |
|--|--|---|---|---|-----------|----------|----|--|
| | | | 業務実績 | 自己評価 | (見込評価) | (期間実績評価) | | |
| 機構は、水資源開発施設等の管理を行うことにより、産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域に対する水の安定的な供給の確保を図ることを目的とすることから、年間を通じて、各利水者に対し、安全で良質な水の安定した供給を行うこと。 (1) 安定した用水の供給等 施設管理規程に基づき的確な施設の管理を行い、安定的な水供給に努めること。特に、渇水等の異常時においては、河川管理者、利水者及び関係機関との調整を図り、被害が顕在化又は拡大しないよう、その影響の軽減に努めること。 | 別表1「施設管理」に掲げる53施設については、施設管理規程に基づいた的確な施設管理を行うことにより、24時間365日安全で良質な水を安定して供給する。 (1) 安定した用水の供給等 必要な水量を過不足なく適切なタイミングで供給するとともに、渇水時においても利水者間の調整が円滑になされるよう対応する。また、都市用水及び農業用水の水利用の変化に対しても対応できるよう関係機関と調整を進める。 ① 水象・気象等の情報及び利水者（水道事業者等）の申込水量を把握した上で、配水計画の策定、取水・配水量の調整を行い、利水者に対し、安定的かつ過不足なく必要水量を供給する。 ② 各利水者における効率的な水の利用に資するよう、主要な水源施設であるダム等の水管理に関する情報を毎日ウェブサイトにより提供する。 また、渇水時には利水者相互の調整が円滑に行われるよう、提供情報の充実を図り、河川管理者、利水者及び関係機関との一層の情報共有を図る。 ③ 異常渇水が発生した場合には、河川管理者、利水者及び関係機関との調整を図りながら、節水の啓発や効率的な水運用等を行い、国民生活及び産業活動への影響の軽減に努める。 | <主な定量的指標> ・各年度の補給日数割合100% ・各年度の供給日数割合100% <その他の指標> － <評価の視点> 的確な施設管理を行い、安全で良質な水を安定して供給することができたか。 渇水、水質悪化等の異常時に、その影響の軽減に努めたか。 | <主要な業務実績> ア. 安定的な水供給、適切な洪水調節 ・毎年度水道用水、工業用水及び農業用水として24時間365日安全で良質な水を安定的に供給するとともに、梅雨前線、台風等による洪水が発生した際には適切に洪水調節を行い、洪水被害の軽減を図った。供給日数割合及び補給日数割合共に定量目標100%を達成した。 ・令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の業務への影響を最小限とするため、場所の確保に苦慮しつつも全事務所における執務室の分離や複数の班編成による業務の実施等により、感染者及び濃厚接触者が発生した場合でも、残りの者で業務継続を可能とする体制を構築し、用水の安定供給、適切な洪水調節に取り組んだ。 [1-1-1 p. 2~6] イ. 異常渇水が発生した場合の影響の軽減 ・渇水となった場合は、本社・支社局及び事務所に渇水対策本部や渇水対策支部を設置し、関係機関と渇水調整を行うとともに、適時適切な水源情報の発信、節水の啓発等に取り組んだほか、下流河川への利水補給や降雨状況にあわせてダムからの補給量を適宜見直すなどの効率的な水運用を行い、ダムの貯留水を可能な限り確保し、国民生活及び産業活動への影響の軽減に努めた。 ・豊川水系では、令和元年5月に宇連ダムの有効貯水量が34年ぶりにゼロとなる異常渇水となったが、降雨等の気象情報の収集や天候に応じた水需要をきめ細かに収集し、取水量及び配水量の143回（渇水のない通常時の約1.4倍）の変更操作等きめ細かな施設操作を実施するとともに、ダム、調整池、頭首工等を総合的に運用し、佐久間導水施設から導水することで、通常時と比べ約1.5倍となる補給を行い、農業用水や都市用水の需要に対応した。また、効率的な水利用に向けて利水者等への水源情報の提供を通常の約6倍の頻度で行うとともに、節水対策協議会を5回開催し、機構が中心となり節水率等の調整や節水実施の合意形成を図った。 ・筑後川水系では降雨に伴う貯水量の増加が見込まれる平成31年3月から令和元年5月に降雨が少なく、筑後川本川の流況が悪化した。 筑後川下流水では、広範な受益地の多数の土地改良区に対して取水・配水管理に十分な配慮が必要であり、24時間体制できめ細かな配水管を行った。通水実施本部や水管理委員会の開催頻度を高め、利害の異なる利水者間の合意形成を図り、適正配分量調整を行った。江川ダム及び寺内ダムでは、代かき期の貯水率が過去最低値を更新した。両筑平野用水では、各々のダムの利水容量に対し利水者ごとに貯水率を管理するが、この異常渇水に対応し、江川ダムと寺内ダムでの利水容量の振替や、都市用水の利水容量を農業用水に振り替えるなどの利水調整を実現した。 ・吉野川水系では、令和3年1月に四国地方整備局、四国4県、機構が協働して、渇水による影響等を想定し、渇水対応の手順を明らかにする「吉野川水系渇水対応タイムライン」を全国のフルプラン水系に先駆けて策定した。 | <評定と根拠> 評定：A ・毎年度平常時には安定して必要な用水を供給し、渇水時には渇水対策本部等を設置して利水者や関係機関と調整を行い、ダム貯留水を効果的に運用して国民生活や産業活動への影響を軽減し、供給日数割合及び補給日数割合共に定量目標100%を達成した。特に令和2年度は、新型コロナウイルスの感染者・濃厚接触者が発生した場合でも業務継続を可能とする体制を構築し、業務への影響はなかった。 ・渇水への対応としては、特に令和元年度の豊川水系と筑後川水系での渇水時には、情報収集・共有に努め、きめ細やかな施設運用を行い、国民生活や産業活動への影響の軽減を図った。 豊川水系においては、宇連ダムの有効貯留水がゼロとなる中、機構が主体的に関係機関等と情報共有を図り、きめ細かな施設操作、水融通や地区内水源の活用により、渇水被害の軽減を図った。 また、筑後川水系においては、機構が主体的に関係機関等と情報共有を図るとともに流況や作付状況を適切に把握し、取水や配水について24時間体制できめ細かに施設操作を行った。さらに、江川ダム・寺内ダムの水源融通を行うなどで、農業用水に係る渇水被害の軽減を図った。 ・渇水対応タイムラインの策定により、関係機関相互の連携の強化と渇水対応力の向上が図られた。 ・都市用水及び農業用水の水需要動向や営農動向調査等諸調査により水利用実態を把握するとともに、水利使用変更に向け、河川 | 評定 | | 評定 | |

| | | | | |
|--|--|---|---|--|
| | <p>④ 社会・経済情勢や営農形態等の変化に伴って都市用水及び農業用水の水利用の変化の有無を確認し、水利用の実態把握に努める。また、この結果を踏まえ、必要に応じ、水利権の更新に向けて河川管理者、利水者及び関係機関との協議と調整を計画的に進める。</p> <p>(2) 安全で良質な用水の供給 日常的に水質情報を把握し、安全で良質な水の提供に努めること。また、水質が悪化した場合及び水質事故や第三者に起因する突発事象等発生時には、河川管理者、利水者及び関係機関との調整を図り、被害が顕在化又は拡大しないよう、その影響の軽減に努めるとともに、必要に応じその対応について率先した役割を担うこと。</p> | <p>[1-1-1(1) ③ pp. 8~21]</p> <p>ウ. 水利用実態の把握と水利権更新に向けた調整 ・近年の水利用の実態を踏まえた適正な水利計画の策定及び河川協議を推進するため、本社、各支社局及び事務所の河川協議担当者が中心となって、都市用水及び農業用水の水利使用に係る水需要動向や、近年の営農状況、末端水利利用状況など諸調査を実施して水利用実態を把握するとともに、水利権更新に向けた基礎資料とした。</p> <p>・水利使用変更に向け、河川管理者、利水者及び関係機関との協議調整を計画的かつ継続して進めた。両筑平野用水では、農業用水の現状を踏まえて河川管理者、利水者及び関係機関と協議調整を進め、水利使用協議書を提出し、河川管理者の同意を得た。</p> <p>[1-1-1(1) ④ pp. 21~22]</p> <p>エ. 計画的な水質管理 ・機構の管理する全施設において、毎年度、水質管理計画を策定し、これに基づき水質状況の把握、水質情報の利水者等への提供を行った。また、濁水長期化現象などが発生した際は、利水者等への影響を軽減するため、選択取水設備等を水質管理計画に基づき適切に運用した。</p> <p>[1-1-1 (2) ①② pp. 23~24]</p> <p>オ. 水質事故発生時等の影響の回避・軽減 ・各水系では例年、水質事故が発生しており、対応の遅れによっては、取水停止等の重大な被害に至る可能性がある。このため、各水路施設等の現場において、水質事故への備えを強化し、水質事故が発生した場合の初動対応の迅速性の確保や油流出事故等における被害拡大防止、効果的な吸着作業が実施できるよう、毎年度、定期的にオイルフェンス等の設置訓練を実施した。水質事故対応訓練は、機構単独で実施するほか、水質事故発生時における連携強化に向けて関係利水者と合同で実施するなど、より機動的な対応を図るための取組を実施した。</p> <p>・機構が発注する工事等に起因する水質事故を防止するため、水質汚濁対策の実施を工事の契約条件として付すとともに、安全協議会等の場を活用して水質事故発生事例や必要な対策の周知、工事現場での指導に取り組んだ。機構発注業務に起因する水質事故は平成30年度1件、令和元年度1件、令和2年度2件の発生があったが、事故発生後、直ちに油膜吸着作業等を実施し、利水者、第三者等への影響はなかった。事故発生に当たり、職員、受注者に対し安全対策、再発防止策について周知、徹底した。</p> <p>水質事故発生時は、水質汚濁防止協議会等から水質事故の場所や原因物質等の情報をリアルタイムで入手しつつ、機構の各施設に設置された油分計や油膜検知システムの計測データ等を利水者等関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、監視体制の強化等必要な対策を迅速に講じることで、事故による利水への影響を回避した。</p> <p>カ. 富栄養化現象や濁水長期化等の発生時の対応 ・毎年度、アオコ等による一時的な富栄養化現象、出水による濁水長期化現象が発生したが、河川管理者、利水者等の関係者への迅速な情報提供等や、臨時の水質調査を追加し状況を把握した。また、富栄養化現象が確認された場合は、水質保全設備の運用強化等により下流への影響の軽減に努めるとともに、出水により濁水を</p> | <p>管理者、利水者等との協議調整を計画的かつ継続して進めた。</p> <p>・全管理施設において水質管理計画を策定し、当該計画に基づく水質保全対策等により安全で良質な用水の供給を実施した。</p> <p>・機構が発注する工事等に起因する水質事故を防止するため、水質汚濁対策の実施を工事の契約条件に付し現場の指導に取り組んだ。機構発注業務に起因する水質事故の発生に際しては直ちに対応作業を実施することで、利水者等への影響はなかった。</p> <p>・富栄養化現象や濁水長期化現象など水質状況が変化した場合には、水質状況の監視を強化するとともに、水質保全設備の運用強化等によりその影響の回避・軽減に努めた。</p> <p>・水質悪化時には、河川管理者、利水者等との連携を図り、その影響の回避・軽減を行った。また、水質事故の発生時には、水質被害の拡大防止を図った。</p> <p>・平成30年6月の豪雨による飛騨川の異常高濁度水の発生に対し、河川管理者や利水者等と迅速な協議、調整を図り、利水者と連携した対応で水道用水の減断水被害を回避、幹線水路に滞留した高濁度水を希釈するフラッシュ操作の迅速な実施による浄水場取水停止時間の短縮を通じて影響の回避・軽減を図った。この突発的事象を受けて「異常高濁度時における取水口等の運用方針(案)」を作成したことで、その後の高濁度水発生事案に対しても浄水場の減断水被害を発生させることなく管理運用を実施した。</p> <p>・三重県企業庁の水道送水管で発生した漏水事故では、同企業庁からの要請を受け、直ちに関係機関と調整の上、速やかに取水系統</p> | |
|--|--|---|---|--|

| | | | | |
|--|--|---|--|--|
| | | <p>貯留した場合には、濁水放流期間の長期化を回避・軽減できるように努めた。(水質変化現象発生施設数：平成30年度27施設、令和元年度21施設、令和2年度21施設)</p> <p>キ．水質事故発生時の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水路やダム貯水池等の機構施設やその周辺において、交通事故や不法投棄といった第三者に起因する油流出等の水質事故が58件発生し、関係機関等で構成される水質汚濁対策連絡協議会、利水者等と迅速な連絡調整を図って情報を共有するとともに、必要に応じてオイルフェンス、オイルマット設置等の拡散防止対策を実施し、水質被害の拡大を防止した。 <p>ク．突発的な河川水の異常高濁度発生時の影響回避・低減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年6月の岐阜県下呂地区での集中豪雨により、飛騨川では管理開始以降経験のない水質測定計器の測定範囲上限2,000mg/Lを超える高濁度水が流下し、木曽川用水(木曽川右岸施設)の白川取水口での水質が急激に悪化した。 この経験のない突発的な高濁度障害を受け、河川管理者、利水者と迅速な協議、調整を図り、河川からの取水量(高濁度水の流入)を減量するとともに、利水者側で浄水場の取水系統を切替え、そのために必要な水源計画の検討を行うことにより水道の減断水被害を回避した。また、地区内調整池の貯留水の活用により、農業用水への安定供給を図った。 河川水の濁度が沈静した後は取水量を増量して幹線水路内の高濁度水を希釈するフラッシュ操作を迅速に実施することにより、濁度が浄水場で通常処理が可能となるまでの沈降時間を約9時間短縮(推定)させ、浄水場取水停止時間の低減に寄与した。 この経験のない突発的な高濁度障害を受け、直ちに水道利水者等と協議を行い、機構の培った管理技術を発揮して「異常高濁度時における取水口等の運用方針(案)」を策定した。平成30年7月豪雨、令和2年7月の豪雨で同様の水質悪化事象が発生したものの、本運用方針(案)に基づく対応を行うことにより浄水場の減断水被害を発生させることなく管理運用を実施した。 ・平成31年3月に、木曽川用水から供給を受ける三重県企業庁の送水管において漏水事故が発生し、送水管の復旧が完了するまでの間、別系統からの振替供給が必要となつた。同企業庁からの要請を受け、直ちに河川管理者及び利水者と調整し、取水系統の異なる三重用水系統を活用した緊急振替供給を実施して四日市市等の受水市町(給水人口約1万9千人に相当)の減断水被害の影響を回避した。この取組に対して、利水者から感謝の意が伝えられた。 <p>[以上 1-1-1 (2) ③ pp. 25~31]</p> | <p>の異なる三重用水系統からの緊急振替供給を実施し、この取組に対して、利水者から感謝の意が伝えられた。</p> <p>・難易度「高」と設定された本項目について、以上の取組及び成果により、令和3年度においても計画を着実に実施する見込みであり、中期目標を十分に達成しているほか、特に令和元年度の渇水対応において厳しい水源状況にあって施設の総力を結集してきめ細かな補給操作を行い、また各施設間の水融通や利水者等との調整を行うことにより水の安定供給に努め、国民生活や産業活動への影響の軽減を図ったこと、平成30年度の高濁度障害の発生時に適切に取水配水操作を行ったことにより被害の回避・軽減に努めるなど所期の目標を上回る取組もあったことを踏まえ、A評価とした。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし。</p> | |
|--|--|---|--|--|

注) 表中、業務実績欄の〔 〕内は、「第4期中期目標期間業務実績報告書」における記載箇所を示す。

4. その他参考情報

特になし

様式 1－2－4－1 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | | |
|--------------------|---|----------------------|--------------|--|
| 1－2 | 洪水被害の防止・軽減 | | | |
| | | 当該事業実施に係る根拠（個別法条文など） | 水資源機構法第 12 条 | |
| 当該項目の重要度、困難度 | 重要度：「高」（既に気候変動の影響が顕在化する中、国民生活・経済にとって特に重要な 7 つの水資源開発水系において、国民生活・経済に必要不可欠な「洪水被害の防止・軽減」を行うことが極めて重要であるため。） 難易度：「高」（① 降雨等の定量予測については、ダム流域という比較的狭いエリアが対象であるため、依然として精度上の技術的制約があるなかで、確実な洪水調節を実施する必要があるため。② 近年の気候変動等による局所的な豪雨や、記録的な短時間雨量など、施設計画規模を超える洪水に対応しなければならない災害が増加しつつあるため。③ 下流河川整備の状況を踏まえつつ、下流自治体等と住民避難に関する情報等を共有しながら高度な専門技術を必要とするダム等施設管理を的確に実施する必要があるため。） | | | |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------|---------------------|------------------------------|--------|-------|--------|--------|--|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|--------|--|
| ①主要なアウトプット（アウトカム）情報 | | | | | | | | ②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報） | | | | | |
| 指標等 | 達成目標 | (参考) 前中期目標 期間最終年 度値 | H30 年度 | R 元年度 | R 2 年度 | R 3 年度 | | | H30 年度 | R 元年度 | R 2 年度 | R 3 年度 | |
| 洪水調節適正実施割合（計画値） | 洪水調節適正実施割合（注 1）100% | — | 100% | 100% | 100% | | | 予算額（千円） | 43,573,066 (25,248,571) | 45,967,077 (26,325,416) | 45,457,032 (26,491,796) | | |
| 洪水調節適正実施割合（実績値） | 洪水調節適正実施割合（注 1） | 100% | 100% | 100% | 100% | | | 決算額（千円） | 40,331,708 (23,581,250) | 43,589,472 (25,140,793) | 44,491,700 (26,258,906) | | |
| 達成度 | — | — | 100% | 100% | 100% | | | 経常費用（千円） | 110,042,915 (61,611,801) | 111,397,356 (61,757,646) | 114,215,290 (64,011,035) | | |
| | | | | | | | | 経常利益（千円） | △1,031,805 (△703,280) | △1,190,979 (△659,364) | △1,010,864 (△598,726) | | |
| | | | | | | | | 行政コスト（千円） | 59,342,477 (34,209,572) | 112,673,836 (62,745,839) | 114,177,497 (64,030,097) | | |
| | | | | | | | | 従事人員数 | 850 (516) | 862 (511) | 873 (534) | | |

〈定量目標〉各年度の洪水調節適正実施割合：100%

(注 1) 洪水調節適正実施割合は、洪水回数に対して適正に洪水調節対応を行った割合である。

(注 2) 水資源開発施設等の管理業務に係る予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。(注 3) () は、ダム等の管理業務に係る予算額等を参考値として示すもので内数である。

(注 4) 従事人員数は、1月1日時点。(注 5) 独立行政法人会計基準改訂前の平成 30 年度分の「行政コスト」は、「行政サービス実施コスト」を記載。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

| 中期目標 | 中期計画 | 主な評価指標等 | 法人の業務実績・自己評価 | | 主務大臣による評価 | | |
|--|--|--|---|-----------|-----------|-----------|--|
| | | | 業務実績 | 自己評価 | (見込評価) | (期間実績評価) | |
| 機構は、洪水（高潮を含む。）防御の機能又は流水の正常な機能の維持と増進をその目的に含む「特定施設」の管理を行うことから、治水機能を有するダム等施設においては、的確な洪水調節等の操作を行い、洪水被害の防止又は軽減を図ること。 また、下流で洪水被害の発生が予想される場合及び既に被害が発生している場合において、下流自治体から洪水被害軽減に係る要請があった場合等は、今後のダム流域への降雨等も勘案しつつ可能な範囲で、通常の洪水調節よりも貯留量を増やして容量を有效地に活用する高度な操作等に努めること。 | <p>(1) 的確な洪水調節等の実施と関係機関との連携 洪水被害の防止・軽減を図るため、ダム等の施設により的確な洪水調節等を実施するとともに、河川管理者、関係地方公共団体と連携し、流域の安全を確保する。 ① 洪水の発生に対して、施設管理規程に基づく洪水調節等を的確に行い、ダム等の治水効果を確実に發揮させる。 ② 洪水時におけるダム等の操作、ダム等下流の河川の状況、計画規模を超える出水における浸水被害想定等について、河川管理者と連携して関係地方公共団体へ説明し、当該地域における浸水リスクについての認識を共有する。 また、ダム等下流市町村の防災力の向上に資するため、大規模氾濫減災協議会に参加するほか、ダム等の放流警報設備を情報伝達手段として活用することについて地方公共団体に働きかけを行う。 ③ 洪水時には、関係地方公共団体及び関係機関に、防災、避難等の判断に資する情報の提供等を適時的確に行う。</p> <p>(2) 異常洪水に備えた対応の強化 異常洪水における洪水被害の防止・軽減に向けた取組の強化を図るため、既存施設の機能を最大限活用する洪水調節方法</p> | <p><定量目標></p> <ul style="list-style-type: none"> 各年度の洪水調節適正実施割合 100% <p><指標></p> <p><評価の視点></p> <p>的確な洪水調節等を実施し、洪水被害の防止又は軽減を図ることができたか。</p> <p><主要な業務実績></p> <p>ア. 洪水対応業務等実績</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年度から令和 2 年度までの間において、3,952 回、延べ 7,288 日の防災態勢（注意態勢、第一警戒態勢、第二警戒態勢及び非常態勢）を執り、洪水被害の防止・軽減に努めた。 平成 30 年度から令和 2 年度までの間において、洪水調節を目的に含む全 24 ダムのうち延べ 53 ダムにおいて延べ 145 回の洪水調節を実施し、ダム下流の洪水被害の防止・軽減を図り、定量目標である洪水調節適正実施割合 100% を達成した。 <p>イ. 主な洪水対応実績</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年 7 月豪雨は、岩屋ダム、日吉ダム、一庫ダムで管理開始以来最大の流域平均雨量、ダム計画雨量を超えるこれまでに経験のないものとなった。岩屋ダムでは、ダムの洪水流量を超える流入量のピークが 3 回発生する異例の三山洪水となる中、ダム下流沿川の関係地方公共団体、消防・警察等の関係機関に対して、異常洪水時防災操作の開始の通知を行ったところ、住民避難のため異常洪水時防災操作の開始時刻を遅らせて欲しい旨の要請があり、異常洪水時防災操作開始水位を超えた後も、その後の刻々と変化する降雨状況及びダム流入量の変化を捉え、洪水時最高水位までの残容量を計算しながら、管理開始以来初めてとなる異常洪水時防災操作について開始タイミングを見極めるという極めて難易度の高い洪水調節を実施した。 異常洪水時防災操作移行後は、下流河川の安全性を考慮した時間当たりの放流量の增量限度を臨機に定めた操作を行いつつ、貯水容量の 98% まで洪水を貯留することで、管理開始以降最大となる洪水調節総量約 5,900 万 m³ の洪水を貯留し、ダムへの最大流入時に下流へ流す水量を約 4 割低減させ、ダム下流の東沓部地点での河川水位をダムがない場合と比べ、推定で最大約 1.0m 低減させるなど、下流沿川の洪水被害を低減させた。 これらの一連の洪水調節は、下流域の洪水被害拡大防止を図る取組として、「日本ダムアワード 2018」において、「ダム大賞」及び「洪水調節賞」を受賞するなどの評価が得られた。 日吉ダムでは、異常洪水時防災操作移行後も、過去の経験等を踏まえつつ下流の河川状況や降雨状況、降雨予測等を勘案し、流入量に対して放流量を減量する特別な操作を実施した。その結果、貯水位は洪水時最高水位 +0.40m の超過、治水容量の使用率にして 103% と、洪水時最高水位を超える水位まで洪水を貯留することで、過去最大と同等の洪水調節総量約 4,400 万 m³ の洪水を貯留し、ダムへの最大流入時に下流へ流す水量を約 9 割低減させ、ダム下流の保津橋地点での河川水位をダムがない場合と比べて推定で約 0.76m 以上低減させるなど、下流沿川の洪水被害を低減させた。 一庫ダムでは、管理開始以来初めてとなる異常洪水時防災操作に当たり、操作開始予定期刻より 50 分も早く異常洪水時防災操作開始水位に到達したものの、ダム下流沿川の関係地方公共団体等が実施する | <p><評定と根拠></p> <p>評定：A</p> <ul style="list-style-type: none"> 台風や前線に伴う豪雨に対し、ダムにおいて的確な防災操作により洪水調節を実施し、ダム下流域の洪水被害の防止・軽減に貢献し、定量目標である洪水調節適正実施割合 100% を達成した。 特に、平成 30 年 7 月豪雨に対する岩屋ダム及び日吉ダム、一庫ダムでの対応、令和元年台風第 19 号に対する下久保ダム、草木ダムでの対応は難易度の高い洪水調節であり、下流沿川の洪水被害の低減に大きく貢献した。これらの対応は外部からも高く評価され、平成 30 年 7 月豪雨における岩屋ダムでの対応は、「日本ダムアワード 2018」において、「ダム大賞」及び「洪水調節賞」を、令和元年台風第 19 号に対する草木ダムの対応については、令和 2 年度土木学会賞（技術賞）、ダム工学会技術賞をそれぞれ受賞した。 異常豪雨の頻発化に備えたダムの洪水調節機能と情報の充実に向けて（提言）に基づく取組として、ダム下流河川における浸水想定図等の作成を行い、河川管理者と調整し、公表を行うとともに関係公共団体に情報提供を行った。また、異常洪水時防災操作移行時に住民等に対して的確に警報を伝えるため、堤内地向けのスピーカー増設や無指向性サイレンの増設などの改良工事を実施した。放流警報手法の見直しとして、全てのダムにおいて、緊急性が伝わる音声放送の見直し及び異常洪水時防災操作開始前の緊急効果音の追加を行った。 「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」に基づき河川管理者と協働 | <p>評定</p> | | <p>評定</p> | |

| | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|
| | | <p>の検討を進め、実施の可能性が見出された施設については、実運用に向け関係機関と調整を図った上で、各操作の運用を開始する。</p> <p>なお、特別防災操作がダム等下流の河川改修の進捗と関係する面があることも踏まえ、水系全体の治水安全度向上に向け、河川の整備手順や整備方法について、河川管理者と連携して検討を進めます。</p> | <p>水防活動や避難活動に要する時間を考慮し、操作開始予定時刻を遅らせ、降雨状況を見ながら放流量を調整して所定の放流量に擦り付けていくという特別な操作方法を行った。これらの一連の防災操作により、貯水容量の93%まで洪水を貯留することで、管理開始以降最大となる洪水調節総量約1,600万m³の洪水を貯留し、ダムへの最大流入時に下流へ流す水量を約8割低減させ、ダム下流の多田院地点での河川水位をダムがなかった場合と比べて推定で約0.75m以上低減させるなど、下流沿川の洪水被害を低減させた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年台風第19号では、下久保ダム、草木ダムにおいて管理開始以降、最大規模となる洪水に見舞われた。 下久保ダムでは、管理開始以降最大となる洪水に対し、降雨状況や流入予測、下流河川の状況、貯水池の安全性を勘案し、関係利水者、関東地方整備局と協議を重ね、事前放流や特別防災操作を的確に実施したこと、洪水調節容量の確保及びダムの洪水調節機能を最大限に活用し、利根川本川の洪水を安全に流下させ、ダム下流の洪水被害の防止・軽減を図った。これらの一連の防災操作により、約3,141万m³の洪水を貯留し、ダムへの最大流入時に下流へ流す水量を約5割低減させ、ダム下流の若泉地点での河川水位をダムがない場合と比べて推定で約1.8m低減させた。 草木ダムでは、非洪水期において最大となる洪水に対し、予備放流による洪水調節容量を確保しつつ刻々と変化する降雨状況や流入予測等を捉え、ダム操作方法について検討した結果、施設管理規程に基づく通常のダム操作を実施した場合は、異常洪水時防災操作を避けられないと予測され、ダム下流地点の浸水被害の発生が懸念された。関係利水者、関東地方整備局と協議を重ね、予備放流に加え事前放流を実施した。これらにより、管理開始以降、非洪水期において最大となる洪水に対して、約2,184万m³の洪水を貯留し、ダム下流の高津戸地点の水位を約2.6m低下させ、下流沿川の洪水被害を防止・軽減した。 この過去に例のない規模の事前放流を伴う洪水調節が評価され、令和2年度土木学会賞（技術賞）、ダム工学会技術賞を受賞した。 令和2年7月豪雨では、寺内ダム、小石原川ダムにおいて計画規模を超える最大流入量が記録された。寺内ダムでは、洪水被害の防止又は軽減を図るため、必要な態勢を確保し、関係機関との連絡調整を行いつつ、流出予測システムを活用することにより、防災操作を確実に実施した。これらの一連の防災操作により、約357万m³の洪水を貯留し、ダムへの最大流入時に下流へ流す水量を約6割低減させ、ダム下流の金丸橋地点での河川水位をダムがない場合と比べ推定で約1.57m（速報値）と、避難判断水位以下に低減させて下流沿川の洪水被害を防止・軽減した。試験湛水中の小石原川ダムでは、洪水被害の防止又は軽減を図るため、試験湛水中における防災操作、管理開始以降、初めての洪水対応であったが、必要な態勢を確保し、関係機関との連絡調整を滞りなく行うことで確実な防災操作を行った。これらの一連の防災操作により、ほぼ全量の約1,000万m³の洪水を貯留し、ダムへの最大流入時に下流へ流す水量を約6割低減させ、ダム下流の栄田橋地点での河川水位をダムがない場合と比べ推定で約0.65m（速報値）低減させた。[1-1-2(1) ① pp. 35~52] | <p>し、関係利水者の理解を得た上で、一級水系の特定施設24ダムと利水8ダム、二級水系の利水4ダムで治水協定を締結した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 洪水調節を目的に含む全24ダムにおいて、洪水期前に防災操作説明会等を開催して、洪水時におけるダムの防災操作等について関係機関との情報共有を行った。また、ダム下流における住民が避難行動を具体的に想定できるよう地元説明会やチラシの配布等を実施した。ただし書き操作（異常洪水時防災操作）要領を所有する18ダムでは、異常洪水時防災操作での放流警報の緊急効果音の説明会及び警報の試験吹鳴等を行った。 18市町村と協定を締結し、関係市町村がダムの放流警報施設を使用して流域住民に洪水時の警戒避難の情報伝達が行える体制を整備し、地方公共団体との連携・協力体制を強化した。 関係機関等へのダム防災操作等の情報伝達、ダム操作演習の実施など、洪水被害の防止・軽減に向けた取組を毎年度着実に実施するとともに、洪水調節状況等をリアルタイムにウェブサイトで公表した。 「既存ダムの洪水調節機能強化に向けた基本方針」に基づく新たな運用を開始するため、治水協定を締結して事前放流を実施することとなった特定施設の23ダム及び利水ダムの11ダムで、河川管理者、利水者等との調整を行い、事前放流実施要領を定めた。また11ダムで延べ21回の事前放流を行った。 利水ダム3ダムで延べ8回の事前放流を実施した。令和2年7月豪雨において関係機関や関係利水者と協議し、理解を得た上で、牧尾ダムの機能を最大限活用した洪水対応を行い、下流町村の首長より感謝の意が表された。 | |
|--|--|--|--|--|--|

| | | | | |
|--|--|---|---|--|
| | | <p>ウ. 異常豪雨の頻発化に備えたダムの洪水調節機能と情報の充実に向けて（提言）に基づく取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「異常豪雨の頻発化に備えたダムの洪水調節機能に関する検討会」の提言に基づく取組を行った。具体的には、洪水予報河川又は水位周知河川に指定されていないダム下流河川において、ダム計画規模を超える出水（ダムの異常洪水時防災操作時等）における円滑かつ迅速な避難の確保等を図るため、想定最大規模降雨による浸水想定図の作成を行い、河川管理者と調整し、河川管理者またはダム管理者から公表を行うとともに関係地方公共団体に情報提供を行った。また、異常洪水時防災操作移行時に住民等に対して的確に警報を伝えるため、関係地方公共団体と調整を図り、堤内地向けのスピーカー増設や無指向性サイレンの増設などの改良工事を実施した。放流警報手法の見直しとして、サイレン吹鳴、スピーカーによるアナウンスによって住民等に放流を伝える放流警報について、全てのダムにおいて、緊急性が伝わる警報手法への見直しとして、音声放送の見直し及び異常洪水時防災操作開始前の緊急効果音の追加を行った。 <p>エ. 既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針に基づく取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」に基づき、一級水系に存する特定施設の24ダム及び利水ダム8ダムについて、各地方整備局と協働して関係利水者等への説明を行い、理解を得た上で、令和2年6月までに河川管理者、ダム管理者及び関係利水者等の間で治水協定を締結した。二級水系においては、利水ダム5ダムのうち4ダムで、令和2年度末までに治水協定を締結した。 <p>オ. 出水時の円滑な対応のための情報共有等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洪水調節を目的に含む全24ダムで関係地方公共団体への防災操作説明会を洪水期前に開催し、洪水時のダムの防災操作、ダム下流河川の状況、計画規模を超える出水時における浸水被害想定等について、河川管理者及び関係地方公共団体との情報共有を行った。また、ダム操作やその際に提供される情報とその意味について正しく理解し、自らの避難行動を具体的に想定できるよう、ダム操作に関する情報提供等に関わる住民説明会について、全ダムで地元地方公共団体との調整の他、地元説明会やチラシ配布等を実施した。ダムの洪水調節機能を踏まえた住民参加型訓練については、阿木川ダムにおいて、地元地方公共団体が実施する総合防災訓練に地元住民と合同で参加し、ダムの洪水調節方法、事前放流、異常洪水時防災操作、警報設備改良・警報内容の説明を行った。また、18ダムにおいて異常洪水時防災操作での放流警報の緊急効果音の説明会及び警報の試験吹鳴等を行った。 ・市町村がダムの放流警報施設を流域住民への警戒避難の情報伝達手段として活用することについて、ダム下流の関係市町村に働きかけを行い、令和2年度末において13ダムの18市町村と協定を締結した。 <p>カ. 水防災意識社会再構築ビジョンに基づく取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水防災意識社会再構築ビジョンに基づく取組として、関連河川の「大規模氾濫減災協議会」に参画し、出水時におけるダムからの情報伝達や洪水発生時の対応に関する説明を行うなど、情報の共有・リスクコ | <ul style="list-style-type: none"> ・特別防災操作要領の策定に向け、実施の可否等の検討を行い、17ダムで実施要領の具体的な検討及び関係機関との調整を行った。 ・ただし書き操作（異常洪水時防災操作）要領を所有する18ダムにおいて、住民の避難等の措置を勘案し、理事長承認の追加、放流通知の追加、危険防止のための通知等について要領の改定を行った。 ・異常洪水時に的確な洪水調節を行うため、河川管理者と連携し、洪水被害の防止又は軽減を図るために、18ダムで異常洪水時防災操作の演習を実施した。 <p>・難易度「高」と設定された本項目について、以上の取組及び成果により、令和3年度においても計画を着実に実施する見込みであり、中期目標を十分に達成しているほか、特に平成30年7月豪雨に対する岩屋ダムにおける異常洪水時防災操作開始のタイミングを遅らせる対応や、令和元年台風第19号に対する草木ダムにおいて予備放流と事前放流を行い、計画以上の洪水を貯留した対応、11ダムの事前放流の対応は、機構の持つ高いダム管理技術力を駆使して関係機関や河川管理者等との連携を図りつつ、洪水に対応する操作を的確に行うことなどにより、沿川の浸水被害を防止・低減して住民の生命・生活を守ることに大きく貢献したものであり、所期の目標を上回るものと考えられるため、A評価とした。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし。</p> | |
|--|--|---|---|--|

ミュニケーションに努めたほか、当該河川の危険箇所等の共同点検活動に参加した。
〔以上 1-1-2(1) ② pp. 52～56〕

キ. 関係機関への洪水情報提供

- ・治水機能を有するダム等において、毎年度、関係機関等に対し、ダムの防災操作や警報等の情報伝達を確実に実施した。
- ・防災操作等の通知文を見直し、分かりやすい文面になるとともに、地域住民を始め広く国民の理解を深めるよう、ウェブサイトにダムの洪水調節状況とその効果をリアルタイムで公表した。

〔1-1-2(1) ② pp. 56～57〕

ク. 既存施設の機能を最大限活用する洪水調節方法の検討

- ・事前放流については、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針（令和元年 12 月 12 日 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議）」に基づき、水系ごとに治水協定を締結し、事前放流を実施することとなった特定施設のダム及び利水ダムにおいて、関係機関（河川管理者、利水者等）との調整を行い、令和元年度までに策定済みのダムを含め、特定施設の 23 ダム、利水ダムの 11 ダムにおいて、事前放流実施要領を策定した。令和 2 年度は 11 ダムで延べ 21 回の事前放流を行った。
- ・利水ダムの事前放流は、宇連ダム 1 回、大島ダム 3 回、牧尾ダム 4 回の合計 8 回実施した。
牧尾ダムでは、令和 2 年 7 月豪雨においてダムへの流入予測が設計洪水位を超えるおそれがあったことから、関係機関や関係利水者と協議し、理解を得た上でダムの貯水位を予備放流水位より下げる操作を行った。これらの一連の取組により、約 1,500 万 m³ の洪水調節可能容量を確保し、最大約 180 m³ の放流量低減を図り、既存施設の機能を最大限活用した洪水対応を行った。木曽川上流部では味噌川ダムの洪水調節容量に加えて牧尾ダム等 8 つの利水ダムにおける事前放流等の取組により、ダム下流の桃山水位観測所地点における流量を約 2 割低減させる効果があったものと推定された。豪雨後には下流 3 町村の首長が牧尾ダムに職員への感謝と激励に来所したほか、新聞、テレビ等で多く報道された。
- ・特別防災操作については、河川管理者とともに平成 29 年度までに行った実施の可否や実施要領の検討を踏まえ、平成 30 年度及び令和元年度に特定施設の 17 ダムで実施要領の具体的な検討及び関係機関との調整を行い、令和元年度には 5 ダムについて、特別防災操作に関する要領が河川管理者により定められた。
- ・ただし書き操作（異常洪水時防災操作）要領を策定している 18 ダムにおいて、住民の避難等の措置を勘案し、理事長承認の追加、放流通知の追加、危険防止のための通知等について要領の改定を行った。
- ・平成 30 年度より毎年度、異常洪水時防災操作要領を策定している全 18 ダムにおいて、ダムの計画規模を超える洪水に対して、異常洪水時防災操作の演習を行った。演習では、国土交通省のダム統合管理事務所等との連携を想定し、異常洪水時防災操作時において、ダム下流河川の水位上昇と危険箇所の状況を考慮し、ダムの空き容量を最大限活用して貯留することで放流量を抑制し、ダム下流沿川の浸水被害を最小限に抑える特別防災操作を試行的に実施する訓練を行った。

| | | | | | | |
|--|--|--|----------------------|--|--|--|
| | | | [1-1-2(2) pp. 59~64] | | | |
|--|--|--|----------------------|--|--|--|

注) 表中、業務実績欄の〔 〕内は、「第4期中期目標期間業務実績報告書」における記載箇所を示す。

| |
|------------|
| 4. その他参考情報 |
|------------|

| |
|------|
| 特になし |
|------|

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | | | |
|--------------------|---|----------------------|--------------|--|--|
| 1－3 | 危機的状況への的確な対応 | | | | |
| | | 当該事業実施に係る根拠（個別法条文など） | 水資源機構法第 12 条 | | |
| 当該項目の重要度、困難度 | <p>重要度：「高」（近年、風水害、渇水地震等の災害が多発化、激甚化しつつある中で、国民生活・経済に必要不可欠な水資源開発施設の被災等を極力軽減し、早期に復旧を図ることは極めて重要であるため。また、他機関施設の被災時に、機構の有する高い技術力等を活かし、被災による影響の軽減や早期復旧のための支援を行うことが極めて重要であるため。）</p> <p>難易度：「高」（目標として、①風水害、大規模地震、異常渇水等の危機的状況については、様々な被害状況等に対応できるよう、十分な危機管理体制を整備する必要があると同時に、発生した被害状況に応じて高い技術力を必要とする迅速な施設復旧を行うこと。②被災状況等に応じて協力業者、物資等の確保や備蓄資材を活用した直営の支援を実施するなど、機構の業務に支障のない範囲で、機構の技術力を活かした他機関施設の復旧対応等、他機関への迅速な支援を行うことを設定しているため。）</p> | | | | |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | |
|---------------------|------|------------------------------|--------|-------|--------|--------|--|
| ①主要なアウトプット（アウトカム）情報 | | | | | | | |
| 指標等 | 達成目標 | (参考) 前中期目標 期間最終年 度値 | H30 年度 | R 元年度 | R 2 年度 | R 3 年度 | |
| 災害対応訓練の実施回数 | — | 280 回 (注 1) | 383 回 | 404 回 | 392 回 | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

〈指標〉 各年度の災害対応訓練の実施回数

(注 1) 第3期中期目標期間の平均実施回数（見込み）による。

(注 2) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

(注 3) 本項目に係る業務は、ダム・水路等の建設・管理の一環として全社的に取り組んでいるものであり、本項目に相当する的確なセグメント情報を有しておらず、参考となるインプット情報を算出することも技術的に困難なため、機構全体の計数としている。

(注 4) 従事人員数は、1月1日時点。(注 5) 独立行政法人会計基準改訂前の平成30年度分の「行政コスト」は、「行政サービス実施コスト」を記載。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

| 中期目標 | 中期計画 | 主な評価指標等 | 法人の業務実績・自己評価 | | 主務大臣による評価 | | | |
|-----------------------|--|--|--|---|-----------|----------|----|--|
| | | | 業務実績 | 自己評価 | (見込評価) | (期間実績評価) | | |
| (1) 機構施設の危機的状況への的確な対応 | (1)-1 危機的状況に対する平常時からの備えの強化 大規模地震の発生時に水供給に係る施設の機能が最低限維持できるよう、様々な事態に対して確実に対応するために各種設備の充実を図る。また、大規模地震、水インフラの老朽化に伴う大規模な事故、異常渇水等の危機的状況の発生に対しても、被害拡大の防止、水の安定供給、施設機能の早期回復に努めるため、平常時より防災業務計画を適宜見直し、実践的な訓練の実施等の様々な取組を進める。 ① ダム、堰及び水路の効率的かつ迅速な施設管理を推進するため、管理用制御処理設備を計画的に整備・更新する他、施設のリアルタイム映像による監視を目的としたネットワークカメラ等の整備を行い、防災時等における確実な施設操作の充実を図る。 ② 備蓄資機材の融通や情報共有等に加え、大規模地震、水インフラの老朽化に伴う大規模な事故、異常渇水等の危機的状況を想定した訓練を国及び関係機関と連携して実施する。また、非常時参集訓練、設備操作訓練、備蓄資機材等を活用した訓練等の個別訓練を実施することにより、危機管理能力の向上を図り、発災時の被害の軽減に努める。 ③ 危機管理体制維持のため、防災宿舎の適切な整備を実施する。 | <主な定量的指標> — <その他の指標> 各年度の災害対応訓練の実施回数 <評価の視点> 危機的状況に備え、日頃から危機管理体制の整備、訓練等による危機管理能力の強化を図り、危機的状況の発生時には的確な対応を図ったか。 災害発生時に迅速な復旧工事を実施したか。関係機関との連携を図っているか。 | <p><主要な業務実績></p> <p>ア. 管理用制御処理設備及び監視カメラの整備 ・ダム、堰及び水路の効率的かつ迅速な施設管理を進めることで、令和2年度に新宮ダム、矢木沢ダム及び早明浦ダムにおいて管理用制御処理設備の整備を完了させ、また、施設のリアルタイム映像による監視のための監視カメラについて、平成30年度に大山ダム、令和元年度に利根川河口堰、令和2年度に一庫ダムの整備を完了させることにより、防災時等における確実な施設操作の充実を図った。 〔1-1-3(1)-1 ① pp. 66~67〕</p> <p>イ. 関係機関との情報共有 ・(一社)日本工業用水協会が整備している備蓄資材データベースに登録している機構の備蓄資材データを毎年度更新し関係機関との情報共有を行った。 ・平成30年12月に(公社)日本水道協会と災害発生時に飲用水の確保、水道施設等の早期復旧を図るために、支援活動に関する「災害時における支援活動に関する協定」を締結し危機管理体制の強化を図った。</p> <p>ウ. 各種防災会議等への参画による関係機関との連携強化 ・防災業務計画及び業務継続計画に基づき、大規模地震に対する施設の安全の確保と用水の安定供給のため、迅速な情報収集及び情報提供が可能となるよう関係機関との連携を強化した。</p> <p>エ. 危機的状況を想定した訓練 ・大規模地震、異常渇水等の危機的状況が発生した場合の危機管理能力の向上と被害の軽減に努めるため災害対応訓練を実施した。なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため密を避けるなど感染予防を施しながら訓練を実施した。 ・機構の全ダム管理所と河川管理者等が連携して洪水対応演習を毎年度実施し、危機管理能力の向上を図った。 ・国土交通省、利根川流域1都6県等が主催する利根川水系連合・総合水防演習等各水系で開催された演習等に参加し、防災関係機関が一体となった実効性のある防災訓練を実施するなど関係機関との連携を図った。 ・支援活動を実施することを想定し、可搬式浄水装置及びポンプ車について訓練を実施し、操作方法の習熟を図った。 ・平成30年度から毎年度、職員を対象とした災害支援対応研修を実施し、災害支援の基礎知識及び災害支援に携わる人材育成、危機管理能力の向上を図った。 〔1-1-3(1)-1 ② pp. 67~71〕</p> <p>オ. 防災宿舎の適切な整備 ・危機管理体制維持のため、46棟の防災宿舎について、ブロック塀改修による耐震化対策、二重サッシ化による寒冷地対策のほか利用形態に対応する改修などの適切な整備を継続して進めた。 〔1-1-3(1)-1③ p. 71〕</p> <p>カ. 危機管理体制の強化</p> | <p><評定と根拠> 評定：A</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理用制御処理設備の整備などを着実に進め、防災時等における確実な施設操作の充実を図った。 ・災害時の融通等を図るため保有する備蓄資機材の情報を共有するなど、関係機関との連携強化を図った。 ・大規模地震、異常渇水等不測の事態に対して的確な対応を図るために、危機的状況を想定した各種訓練を国等と連携して実施した ・災害支援対応研修を実施するなど、災害支援に携わる人材育成とさらなる危機管理体制の強化を図った ・46棟の防災宿舎について、危機管理体制維持のための整備を着実に進めた。 ・業務継続計画（新型インフルエンザ編）の改訂に向け、令和2年12月に試行版業務継続計画（新型インフルエンザ等編）を作成し、最新の情報による見直し等の必要性を確認しながら試行的に運用した。感染予防等対応マニュアルを作成し、全職員等に周知、感染拡大防止のための「新しい生活様式」を踏まえた今後の感染予防対策について」を定め周知徹底を行い危機管理体制の強化を図った ・緊急災害対策支援本部設置要綱の改訂作業も行い、危機管理体制を強化した。 ・地中管水路での供給形態を含む18施設において「水路施設漏水事故対応マニュアル（案）」を作成・運用することにより、漏水事故の発生時に代替水源の切替え等の対応を迅速に実施し、早期の用水供給の確保、被害拡大の防止を図った。 | 評定 | | 評定 | |

| | | | | |
|--|---|---|--|--|
| | <p>(④) 防災業務計画、業務継続計画等について、災害対応や防災訓練等を踏まえ、必要に応じて改訂を行い、危機管理体制の強化を図る。</p> <p>(⑤) 水質事故や漏水等、突発事象の発生により取水停止した場合に速やかに水融通や代替取水等の対応ができるよう、対応マニュアルを整備する等危機管理対策を強化する。</p> <p>(⑥) 災害時の復旧工事における借地等に係る損失補償を、迅速かつ適切に行うためのマニュアルを整備する。</p> <p>(1)-2 危機的状況の発生に対する的確な対応</p> <p>危機的状況の発生に対しても、的確な対応を行い、被害拡大の防止、水の安定供給、施設機能の早期回復に努める。</p> <p>① 大規模地震、風水害等により危機的状況が発生した場合には、防災業務計画及び業務継続計画に基づき、迅速な情報収集・伝達を図るとともに、施設の安全の確保と用水の安定供給に努める。</p> <p>② 大規模地震、ワインフラの老朽化に伴う大規模な事故、異常渇水等において、可搬式浄水装置、ポンプ車を含む備蓄資機材等を活用し、最低限の用水の確保及び速やかな復旧に努める。</p> <p>③ 武力攻撃事態等が発生した場合には、国民保護業務計画等に基づき、対策本部の設置、関係機関との密接な連携及び施設の安全確認等の国民保護措置等を迅速かつ的確に実施する。</p> <p>(④) 災害等の発生に</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・防災業務の初動班体制等、現場からの情報収集の効率化を図るために令和2年3月に防災業務計画本社細則の改訂を行い、危機管理体制を強化した。 ・新型コロナウイルス感染症の蔓延をうけ、業務継続計画（新型インフルエンザ編）の改訂に向け作業を進めた。改訂に先立ち令和2年12月に試行版業務継続計画（新型インフルエンザ等編）を作成し、最新の情報による見直し等の必要性を確認しながら試行的に運用することとした。なお、試行版にあわせて感染予防等対応マニュアル（令和2年12月暫定版）を作成し、全職員等に対して周知を行った。さらに感染拡大防止のための「業種ごとに策定されるガイドライン」に相当する『新しい生活様式』を踏まえた今後の感染予防対策について（令和2年5月26日作成、11月24日変更）』を定め周知徹底を行った。 ・平成30年7月豪雨の際の広島県三原市支援をはじめ、令和元年度、令和2年度の災害支援の実績をふまえ、緊急災害対策支援本部設置要綱で定める緊急災害対策支援本部における業務分担を見直すべく、当該要綱を改訂した。 <p>〔1-1-3(1)-1 ④ pp. 71～72〕</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・「異常高濁度時における取水口等の運用方針（案）」の作成し、平成30年7月豪雨を始め、その後の水質悪化事象に対して運用方針（案）に基づき対応し浄水場の断滅水被害を生じさせることなく管理運用した。 ・大規模地震発生時の施設操作指針について、南海トラフ地震に関する情報が発表された場合の対応の見直しを行うなど、既存操作指針等の見直しやマニュアルの策定を行った。 ・「災害時の復旧工事における工事用借地に係る損失補償マニュアル」について、研修等を通じて周知、意見を聴取し改善を図った。 ・地震発生に対し速やかに防災態勢を取り、臨時点検により施設の安全を確保した上で用水の安定供給を継続した。 ・洪水調節を延べ244回実施し、的確な対応により洪水被害の軽減に貢献した。 ・災害や漏水事故の際に、各地に分散配備した機材や備蓄資材を活用し、被害の軽減や通水機能の早期復旧を果たした。 ・日頃より国民保護訓練への参加や官民一体となったテロ対策の推進を図るとともに、武力攻撃事態等への対応に備え、防災態勢の維持、防災業務計画及び国民保護業務計画に基づく適切な措置を講じ、国民の安全・安心の確保に万全を期すなどの確な危機管理体制を行った。 ・平成30年度から令和2年度にかけて発生したダム貯水池への大量の流木や土砂の堆積等による災害に対して、ダム機能を維持するための復旧を適切に行った。 ・平成30年度から令和元年度にかけて発生した水路等施設の調整池、管理用道路の法面崩落等の被害に対し、災害復旧工事を完了させ | |
|--|---|---|--|--|

| | | | | | |
|--|--|--|--|---|--|
| | | <p>伴い、施設被害が発生した場合には、できるだけ早期に応急復旧を行うとともに、従来の機能等を早期に回復できるよう迅速に災害復旧工事を実施する。</p> <p>(2) 特定河川工事の代行（特定災害復旧工事に係るもの）</p> <p>都道府県等を技術的に支援するため、機構法第19条の2第1項に規定する特定河川工事の代行（特定災害復旧工事に係るもの）を都道府県知事等から要請され、機構が実施することが適當であると認められる場合には、機構が有する知識・経験や技術等を活用し、特定河川工事の代行の適切な実施を図ること。</p> <p>(3) 災害時における他機関への支援</p> <p>機構は、災害対策基本法に基づく指定公共機関に指定されていることから、国、被災地公共団体及びその他の関係機関から災害等に係る支援の要請を受けた場合において、業務に支障のない範囲で、被害が顕在化又は拡大しないよう機構の技術力を活用した支援等に努める。</p> <p>また、機構として実施可能な災害支援の方策について、あらかじめまとめた上で関係機関等との災害支援協定の締結等に努める。</p> <p>なお、災害等は発生場所や被災規模等の予見が難しく、発生時の状況把握にも時間を要することから、災害発生の可能性がある段階等で支援体制の準備を行う</p> | <p>年度に作成し、令和元年度に研修等を通じて周知するとともに、現場から出た意見を取り入れ、改善を図った。</p> <p>令和2年度には管理業務を実施している事務所に対して事務連絡を発出し、大規模災害発生時に備えて日頃から準備しておくべき施設管理に関する資料の把握及び点検の実施を促すとともに、各事務所における状況について、各種ヒアリング等を通じて確認を行った。</p> <p>[1-1-3(1)-1 ⑥ p. 72]</p> <p>ケ. 危機的状況が発生した場合の施設の安全の確保と用水の安定供給</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年度から令和2年度にかけて、機構が管理する施設において安全点検が必要となる地震が計20回発生した。これらの地震が発生した際には、防災業務計画等に基づき速やかに防災態勢を執り、24施設において延べ39回の臨時点検を行い、施設の安全を確認した上で、用水の安定供給を継続した。 平成30年度から令和2年度にかけて、台風及び前線の影響による洪水調節を延べ244回実施した。いずれも的確な対応により洪水被害の軽減に貢献した。 <p>[1-1-3(1)-2 ① pp. 74~75]</p> <p>コ. 備蓄資機材の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 各地に分散配備したポンプ車を含む配備機材の活用し、令和元年度は台風第15号における大規模停電時に、成田用水施設の加圧機場の電源設備としてポンプ車の電源を活用し用水を供給したほか、房総導水路施設のダム管理棟の予備電源として発動発電機を配備し、被害軽減に努めた。令和2年度は豊川用水幹線水路の漏水事故に伴い、他水源からの用水供給のためポンプ車を活用し用水の供給に努めた。 他機関への支援において、平成30年7月豪雨における被災地支援活動の一環で給水支援活動において可搬式浄水装置、令和元年度の前線、台風第15号、第19号等における被災地支援活動の一環でポンプ車、発動発電機等、配備機材の活用を図った。 危機的状況に対する平常時からの備えの強化の一環として各支社局管内の拠点地に分散配備した備蓄資機材の鋼管等を活用し、通水機能の早期復旧を果たした。 <p>[1-1-3(1)-2 ② pp. 75~77]</p> <p>サ. 国民保護措置等の迅速かつ的確な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催に向けたサイバー攻撃対策の一環として、警察と連携した共同対処訓練を実施するなど、関係機関相互の連携を強化した。 北朝鮮によるミサイル発射等の情報をキャッチした際には、メディアの報道及びE m - N e t (エムネット)からの情報収集を迅速に実施し、防災メール等により全社へ情報共有を図る体制を継続した。 <p>[1-1-3(1)-2 ③ p. 77]</p> <p>シ. 災害復旧工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ダム等施設については、平成30年7月豪雨による、岩屋ダムでの貯水池内の貯砂ダム魚道の土砂及び流木による閉塞、大量の流木の貯水池への流入に対し、魚道に堆積した土砂や流木を撤去して機能を速やかに回復するとともに、貯水池内の流木を撤去し、ダム機能を適切に維持した。一庫ダムでの、貯水池内の管理用道路の舗装、護岸の一部の被災、大量の流木の貯水池への流入に対し、管理用道路の復旧及び流木の撤 | <p>た。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各機関からの支援要請を受け、緊急災害対策支援本部を設置し、迅速な情報収集及び情報提供が可能となるよう関係機関等との連携強化を図った。 <p>平成30年7月豪雨の被災地に対し、機構として初めて自発劇判断を含めたプッシュ型支援を実施し、支援先の三原市長よりお札状を受領した。</p> <ul style="list-style-type: none"> (公社)日本水道協会との協定に基づき、福岡県新宮町相島への可搬式浄水装置及び迅速な職員の派遣、的確な技術指導を行ったほか、少雨に伴う渇水対応として、東京都小笠原村に可搬式浄水装置及び職員を派遣し、現地での技術指導を実施し、給水支援を行うなど地方公共団体の渇水対策に大きく貢献した。 令和元年8月の豪雨の際に国土交通省九州地方整備局との協定に基づく要請により、佐賀県武雄市及び大町町においてポンプ車による排水支援活動を行った。 令和元年台風第15号の際に千葉県、横芝光町からの要請によりポンプ車及び職員を派遣し、排水支援活動を行い、約2,000世帯の断水解消に貢献するなどにより感謝状を受領した。 災害支援のマニュアルの改訂、(公社)日本水道協会や企業との協定締結により、これまでの経験の課題を踏まえた効果的・効率的な支援に向けた危機管理体制の更なる強化を図った。 <p>・難易度「高」と設定された本項目について、以上の取組及び成果により、令和3年度においても計画を着実に実施する見込みであり、中期目標を十分に達成しているほか、特に渇水等の危機的状況においてプッシュ型支援や(公社)日本水道協会と締結した協定に基づき各</p> | |
|--|--|--|--|---|--|

| | | | | |
|---|----------------------------|---|---|--|
| <p>なお、災害等は発生場所や被災規模等の予見が難しく、発生時の状況把握にも時間を要することから、災害発生の可能性がある段階等で支援体制の準備を行う等、自発的な判断も含めた支援に努めること。</p> | <p>等、自発的な判断も含めた支援に努める。</p> | <p>去により、ダム機能を適切に維持した。寺内ダムでの大量の土砂が洪水調節容量内に堆積するとともに、流木が貯水池に流れ込んだ。このため、流木の撤去とともに、洪水調節容量内の土砂を撤去して、ダム機能を適切に維持した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年8月の前線に伴う大雨により、寺内ダムでは貯水池の洪水調節容量内に大量の土砂が堆積したことから、土砂の撤去を行い、ダム機能を適切に維持した。 ・令和元年の台風第19号により、下久保ダム、草木ダム、浦山ダム、滝沢ダム、高山ダムでは、貯水池内に大量の流木が流出し、下久保ダム、浦山ダムにおいては、洪水調節容量内に大量の土砂が堆積した。このため、流木や洪水調節容量内に堆積した土砂を撤去して、ダム機能を適切に維持した。 ・令和2年7月豪雨により、徳山ダムでは貯水池斜面の崩落が発生し、被害拡大防止のために崩落箇所の浸食防止措置などの応急対策を速やかに実施した。寺内ダムでは、貯水池内に大量の流木が流入し、貯水池の洪水調節容量内に土砂が堆積した。流木については引き上げ作業等が完了し、堆砂除去に着手した。 ・水路等施設においては、平成30年7月豪雨による、香川用水調整池での管理用道路法面の崩落及び貯水池側のフェンスの破損、福岡導水施設の山口調整池の貯水池法面の崩落の被害に対し、災害復旧工事を完了させた。令和元年の台風第21号と前線による豪雨による、房総導水路施設の長柄ダム管理用道路法面の崩落に対し、災害復旧工事を完了させた。 <p>[1-1-3(1)-2 ④ pp. 77~80]</p> <p>ス. 特定河川工事の代行(特定災害復旧工事に係るもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県知事等からの要請に基づく特定河川工事の代行(特定災害復旧工事に係るもの)業務は生じなかった。 <p>[1-1-3(2) p. 82]</p> <p>セ. 緊急災害対策支援本部の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年7月豪雨に伴う洪水被害、令和元年8月の九州北部豪雨、令和2年7月豪雨等、毎年度、各機関より支援の要請を受け、延べ4回緊急災害対策支援本部を設置し、支援要員の手配や支援先との調整等を行った。 <p>ソ. 他機関への災害支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体等からの支援の要請を受け、排水支援や給水支援を20回実施した。 ・平成30年7月豪雨による甚大な被害を踏まえ、被災地に対し機構として初めて自発的判断を含めたプッシュ型支援を実施し、広島県三原市へ職員及び可搬式浄水装置を派遣した。広島県企業局と日々協議の上、被災地での断水情報と被災地ニーズを把握し、飲料水等の応急給水支援活動を8日間行い、後日三原市長よりお礼状を受領した。 ・渴水時における給水支援活動として、平成31年1月に(公社)日本水道協会から可搬式浄水装置の借用と装置運転操作の技術指導を依頼され、可搬式浄水装置及び職員を派遣し、給水支援として福岡県新宮町相島に平成31年1月27日から令和元年7月7日まで延べ2,737時間の装置稼働及び技術指導を実施し同町の渴水対策に大きく貢献した。 ・東京都小笠原村母島の水源枯渇のおそれを踏まえ、「可搬式海水淡水化装置の相互貸与に関する協定書」に基づき、可搬式浄水装置及び職員を派遣し、給水支 | <p>地へ浄水装置や発電機を派遣したこと等により給水支援や断水の解消等を図り、被害の拡大を防止したことは所期の目標を上回るものと考えられるため、A評価とした。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし。</p> | |
|---|----------------------------|---|---|--|

| | | | | |
|--|--|--|--|--|
| | | <p>援として平成 31 年 4 月 6 日から令和元年 5 月 8 日まで延べ 425 時間の装置稼働や技術指導を実施した。これらの機構の支援に対して、後日新宮町長、小笠原村長より感謝状を受領した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年 8 月の豪雨により甚大な浸水被害のあった佐賀県武雄市と杵島郡大町町において、国土交通省九州地方整備局との協定書に基づく要請を受け、六角川にある川添水門と大町町で排水支援を 8 月 29 日から 9 月 6 日までポンプ車 2 台 ($60 \text{ m}^3/\text{min}$、ポンプパッケージ $10 \text{ m}^3/\text{min}$) により、約 $133,000 \text{ m}^3$ の排水支援を実施し、浸水箇所等の早期排水及び油流出対応における緊急対策の完了に貢献した。 ・令和元年台風第 15 号が上陸した千葉県からの支援要請を受け、ポンプ車 1 台及び職員 5 名を同県が管理する宗吾北機場に派遣したほか、同県横芝光町からの要請に基づき、ポンプ車 1 台及び職員 4 名を同町が管理する東部排水機場に派遣し、それぞれ排水作業を行った。これらの排水作業による排水量は約 13 万 m^3 (25 m プール約 370 杯分) にのぼった。また、排水作業のほか予備電源として発電機 6 台を約 2,030 時間稼働させ(6 箇所でのべ 100 日間)、約 2,000 世帯の断水解消に貢献した。 これらの支援に対し、後日、千葉県知事、横芝光町長から感謝状を受領した。 ・支援活動を通じて明確となった課題を解決するため、実施可能な災害支援のマニュアルの改訂を行った。 ・平成 30 年 7 月豪雨で機構として初めて行ったプッシュ型支援の経験と反省を踏まえ、(公社)日本水道協会のネットワークと機構の技術力を結びつけることで、効果的・効率的な支援が可能となるよう、平成 30 年 12 月に「災害時における支援活動に関する協定」を締結した。 ・災害発生時に機構が所有する配備機材の運転・輸送・設置等を行うことに特化し、被災地における被害の拡大防止と、被災地の早期復旧等に資することを目的とし、企業との協定締結を行い、危機管理体制の更なる強化を図った。 <p>[以上 1-1-3(3) pp. 83~91]</p> | | |
|--|--|--|--|--|

注) 表中、業務実績欄の〔 〕内は、「第 4 期中期目標期間業務実績報告書」における記載箇所を示す。

4. その他参考情報

(平成 30 年度) 主な要因として、ダム等建設業務 (1-6)、用水路等建設業務 (1-7) において、複数年度に亘り実施している業務等の支払の一部を翌年度に行うため予算額と決算額に乖離がある。

様式 1－2－4－1 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | | | | | |
|--------------------|------------|--|--|----------------------|--|--------------|--|
| 1－4 | 施設機能の確保と向上 | | | | | | |
| | | | | 当該事業実施に係る根拠（個別法条文など） | | 水資源機構法第 12 条 | |
| 当該項目の重要度、困難度 | － | | | | | | |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------------------|-------|------------------------------|--------|-------|--------|--------|---|-----------------------------|-------------|-------------|-------------|--------|---|
| ①主要なアウトプット（アウトカム）情報 | | | | | | | | ②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報） | | | | | |
| 指標等 | 達成目標 | (参考) 前中期目標 期間最終年 度値 | H30 年度 | R 元年度 | R 2 年度 | R 3 年度 | / | | H30 年度 | R 元年度 | R 2 年度 | R 3 年度 | / |
| インフラ長寿命化計画（個別施設計画）の見直し回数 | (注 1) | － | 10 回 | 10 回 | 11 回 | | / | 予算額（千円） | 43,573,066 | 45,967,077 | 45,457,032 | | / |
| ダム定期検査 [計画値]（注 2） | － | － | 9 施設 | 6 施設 | 8 施設 | | / | 決算額（千円） | 40,331,708 | 43,589,472 | 44,491,700 | | / |
| ダム定期検査 [実績値] | － | 8 施設 | 9 施設 | 6 施設 | 8 施設 | | / | 経常費用（千円） | 110,042,915 | 111,397,356 | 114,215,290 | | / |
| 達成度 | － | － | 100% | 100% | 100% | | / | 経常利益（千円） | △1,031,805 | △1,190,979 | △1,010,864 | | / |
| ダム等管理フォロー アップ施設数 [計画値]（注 2） | － | － | 4 施設 | 8 施設 | 6 施設 | | / | 行政コスト（千円） | 59,342,477 | 112,673,836 | 114,177,497 | | / |
| ダム等管理フォロー アップ施設数 [実績値] | － | 4 施設 | 4 施設 | 10 施設 | 7 施設 | | / | 従事人員数 | 850 | 862 | 873 | | / |
| 達成度 | － | － | 100% | 125% | 117% | | / | | | | | | |

〈指標〉 インフラ長寿命化計画（個別施設計画）の見直しを行った回数。

(注 1) 機構が管理する 53 施設の内、(中期目標期間中) ダム等施設についてはダム定期検査等に基づく見直し 41 回、水路等施設については機能診断調査に基づく見直し 20 回を予定している。

(注 2) 水資源開発施設等の管理業務に係る予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

(注 3) 本項目のインプット情報については、セグメント情報との整合を図るため、中期目標で「一定の事業等のまとめり」と設定した「水資源開発施設等の管理業務」の予算額等を記載している。

(注 4) 従事人員数は、1 月 1 日時点。

(注 5) 独立行政法人会計基準改訂前の平成 30 年度分の「行政コスト」は、「行政サービス実施コスト」を記載。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

| 中期目標 | 中期計画 | 主な評価指標等 | 法人の業務実績・自己評価 | | 主務大臣による評価 | | | |
|--|--|--|--|---|-----------|----------|-----------|--|
| | | | 業務実績 | 自己評価 | (見込評価) | (期間実績評価) | | |
| <p>水資源を巡るリスクに対応し、水の安定供給を実現するためには、既存施設の徹底活用が重要であることから、確実な施設機能の確保と向上に取り組むこと。</p> <p>確実な施設機能の確保のため、水資源開発施設等用地の適切な保全、計画的な施設・設備の点検等に加えて、定期的な機能診断を実施することにより、施設の状態を確実に把握すること。</p> <p>また、施設の老朽化対策及び耐震対策等のための施設更新等に当たっては、政府が定めた「インフラ長寿命化基本計画（平成25年11月）」に基づき、引き続き、水需要・供給の見直しの状況に配慮しつつ、施設の機能回復、長寿命化、耐震化及びライフサイクルコストの低減を図る個別施設計画の見直しを的確に行うこととし、併せて、個別施設の状況を踏まえて、気候変動の影響による災害等に対する防災性能及び事故による第三者被害や利水への影響を防ぐための安全性能の向上等の新たなニーズに対応する戦略的メンテナンスを推進する。</p> <p>また、機構が管理するダム等施設について、「ダム再生ビジョン」（平成29年6月国土交通省）を踏まえ、ダムの長寿命化、施設能力の最大発揮のための柔軟で信頼性のある運用、高機能化のための施設改良等の既設ダムの有効活用に向けた取組を推進する。</p> <p>加えて、機構が管理するダム等施設について、「ダム再生ビジョン」（平成29年6月国土交通省）を踏まえ、ダムの長寿命化、施設能力の最大発揮のための柔軟で信頼性のある運用、高機能化のための施設改良などの既設ダムの有効活用に</p> | <p>施設の老朽化対策、耐震対策等のための施設更新等に当たっては、水路等施設の機能診断調査やダム定期検査の結果を踏まえ、「独立行政法人水資源機構インフラ長寿命化計画（行動計画）」に基づく個別施設計画の見直しを図りつつ、施設の機能回復、長寿命化、耐震化及びライフサイクルコストの低減を図る取組を推進する。併せて、個別施設の状況を踏まえて、気候変動の影響による災害等に対する防災性能及び事故による第三者被害や利水への影響を防ぐための安全性能の向上等の新たなニーズに対応する戦略的メンテナンスを推進する。</p> <p>また、機構が管理するダム等施設について、「ダム再生ビジョン」（平成29年6月国土交通省）を踏まえ、ダムの長寿命化、施設能力の最大発揮のための柔軟で信頼性のある運用、高機能化のための施設改良等の既設ダムの有効活用に向けた取組を推進する。</p> | <p><主な定量的指標></p> <p>－</p> <p><その他の指標></p> <p>インフラ長寿命化計画（個別施設計画）の見直し回数</p> <p><評価の視点></p> <p>計画的な施設・設備の点検等に加えて、施設の老朽化に的確に対応しているか。</p> | <p><主要な業務実績></p> <p>ア. ダム定期検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダムの定期検査（概ね3年に1回以上の頻度で実施）を毎年度、計画どおりに実施した。検査の結果、直ちにダムの機能や安全性に影響を及ぼすような異常は確認されなかった。 ・効果的・効率的なダムの維持管理を実施すること目的として、管理開始後30年までに着手し、以降30年程度に1回の頻度で実施するダム総合点検に新たに2ダムで着手した。 また、2ダム、2堰で当該ダム等の建設を経験した者に意見を聞く会を開催し、更なるダム等建設時における情報収集に努めた。 ・布目ダムにおいて発生した点検孔マンホール蓋のボルト締めがされなかったことを原因として、減勢池内の水が点検孔を通じて利水バルブ室に流れ込み、水力発電気等の設備が浸水した事案に対し、速やかに記者発表を行うとともに、全国一斉調査を行った。また、類似の事故が発生しないよう理事長名で全職員に注意喚起を行うとともに、3部室長連名で類似リスクの再発防止を図るための事務連絡を全事務所に発出し、再発防止の徹底を図った。なお、下流河川への影響や水道用水の供給について支障は生じていない。 ・貯水池堆砂対策等を含めた施設の長寿命化施策の実施のため、全24ダムにおいて、堆砂測量を行い貯水池内の堆積状況調査を実施するとともに、施設の老朽化に関する状態把握のため、施設管理規程・同細則に基づくダム施設の計測、点検を実施した。これらの調査結果やダム定期検査の結果を踏まえ、ダム等30施設にて策定したインフラ長寿命化計画（行動計画）に基づく個別施設計画について、平成30年度は9ダム、令和元年度は10施設で、令和2年度には11施設で見直しを行うことにより、施設の機能回復、長寿命化に資する取組を着実に進めた。また、小石原川ダムでインフラ長寿命化計画（個別施設計画）を策定した。 ・水路等施設においては、1施設見直しを行った。 ・21施設で学識経験者により構成されるダム等管理フォローアップ委員会を開催し、当該ダムにおける過去の調査結果の分析・評価を行い作成された定期報告書等に対する意見を聴き、治水・利水について適切に効果が発揮されていることや、環境への影響等についても各種環境指標の状況が概ね安定していることが確認された。 ・ダムの弾力的管理指針（案）の改訂を踏まえた検討を特定施設23ダムで行い、一部のダムにおいて弾力的管理試験要領の改訂を行うことで、既設ダムの有効活用のための取組を推進した。 ・水路等施設については、全20施設の機能診断調査及び「水路等施設の機能保全の手引き（案）」の策定及び4施設（13箇所）の調整池等附帯構造物の耐震性能照査を実施するとともに、利水者とのリスクコミュニケーションを図りつつ、4施設の機能保全対策を行う等ストックマネジメントの取組を推進した。 <p>イ. 水路等施設の機能診断調査及び機能保全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水路等施設については、全20施設における令和3年度の機能保全計画の見直しに向け、コンクリート構造物の劣化診断や管水路の管内調査等の機能診断調査を計画的に実施するとともに、調査結果のデータ整理を進めた。 | <p><自己評価></p> <p>評定：B</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダム定期検査を計画通りに実施して、施設状態を的確に把握したほか、新たに2ダムでダム総合点検に着手した。 ・布目ダムにおける施設浸水事案については、速やかに記者発表した外、全職員に注意喚起するとともに類似リスクの再発防止の徹底を図った。なお、下流河川への影響や水道用水の供給について支障は生じていない。 ・インフラ長寿命化計画（個別施設計画）の見直しを31施設で行うとともに、小石原川ダムにおいてインフラ長寿命化計画（個別施設計画）を策定し、施設の機能回復や長寿命化に資する取組を着実に進めた。 ・ダム等管理フォローアップ委員会を21施設で開催し、施設等の運用も含めた事業の効果等の分析・評価を適切に実施した。 ・弾力的管理指針（案）の要領改訂を踏まえた検討を特定施設23ダムで行い、一部のダムにおいて弾力的管理試験要領の改訂を行うことで、既設ダムの有効活用のための取組を推進した。 ・水路等施設については、全20施設の機能診断調査及び「水路等施設の機能保全の手引き（案）」の策定及び4施設（13箇所）の調整池等附帯構造物の耐震性能照査を実施するとともに、利水者とのリスクコミュニケーションを図りつつ、4施設の機能保全対策を行う等ストックマネジメントの取組を推進した。 | <p>評定</p> | | <p>評定</p> | |

向けた取組を推進すること。
さらに、施設管理に附帯する業務や発電等の受託業務の的確な実施を行うこと。

豊川用水他3施設では、機能診断調査の結果を踏まえて管水路の敷設替え等の機能保全対策を実施した。より効率的かつ持続可能なストックマネジメントを推進するため、機構施設の実情に即した機能保全計画策定（見直し）の具体的な手法をとりまとめた「水路等施設の機能保全の手引き（案）」を策定し、事務所等への周知を行った。

ウ. 水路等施設の耐震性能照査

- ・管理中の4施設（13箇所）において、緊急放流ゲートや排水放流バルブ等の調整池等附帯構造物について耐震性能照査を実施した。

エ. リスクコミュニケーションの推進

- ・機能診断調査の結果や水理性能の検証、耐震性能照査の結果等を踏まえつつ、管理運営協議会等の場を利用し、利水者とのリスクコミュニケーションを水路等全20施設で実施した。

オ. 事業制度の創設・拡充の取組

- ・耐震対策及び地盤沈下対策の要件緩和や、農業競争力強化を踏まえた事業実施計画の案を作成するための調査について、必要性を整理した上で主務省に提案・調整した結果、農地防災事業制度等の拡充、地区調査制度の創設につながった。

カ. 水路等施設の改築事業等の着手に向けた取組

- ・老朽化対策、大規模地震対策等の緊急性が高く、集中的な改築の必要性のある施設について、機能診断調査や耐震性能照査の結果等を踏まえて事業計画をとりまとめるとともに、関係利水者の費用負担同意など必要な法手続を順次実施し、主務大臣から事業実施計画の認可を受けて新たな改築事業に着手した。具体的には、愛知用水三好支線水路緊急対策事業及び福岡導水施設地震対策事業を平成30年度に、成田用水施設改築事業を令和元年度に、香川用水施設緊急対策事業を令和2年度に着手した。
- また、成田用水施設改築事業及び香川用水施設緊急対策事業の事業着手の妥当性を確認するため、事業の必要性、効率性、有効性等の観点から、事業の事前評価を適切に実施した。

〔以上 1-1-4 ② p. 98~100〕

キ. 電気・機械設備の機能保全計画に関する取組

- ・電気通信設備においては、毎年、電気通信設備の健全度評価手法（電気通信設備維持管理計画作成手順（案））に基づく、点検結果を踏まえた各設備の健全度評価を実施し、浦山ダムなど計23施設において、機能保全計画（維持管理計画）の見直しを実施した。併せて、本機能保全計画を電気通信設備の整備・更新計画に反映させ、ライフサイクルコストの低減、設備の長寿命化及び確実な機能維持を推進した。
- また、電気通信設備管理指針に基づき、設備の中間整備や部分更新、設備診断のための技術力の維持向上を図るため、電気通信関係職員を中心としたOJT研修会を計61回実施し、延べ669名が参加して電気通信設備の保全技術の向上を図った。
- ・機械設備においては、毎年、機械設備管理指針に基づく、点検結果等を踏まえた各設備の健全度評価を実施し、浦山ダムなど計23施設において、機能保全計画（維持管理計画）の見直しを実施した。併せて、本機能保全計画を機械設備の整備・更新計画に反映させ、ライフサイクルコストの低減、設備の長寿命化及び確

・耐震対策及び地盤沈下対策の要件緩和や、農業競争力強化を踏まえた事業実施計画作成のための調査制度の創設により、機構が事業主体として整備できなかつた機構施設への対応が可能になるとともに、機構の農業の競争力強化への貢献や、計画立案にかかる農業利水者の負担軽減が図られたこととなった。

・愛知用水三好支線水路緊急対策事業など4事業について、主務省及び関係機関等と調整を行い、事業実施計画の認可を得て事業着手した。

・また、成田用水施設改築事業等2事業について事業の事前評価を適切に実施した。

・電気通信設備維持管理計画作成手順（案）、機械設備管理指針に基づき、ライフサイクルコストの低減、設備の長寿命化及び確実な施設機能の確保を図るために、点検結果等を踏まえた各設備の健全度評価を実施し、浦山ダム等23施設において機能保全計画（維持管理計画）の見直しを実施した。

・耐震化が必要な弥富管理所、揚水機場の建築物について、利水者と対策実施に向けた調整を進め、弥富管理所については対策を完了した。

・施設管理に附帯する業務を的確に実施するとともに、委託に基づき実施する発電に係る業務を計画どおり実施したほか、吉野川水系銅山川のダム管理の合理化に向け、国土交通大臣と柳瀬ダムの管理受託のための協定を締結した。

・水路施設の権利保全や地上権等の更新について、関係機関との課題の共有や対応策の検討等の連携を

| | | | | |
|--|--|--|--|--|
| | | <p>実な機能維持を推進した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の適切な状態把握により健全度評価への反映を図り、機能保全計画の見直しを適切に実施するため、点検技術の向上を目的とした技術講習会、設備点検を兼ねた現地研修会を計 209 回実施し、延べ 1,972 名が参加した。 [1-1-4 ③ pp. 100～101] <p>ク. 建築物に係る耐震補強の実施に向けた利水者等との調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震化が必要な弥富管理所及び 5 揚水機場の建築物について、早期に耐震補強が実施できるよう利水者等との調整を進め、弥富管理所については令和元年度に対策を完了した。 [1-1-4 ④ p. 101～] <p>ケ. 施設管理に附帯する業務の実施及び委託に基づき実施する発電等に係る業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省、県、土地改良区、電力会社等から施設管理に附帯する業務の委託を受け、施設の管理、運転操作、整備等を的確に実施した。 ・発電事業者から発電業務の一部について委託を受け、発電事業者の計画に基づき、19 の管理施設において発電に係る業務を実施した。 ・吉野川水系銅山川に連続して位置する 3 ダムの一体的な管理によるダム管理の合理化を目的に、令和 3 年 4 月から柳瀬ダムの管理を受託するため、令和 2 年度に国土交通大臣と機構理事長との間で、「柳瀬ダムの管理に関する協定書」を締結した。 [1-1-4 ⑤ pp. 101～102] <p>コ. 地上権等の更新に係る取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水路施設の権利保全や地上権等の更新について、毎年、関係機関（農林水産省）と意見交換を行い、課題の共有や対応策の検討等を行うなど連携を図った。また、地上権等再設定に係る課題を踏まえて、「地下等の使用に伴う地上権の設定指針」を平成 30 年度に策定し、令和元年度以降、会議や研修等で周知するとともに、当該指針の課題の把握及び更なる改善に取り組むための運用を図った。加えて、房総導水路、三重用水、豊川用水及び成田用水に係る地上権及び区分地上権の更新（再設定）契約を着実に進め、平成 30 年度に 61 件、令和元年度に 30 件、令和 2 年度に 37 件を処理した。 [1-1-4 ⑥ p. 102] | <p>図るとともに、地上権等再設定に係る課題を踏まえて、「地下等の使用に伴う地上権の設定指針」の策定・運用を図った。また、房総導水路、三重用水、豊川用水及び成田用水に係る地上権及び区分地上権の更新（再設定）契約を着実に進めた。</p> <p>・以上の取組及び成果により、令和 3 年度においても計画を着実に実施する見込みであり、中期目標を十分に達成しているものと考えられるため、B 評価とした。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p> | |
|--|--|--|--|--|

注) 表中、業務実績欄の〔 〕内は、「第 4 期中期目標期間業務実績報告書」における記載箇所を示す。

4. その他参考情報

特になし

様式 1－2－4－1 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------------|---------------|--------------------------|-------------|--------|--------|--------|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 1－5 | 海外調査等業務の適切な実施 | | | | | | | | | | | | | |
| 当該項目の重要度、困難度 | — | | | | | | | | | | | | | |
| 2. 主要な経年データ | | | | | | | | | | | | | | |
| ①主要なアウトプット（アウトカム）情報 | | | | | | | | | | | | | | |
| 指標等 | 達成目標 | (参考) 前中期目標期間 最終年度値 | H30 年度 | R 元年度 | R 2 年度 | R 3 年度 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| ②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報） | | | | | | | | | | | | | | |
| | | H30 年度 | R 元年度 | R 2 年度 | R 3 年度 | | | | | | | | | |
| 予算額（千円） | 43,573,066 | 45,967,077 | 45,457,032 | | | | | | | | | | | |
| 決算額（千円） | 40,331,708 | 43,589,472 | 44,491,700 | | | | | | | | | | | |
| 経常費用（千円） | 110,042,915 | 111,397,356 | 114,215,290 | | | | | | | | | | | |
| 経常利益（千円） | △1,031,805 | △1,190,979 | △1,010,864 | | | | | | | | | | | |
| 行政コスト（千円） | 59,342,477 | 112,673,836 | 114,177,497 | | | | | | | | | | | |
| 従事人員数 | 850 | 862 | 873 | | | | | | | | | | | |

(注1) 水資源開発施設等の管理業務に係る予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

(注2) 本項目のインプット情報については、セグメント情報との整合を図るため、中期目標で「一定の事業等のまとめり」と設定した「水資源開発施設等の管理業務」の予算額等を記載している。

(注3) 従事人員数は、1月1日時点。

(注4) 独立行政法人会計基準改訂前の平成30年度分の「行政コスト」は、「行政サービス実施コスト」を記載。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

| 中期目標 | 中期計画 | 主な評価指標等 | 法人の業務実績・自己評価 | | 主務大臣による評価 | | | | | |
|--|---|---|--|--|-----------|--|----------|--|--|--|
| | | | 業務実績 | 自己評価 | (見込評価) | | (期間実績評価) | | | |
| 海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律第5条に規定する業務について、同法第3条の規定に基づき国土交通大臣が定める海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るために基本的な方針に従い、関係府省、我が国事業者等と相互に連携を図りながら協力し、海外の水「資源案件のニーズ調査やマスタートップラン策定、事業性調査、設計、入札支援・施工監理等の発注者支援、施設管理支援等を実施すること。 | 海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律第5条に規定する業務について、同法第3条の規定に基づき国土交通大臣が定める海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るために基本的な方針に従い、総合水資源管理(Integrated Water Resources Management)をはじめとした水資源の開発・利用に関する幅広い知見やノウハウを活かし、海外の水資源開発案件のニーズ調査やマスタートップラン策定、事業性調査、設計、入札支援・施工監理等の発注者支援、施設管理支援等を実施し、我が国事業者の海外の水資源開発事業への参入促進に努める。 | <p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> - <その他の指標> - <p><評価の視点></p> <p>国土交通大臣が定める基本的な方針に従い、我が国事業者の事業参入促進のための海外の水資源案件への調査等を実施しているか。</p> | <p><主要な業務実績></p> <p>ア. コロナ禍における海外調査等業務の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の世界的蔓延の影響により海外渡航が困難になつたが、WEB会議システムを活用した協議などを実施すること等により効率的な業務の実施に努めた。 ・インドネシア国ダム再生案件においては、同国政府関係者との協議がWEB会議によるものとなつたが、国内外の関係者との事業化に向けた事前の調整を綿密に行った上で協議に臨むなどにより令和2年10月に同国で発出された「中期計画対外借款リスト2020～2024」へも機構側が示した事業計画案に沿った形での掲載がなされたところであり、海外渡航による現地調査、協議等が可能であった場合と比較しても同等かそれ以上の成果を得た。 〔1-1-5 p. 105〕 <p>イ. 専門的な技術やノウハウを活用した海外インフラ事業に係るODA案件への参画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度から令和2年度においては、国際協力機構(JICA)が委託する海外インフラ事業に係るODA案件5件について、民間コンサルタントから機構の経験・知見・ノウハウの提供を期待されたことを受け、JVを組成等して参画し、施工段階における我が国事業者の参入が期待される案件の形成を支援した。主な実施状況は以下のとおり。 <p><主な実施状況></p> <p>【チュニジア国 シディサレム多目的ダム流域総合土砂管理事業準備調査】</p> <p>機構は、チュニジア国内で最も重要な貯水池において著しい堆砂が進行していることを受け、ダム関連施設の維持管理、操作及び貯水池管理を一貫して実施してきた技術と経験を活かし、現地の課題等に係る調査を実施。</p> <p>【バングラデシュ国 南部チッタゴン地域水源開発に係る情報収集・確認調査】</p> <p>機構は公的機関としてのノウハウを活用し、同国内での水資源開発事業や浄水施設まで含む用水供給事業を担う組織や法制度を検討。同国政府との間において、今後の調査、検討方針につき合意を形成し、我が国事業者の海外インフラ展開に向けた基盤作りを実施。</p> <p>【フィリピン国 パッシング・マリキナ川河川改修事業(フェーズIV) 詳細設計(令和2年8月完了)】</p> <p>機構は、国内で培ったノウハウを活かし、利害関係者調整の役割を担うべく設置されたものの6年間活動が滞っていた洪水対策委員会の開催支援を行うとともに、既設の堰等と新設する分派堰等を連携させた操作ルールの策定及び長寿命化を念頭に置いた維持管理計画の作成を行った。本業務については、発注者であるJICAから、「当初の期待を上回るレベルの業務が実施された」と評価され、機構が担当した分派堰の操作規則等の各種検討に關し、課題解決策の提案を主体的に行い、関係者の助言も踏まえて検討を進めたことが特筆された。</p> | <p><自己評価></p> <p>評定：A</p> <p>・第4期中期期間においては、海外調査等業務を遂行するため、関係省庁や関係機関との協力体制の構築や機構内での体制強化を図るとともに、民間コンサルタントの要請に応じたJV組成による海外インフラ事業の受注支援や、我が国事業者の参入の促進に資する調査の受託、日本の経験や技術を紹介する研修の受託等を通じ、我が国事業者の海外の水資源開発事業への参入促進に努め、以下の成果を得た。</p> <p>①ミャンマー国の統合水資源管理マスタートップラン案件</p> <p>機構は、平成30年8月の案件形成調査開始以降、流域全体を視野に入れて計画的かつ総合的に対応する日本の知見を基に、合計7回の現地調査、協議等を行い、統合水資源管理の必要性について共通認識を形成した。その結果として、令和元年11月に同国政府から日本への「バゴー・シッタン川流域統合水資源管理マスタートップラン策定」に係る協力要請がなされ、案件形成に大きな前進を見た。さらに令和2年度においても、JICAからの要請を受け、同マスタートップラン開発調査の実施に向けた調査団に職員1名を専門家としてミャンマー国政府関係機関との協議等に参加させ、専門的知見等の提供等を通じて今後の調査実施に向けた協力の枠組みに係る令和2年10月のミャンマー国政府側との合意形成に貢献した。</p> <p>②インドネシア国のダム再生案件</p> <p>機構は、令和元年度の案件調査開始以降、約2年間で以下の成果を得た。</p> <p>担当大臣との面会も含め令和元年度に実施した計4回の現地調査、協議等により、ダム再生事業が持続的な水</p> | <p>評定</p> | | | | | |

さらに、本邦技術が適切に活用されるよう検討を行ったこと等もJV全体として評価を受け、今後の施工段階における我が国事業者の参入という面でも期待できる成果を挙げた。
〔1-1-5 pp. 105～106〕

ウ. 我が国事業者の参入の促進に資する調査等の実施状況

- ・11件の業務を受託し、水資源開発案件に関する課題やニーズの把握、課題解決方策の検討、案件候補の立案、我が国事業者の参入可能性検討、関係機関調整等、我が国事業者の参入促進に向けた調査・検討等を行った。

<主な実施状況>

【ミャンマー国における統合水資源管理マスターplanに関する案件】

機構を中心とした調査団が現地調査、協議等を計7回実施するとともに、案件の形成に向けて平成30年度から継続してミャンマー国政府や関係機関との調整を進めた。その結果、統合水資源管理マスターplanの必要性、重要性に関する理解が進み、同国政府から「バゴー・シッタン川流域統合水資源管理マスターplan策定」についての要請書が令和元年11月25日付けで日本国政府に提出された。これは、海外インフラ展開法が施行されて以来、機構が主体的に関与して案件形成し、正式に要請書が出された初めての成果である。

令和2年度においては、同マスターplan開発調査の実施に向けたJICA調査団に、「治水施設管理／水文観測」分野の専門家として職員1名を派遣して、ミャンマー国政府関係機関との協議等に参加させ、専門的知見等の提供を通じて今後の調査実施に向けた協力の枠組みに係る令和2年10月の同国政府側との合意形成に貢献した。

【インドネシア国におけるダム再生に関する案件】

令和元年度に現地調査、協議等を4回実施し、インドネシア国政府や関係機関に対策の提案を行った。その過程においてインドネシア国公共事業・国民住宅省バスキ大臣との面会打合せを2回実施し、ダムの堆砂状況等を踏まえて対策の必要性・緊急性への理解を得るべく日本側の課題認識や解決方針等を説明し、意見交換を実施した結果、同省資源総局等から実施に向けた前向きな意向が示された。

令和2年度は、ダム再生事業2案件について、以下の取組を行った。

1) ダム再生事業2案件について、我が国事業者参入の観点から、日本における過去のダム再生事業に係る経験も踏まえた技術検討を実施。

2) 1)における技術検討も踏まえ、国土交通省とも協働して同国政府に対し、ダム再生事業に係る技術提案を行うなど、案件形成に向けた調整を推進。

これらの取組により、同国政府においてダム再生事業に係る理解の深化が進んだ結果、これら2案件については、令和2年10月に同国で発出された「中期計画対外借款リスト2020～2024」へも掲載された。同リストへの掲載は、これら2案件について対外借款による事業実施意思が公式に表明されたという意義があり、事業化に向け大きな進展となつた。

〔1-1-5 pp. 107～109〕

資源管理、ダム安全性の向上のため必要性、緊急性が高く、最優先すべき課題との理解を得た結果、同国公共事業・国民住宅省水資源総局等から実施に向けた前向きな意向が示された。

・令和2年度には、ダム再生事業2案件について、国内の関係機関との綿密な調整を実施した上で、インドネシア国政府機関等との間で計14回のWEB会議による協議等を実施し、課題解決のための具体的な技術提案等、同国政府機関の理解を得るべく真摯に対応し、同国の「中期計画対外借款リスト2020～2024」へのこれら2案件の掲載を実現した。同国政府側の対外借款による事業実施意思が対外的に明確化され、事業化に向けて大きな成果が得られた。

これらのダム再生事業は、既設ダムの運用しながらの施工という高度な技術を求められ、当該技術を有する我が国事業者の参入を大いに促進することが期待される。

③民間コンサルタントとの協働によるODA事業の実施

機構は、民間コンサルタント企業とJVを組成することにより、JICAが委託するODA案件5件に参画した（平成30年度：1件 令和元年度：2件 令和2年度：2件）。民間コンサルタントの技術力に、機構が有する専門的な技術・経験を融合させ、設計・施工段階の“上流側”から参画し、施工段階において我が国事業者の参画が期待される案件の形成を支援した。

特にフィリピン国「パシギ・マリキナ川河川改修事業（フェーズIV）詳細設計（平成31年1月～令和2年8月）」については、機構が有する高い維持管理技術力を活かし、本業務実施まで6年間活動していなかった洪水対策委員会の活性化への寄与、並びに操作ルール及び維持管理計画の策定を行った。機構が担当した部分についてはJICAからも特筆され、機構がそのノウハウを活かすことによってJVに貢献したほか、今

| | | |
|--|--|--|
| | | <p>エ. 我が国事業者及びその他の関係者との協力体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海外インフラ展開法の趣旨を踏まえ、国土交通省水資源部と機構を中心に、関係省、関係団体等を構成員として組成した「水資源分野における我が国事業者の海外展開活性化に向けた協議会」(以下、本項目において「活性化協議会」という。)は、事務局機関として、機構は水資源分野における我が国事業者の海外展開に必要な現状把握、我が国事業者の参入促進に向けた課題整理等を行い、我が国事業者の参入可能性の高い調査・計画案件の採択に向けた官民一体の協力体制の構築のため、構成員の意見の集約、調整等を実施した。各年度における取組内容は以下のとおりである。 <p>平成 30 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> - 今後の水資源分野における案件形成に関し、我が国事業者の認識(現状評価や課題等)・意向及び具体案件候補についての情報を収集・整理するために、業界団体にアンケート調査を実施し、情報を取りまとめた。 - 活性化協議会の全体会議及び作業部会を通じ、各案件候補について、現地調査に係る意見交換を実施した。 - 「水資源分野における日本の技術情報の取りまとめ」を具体的に進めることを提案した。 <p>令和元年度</p> <ul style="list-style-type: none"> - 活性化協議会の全体会議及び作業部会を通じ、「ミャンマー国における水資源に関する流域マスタートップラン」及び「インドネシア国におけるダム再生」に関する案件について、現状把握及び今後の相手国政府との協議や技術検討に向けて必要となる課題整理等を実施した。 - 「水資源分野における日本の技術集(案)」の作成に当たり、活性化協議会構成員から掲載すべき技術の提案を受け、取りまとめた。 - その他、本邦企業の技術が適用可能となる案件の発掘に向けて実施された、個別の団体等を対象とする意見交換会を計 3 回実施した。 <p>令和 2 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> - 活性化協議会の全体会議及び作業部会を通じ、「インドネシア国におけるダム再生」に関する案件について、現状把握及び今後の相手国政府との協議や技術検討に向けて必要となる課題整理等を実施した。 - 「水資源分野における日本の技術集(案)」に係る時点更新版の作成に当たり、活性化協議会構成員から内容の改訂及び今後掲載すべき技術の提案を受け、取りまとめた。 - その他、本邦企業の技術が適用可能となる案件の発掘に向けて実施された、個別の団体等を対象とする意見交換会を計 10 回実施した。 <p>[1-1-5 pp. 109~110]</p> <p>オ. 本邦技術情報のとりまとめ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本に優位性があり海外展開の可能性のあるインフラ施設に関する技術について、水資源分野を切り口にとりまとめたものがこれまでなかったことを踏まえ、機構は令和元年度の協議会活動の中で、当該技術を保有する協議会メンバー企業・団体等の協力も得て「水資源分野における日本の技術集(案)」を作成した。水資源分野における本邦技術の特徴や適用メリット及び留意事項をわかりやすく |
|--|--|--|

後の施工段階における我が国事業者の参入という面でも成果を挙げることができた。

④本邦技術の取りまとめ
我が国事業者の海外事業への参入促進に資するため、令和元年度から令和 2 年度にかけ、活性化協議会活動の中で、関連する企業・団体等の協力を得て水資源分野に関する我が国初の技術集となる「水資源分野における日本の技術集(案)」を取りまとめ、また、掲載技術の更新等記述内容の充実を図るなどの取組を行った。これにより、相手国が抱える課題・ニーズと、我が国の優れた幅広い技術とのマッチングがスムーズになり、本邦技術が海外で活用されやすくなるなどの効果が期待できる。

・以上の取組及び成果により、令和 3 年度においても計画を着実に実施する見込みであり、中期目標を十分に達成しているほか、水資源分野は相手国政府の影響力が強い分野であるうえ、水インフラ事業の海外市場における日本企業のシェアが 1 % に満たない現状であり、さらには、令和 2 年度はコロナ禍により海外渡航が困難である等の非常に厳しい業務環境において、外国政府機関等との直接交渉等を行って我が国事業者を参画につなげていくという難易度が高い業務について上述の成果を達成したことは所期の目標を上回るものと考えられるため、A 評価とした。

<課題と対応>
特になし。

くまとめ、日本語版と英語版を作成することで、海外での案件を検討する際、相手国が抱える課題に対して我が国が有する優れた技術を紹介して、我が国の幅広い技術と相手国側のニーズとのマッチングにより、本邦技術の海外での活用、また、我が国事業者の海外事業への参入につながる効果の高いものとして期待される。

令和2年度は、さらに質の高い資料とするため、関連する企業・団体等の協力を得て、掲載技術の更新と新たな技術を追加するとともに、記述内容の充実を図った。

[1-1-5 pp. 111～112]

カ. 機構内の体制強化

- 平成30年度に国際業務を統括する国際監を新たに配置するとともに、総合技術センター国際グループの職員を本社兼務として海外調査等業務に従事させることにより、体制の強化を図った。
- そのほか、国際業務に関心を有する内部職員向けの国際業務説明会を毎年度開催したほか、内部研修の拡充等を通じ、国際業務に係る人材育成の強化を図った。

[1-1-5 p. 111]

キ. 参入促進に資する研修講師の起用

- 平成30年度及び令和元年度は、JICAからの一括受託研修として企画から講師手配等の研修運営までを一貫して行う一括受託研修をJICAから受託し、統合水資源管理研修を実施したほか、他機関からの要請に応じて、他機関の海外技術者等の能力育成に係る研修の一部を実施した。これらを通じ、ダムや水路等の運用管理や安全管理、流域全体を考慮した水資源管理などに関わる日本の経験、技術情報の提供や、知識の共有等を図った。研修においては、我が国企業の将来的な海外事業への参入機会へつなげるため、国内事業者を積極的に研修講師として起用し、事業の紹介を通じて知名度を高めること等に努めた。
- その他、令和元年度において、国土交通省がマレーシア政府との間で開催した「日・マレーシア防災協働対話」の場において、同省からの要請に応じて機構職員を講師として派遣し、日本のダム管理に係る技術や取組などについて紹介を行う等、機構が有する知見やノウハウの展開に努めた。

[1-1-5 pp. 111～112]

注) 表中、業務実績欄の〔 〕内は、「第4期中期目標期間業務実績報告書」における記載箇所を示す。

4. その他参考情報

特になし

様式 1－2－4－1 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | | | | | |
|--------------------|---|--|--|----------------------|--------------|--|--|
| 1—6 | ダム等建設業務 | | | | | | |
| | | | | 当該事業実施に係る根拠（個別法条文など） | 水資源機構法第 12 条 | | |
| 当該項目の重要度、困難度 | 重要度：「高」（国民生活・経済にとって特に重要な 7 つの水資源開発水系において、閣議決定された水資源開発基本計画に基づき、水資源開発施設の新築やダム再生の取組等を行うことにより、用水の安定供給や洪水被害の防止・軽減等を可能とすることが極めて重要であるため。） 難易度：「高」（① 複雑かつ高度な水利用が行われている 7 つの水資源開発水系において、目的の異なる広域的かつ複数の利水者や水源地域等の調整を行い、的確に事業進捗を図る必要があるため。② ダム等施設の新築やダムの機能を確保しながら整備を行うダム再生の取組については、高度な技術力を要するため。） | | | | | | |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | |
|-----------------------------------|-----------------|------------------------------|--------|-------|--------|--------|-----------------------------|
| ①主要なアウトプット（アウトカム）情報 | | | | | | | ②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報） |
| 指標等 | 達成目標 | (参考) 前中期目標 期間最終年 度値 | H30 年度 | R 元年度 | R 2 年度 | R 3 年度 | |
| 思川開発事業進捗率（実績値） | — | 49.2% | 50.6% | 53.2% | 63.3% | | |
| 川上ダム建設事業進捗率（実績値） | — | 58.3% | 60.0% | 66.3% | 77.2% | | |
| 小石原川ダム建設事業進捗率（実績値） | 令和元年度に工事を完成させる。 | 47.4% | 68.8% | ※ 1 | — | — | |
| 藤原・奈良俣ダム再編ダム再生（奈良俣ダム関係）事業進捗率（実績値） | — | — | — | — | 16.0% | | |
| 早明浦ダム再生事業進捗率（実績値） | — | — | 0.8% | 1.7% | 3.3% | | |
| | | | | | | | |

〈定量目標〉 小石原川ダム建設事業：令和元年度に工事を完成させる。

〈指標〉 思川開発事業進捗率、川上ダム建設事業進捗率、藤原・奈良俣ダム再編ダム再生（奈良俣ダム関係）事業進捗率、早明浦ダム再生事業進捗率（進捗率は各事業の総事業費に対する当該年度までの事業執行額）

※ 1：ダムの利水・治水機能を確実に発揮するための工事を完成させた（指標によらず定量目標に対して記載）

(注 1) ダム等建設業務に係る予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

(注 2) 従事人員数は、1月 1 日時点。

(注 3) 独立行政法人会計基準改訂前の平成 30 年度分の「行政コスト」は、「行政サービス実施コスト」を記載。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

| 中期目標 | 中期計画 | 主な評価指標等 | 法人の業務実績・自己評価 | | 主務大臣による評価 | | | |
|---|---|---|---|--|-----------|----------|----|--|
| | | | 業務実績 | 自己評価 | (見込評価) | (期間実績評価) | | |
| (1) 計画的で的確な施設の整備 ① 水需要の動向、事業の必要性、費用対効果、事業の進捗見込み等を踏まえ事業評価を行うとともに、用地補償も含めた円滑な業務執行、事業にかかる適正な要員配置及び新技術の活用や工法の工夫、生産性の向上等によりコスト縮減等を図りつつ、計画的かつ的確な実施を図ること。 また、事業に附帯する業務についても、的確な実施に努めること。 ② 事業進捗に必要な予算の確保が難しい場合は、可能な範囲で特定事業先行調整費制度等を活用することにより、工期の遅延やこれに伴うコスト増を回避し、事業の計画的かつ的確な実施に努めること。 | (1) 計画的で的確な施設の整備 ダム等建設業務を着実に推進する。このうち、小石原川ダム建設事業については令和元年度に工事を完成させる。(定量目標) 思川開発事業については令和6年度まで、川上ダム建設事業については令和4年度まで、藤原・奈良俣再編ダム再生事業(奈良俣ダム関係)については令和4年度まで、早明浦ダム再生事業については令和10年度までに事業を完了させるよう計画に沿った整備を行う。 別表2「ダム等事業」に掲げる4施設の新築事業及び2施設の改築事業については、将来の適切な施設管理の視点も含めて、計画的かつ的確な事業執行を行っているか。 丹生ダムについては、事業廃止に伴い追加的に必要となる工事を実施する。 ① 水需要の動向、事業の必要性、費用対効果、事業の進捗見込み等を踏まえ事業評価を行うとともに、用地補償も含めた円滑な業務執行、事業にかかる適正な要員配置及びコスト縮減を図りつつ、計画的かつ的確に取り組むとともに、第三者の意見を求めるなど、事業費・工程の適正な管理に努める。 また、自然災害等が発生した場合には、工期の遅延や事業費の増嵩を極力軽減するとともに、業務に | <主な定量的指標> 小石原川ダム建設事業令和元年度に工事を完成させる。 <その他の指標> 思川開発事業進捗率 川上ダム建設事業進捗率 藤原・奈良俣再編ダム再生(奈良俣ダム関係)事業進捗率 早明浦ダム再生事業進捗率 <評価の視点> ダム等の新築・改築事業の計画的かつ的確な事業執行を行っているか。 | <主要な業務実績> ア. 事業費・工程管理 ・思川開発事業、川上ダム建設事業、小石原川ダム建設事業等のダム建設事業については、利水者、関係機関、あるいは学識経験者からなる各種委員会等を開催し、適正な事業費及び工程管理に反映させた。 イ. ダム等事業の進捗 ・思川開発事業は、付替県道工事等を継続して実施するとともに、令和元年度には導水路工事、送水路工事、ダム本体工事の準備工事を、令和2年12月にはダム本体工事を契約し、令和3年2月には基礎掘削を開始させるなど着実に事業を進捗させた(令和2年度末までの事業進捗率: 63.3%)。 ・川上ダム建設事業は、平成30年9月にダム本体工事の基礎掘削に着手、令和元年9月にはダムコンクリート打設を開始し、同12月の定礎式の開催を経て、令和2年12月にはダムコンクリート打設量の約9割に当たる40万m ³ に到達するなど、順調に工事を進捗させた。このほか、取水放流設備工事、常用洪水吐き設備工事等を並行して実施し、着実に事業を進捗させた(令和2年度末までの事業進捗率: 77.2%)。 ・小石原川ダム建設事業は、ダム本体工事や導水施設工事が最盛期を迎える中、令和元年7月の豪雨をはじめとする3度の豪雨災害に見舞われながら、関係機関と調整し追加予算を確保した上で、関連工事との工程調整、資機材の集中投入、ICT等の施工の効率化により工程短縮を図るとともに、被災対応のため作業員が全体的に不足となる中、コンクリート打設工、堤体工、基礎処理工等のダムの利水・治水機能を確実に発揮させる工事に労務を集中させ工事を完成させた。平成31年4月には導水路を貫通させ、令和元年10月にはダム本体工事において盛立完了・打設完了式を開催、12月より試験湛水を開始し、令和2年4月には管理に移行させており、定量目標を達成した。中でも、ダム本体の盛立において、材料採取・選別～材料製造・調整から施工の各段階に積極的にICTを取り入れ、施工管理・品質管理の合理化・高度化を図り、工期短縮を図りつつ安定した品質の盛立を可能とした取組は高く評価され、令和元年度国土交通省国土技術研究会(イノベーション部門II)において最優秀賞を受賞した。 ・早明浦ダム再生事業は、増設放流設備について水理模型実験を行うとともに施工計画の検討等を行い、着実に事業を進捗させた(令和2年度末までの事業進捗率: 3.3%)。 ・藤原・奈良俣再編ダム再生事業(奈良俣ダム関係)は、令和2年3月の事業実施計画の認可、4月に国土交通省から事業承継を受け、水資源機構において事業に着手した。令和3年2月には洪水放流設備改良工事を契約し、着実に事業を進捗させた(令和2年度末までの事業進捗率: 16.0%)。 ウ. ダム等事業の事業評価 | <自己評価> 評定:B ・ダム建設事業については、計画的かつ的確な事業執行を図った。小石原川ダム建設事業では、3度の豪雨災害に見舞われる中、工程調整やICTなどの施工の効率化による工程短縮、主要工事への労務集中等を図ることにより、ダムの利水・治水機能を確実に発揮するための工事を令和元年度に完成させ、定量目標を達成した。その他のダム等事業についても計画的に事業を進捗させた。 ・小石原川ダム建設事業における、ダム本体の盛立の際の材料採取から施工の各段階においては積極的にICTを取り入れて施工管理・品質管理の合理化・高度化を図り、工期短縮を図りつつ安定した品質の盛立を可能とした。この取組は、定量目標の達成に大きく寄与したのみならず、令和元年度国土交通省国土技術研究会(イノベーション部門II)において最優秀賞を受賞するなど高く評価された。 ・木曽川水系連絡導水路事業については、検証作業の進捗を図るべく中部地方整備局と連携し、必要な検討を進めた。事業の再評価(治水、水道、工業用水道)については、事業毎に事業の必要性や費用対効果等に対し審議がなされ、再評価を実施した全ての事業において「継続」の対応方針が示された。 ・事業費の縮減を図るため、計画(調査)・設計・施工・維持管理の各段階を通して検討し、CIMの活用に新たな知見も取り入れ、各種仕様を見直すとともに、コスト縮減と設計等の最適化 | 評定 | | 評定 | |

| | | | | |
|--|--|--|--|--|
| | <p>支障のない範囲で関係機関等の被害軽減に努める。</p> <p>② 事業費の縮減を図るため、新技術の活用、計画・設計・施工の最適化等に取り組む。</p> <p>③ 特定事業先行調整費制度等を活用することにより、工期の遅延やこれに伴うコスト増を回避するとともに、財政負担の平準化を図り、事業の計画的かつ的確な実施に努める。当該中期目標の期間に完成を予定する小石原川ダム建設事業の計画的かつ的確な実施を図るため、当該事業において特定事業先行調整費制度及びダム建設調整費制度を活用する。</p> <p>特定事業先行調整費制度においては、機構法第21条第1項に規定する特定施設に係る国の交付金（以下「交付金」という。）及び機構法第35条に規定する補助金（以下「補助金」という。）の一部に相当する資金を支弁する。</p> <p>ダム建設調整費制度においては、交付金、機構法第25条第1項に規定する水道の用に供する者が負担する負担金及び補助金の一部に相当する資金に充てるため、機構法第32条に基づく長期借入金をする。</p> <p>なお、上記により支弁した資金及び長期借入金を充てた資金については、当該事業の実施に要する費用を交付する者から交付を受け、期限までに、支弁した資金の回収及び長期借入金の償還を完了する。</p> <p>④ ダム等事業に直接関わる住民及び下流受益地の理解と協力を得て、水源地域対策特別措置法（昭</p> | <ul style="list-style-type: none"> 木曽川水系連絡導水路事業について、平成30年12月21日に第4回幹事会を開催した。引き続き、検証作業の進捗を図るべく中部地方整備局と連携し、必要な検討を進めた。 事業の再評価（治水、水道、工業用水道）については、思川開発の事業再評価（治水）は令和元年度に、木曽川水系連絡導水路の事業再評価（治水、水道）は平成30年度にそれぞれの事業の必要性や費用対効果等に対し審議がなされ、「継続」の対応方針が示された。 <p>エ. 用地補償に係る取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 思川開発事業については、ダム本体工事の実施に必要なダムサイトの未取得用地の補償契約を行い、事業を進捗させた。川上ダム建設事業については、貯水池内の事業用地の取得を令和元年度に完了させた。早明浦ダム再生事業については、支障物件の移転に係る補償を実施したほか、建設発生土受入地とする事業用地の取得に向けた調整を行った。 <p>[以上 1-2-1(1) ① pp. 116～123]</p> <p>オ. 新技術の活用、計画・設計・施工の最適化</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業費の縮減を図るため、計画（調査）・設計・施工・維持管理の各段階を通して検討し、各段階を最適な仕様に見直すとともに、工事には積極的にICTの活用を図り、施工の最適化に取り組んだ。 南摩ダム（思川開発）では、調査・設計段階においてダム本体型式をコンクリート表面遮水壁型ロックフィルダムに変更することにより、ダム堤体積（盛立量）の縮減、土質材料採取工事費や用地費といった材料山に関する費用を削減した。さらに、コア材料を採取する材料山が不要となり、工事による地形改変面積が縮小することで環境影響の低減にも寄与した。 川上ダムでは、設計、施工、維持管理へ一貫したCIMを構築し、設計段階では構造物の設計照査、施工段階では地質スケッチ図の3次元化及び基礎処理データの可視化による基礎地盤情報と施工実績対比によるグラウチング効果の検証、維持管理段階ではダム管理での各種観測結果の分析・評価に必要となる設計・施工段階の情報を継承するしくみを作り、維持管理の効率化・高度化に取り組んだ。 小石原川ダムでは、ダム本体建設工事においてフィルダム堤体の新たな施工管理手法を確立・実施するため、有識者・専門家からなるロックフィルダム技術検討会を開催し、設計・施工の両面にわたって指導・助言を得ながらフィルダム堤体の合理化・高度化に係る技術的事項を取りまとめ、設計・施工の最適化に取り組んだ。 早明浦ダム再生事業では、増設放流設備と既設ダム堤体一部の3次元モデルを作成し、従来の2次元図面では不明瞭であった細部まで可視化することで、増設放流管の立体的な配置、既設ダム堤体や現況地盤との位置関係が明瞭になり、各種配置設計や放流管周りの不可視部のコンクリート充填方法、施工計画が、より精度の高い内容となった。また、3次元モデルに時間情報を付与した4次元モデル作成による施工ステップの可視化に取り組んだ。 <p>[1-2-1(1) ② pp. 123～127]</p> <p>カ. 特定事業先行調整費制度等の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 小石原川ダム建設事業に特定事業先行調整費及びダム建設調整費を活用し、工期の遅延やこれに伴うコスト増を回避するとともに、財政負担の平準化を図り、計画的かつ的確な事業の実施を図った。また、特定事 | <p>に取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> 小石原川ダム建設事業に特定事業先行調整費及びダム建設調整費を活用することで、工期の遅延やコスト増を回避するとともに、財政負担の平準化を図り、計画的かつ的確な事業の実施を図った。また、特定事業先行調整費に活用した資金の回収を令和2年度から着手し、計画通り実施した。 思川開発事業及び小石原川ダム建設事業において、水源地域の振興及び生活再建対策として付替道路工事を関係県等から委託を受け実施した。丹生ダムにおいては、滋賀県から委託を受け道路改良工事を実施した。 機構初のダム再生となる早明浦ダム再生事業を平成30年度に着手し、続いて藤原・奈良俣再編ダム再生事業（奈良俣ダム関係）を令和2年度に着手し、着実にダム再生の取組を進展させた。また、i-Construction & Management の推進を図り、技術の向上によって開発された成果を積極的に活用し、設計、施工、維持管理へ一貫したCIMを導入し、建設段階の情報を維持管理での効果的・効率的な活用に取り組んだ。 ダム管理用水力発電の導入については、思川開発事業（南摩ダム）における施設計画等の検討、川上ダム建設事業における発電設備工事の施工、さらに、小石原川ダム建設事業においては、発電設備を設置するなど、ダム管理用水力発電の導入等を着実に進めた。 <p>・難易度「高」と設定された本項目について、以上の取組及び成果により、令和3年度においても計画を着実に実施する見込みであり、中期目標を十分に達成しているものと考えられるため、B評価とした。</p> | |
|--|--|--|--|--|

| | | | | |
|--|--|---|--------------------------------|--|
| | | <p>業先行調整費に活用した資金の回収に令和2年度から着手し、計画通り実施した。 〔1-2-1(1) ③ p. 127〕</p> <p>キ. 水源地域の振興及び生活再建対策 ・思川開発及び小石原川ダムの各建設事業において、水源地域の振興及び生活再建対策として、ダム建設に附帯する付替道路工事について、基本協定等に基づく関係県等からの委託等を受けて工事を実施した。丹生ダムについては、機構が実施する原形復旧に併せ、滋賀県が実施する道路改良工事を効率的に実施するため締結した基本協定に基づき、滋賀県から委託を受けて機構が工事を実施した。 〔1-2-1(1) ④ p. 127～128〕</p> <p>ク. 既設ダムの有効利用に向けた取組 ・近年の気候変動の影響を踏まえ、既存施設の機能を効果的に発揮させるため、高機能化のための施設改良等既設ダムの有効活用に向けた取組として、平成30年4月に早明浦ダム再生事業に着手し、本体実施設計に向けた地質調査、既設ダム堤体の健全性調査、増設放流設備の配置設計と水理模型実験、全体工事施工計画の検討を実施するなど着実に進めた。 また、令和元年8月の藤原・奈良俣再編ダム再生事業に係る新規事業採択時評価において当該事業が採択されるとともに、機構が管理する奈良俣ダムの放流設備改築に係る構造検討や関係機関との協議・調整を経て、令和2年3月16日に藤原・奈良俣再編ダム再生事業（奈良俣ダム関係）の事業実施計画の認可を得た。同年4月には事業に着手し、12月には洪水放流設備の改良工事を工事公告し、令和3年3月に契約に至った。 ・平成29年7月九州北部豪雨や平成30年7月豪雨等において、機構が管理するダムで計画規模を超える流入量が発生していること、気候変動の影響により豪雨が頻発化・激甚化すると予測されていることを踏まえ、流域の洪水被害軽減を目的とした既存ダムの有効活用について、モデルダムを選定し、検討した。 〔1-2-1(2) p. 129〕</p> <p>ケ. i-Construction & Management の推進 ・機構では、近年、業務の主体が建設から管理に変化していることから、管理分野を重点的に取り組むため、i-Construction に「i-Management」を加え、i-Construction & Management と称して積極的に展開している。 ・川上ダムでは、建設段階から管理段階へ円滑に移行するため、設計、施工、維持管理へ一貫したCIMを構築し、設計、施工に関する活用だけでなく、後に必要とされる建設段階の品質・出来形等に関する情報を維持管理段階で効果的・効率的に活用できるしくみ作りに取り組んだ。 ・小石原川ダムでは、構築済みのCIMに入力された地質や基礎処理情報、ダム堤体盛立や洪水吐き等の施工情報を確認できる環境の整備や、盛立工の転圧回数、含水比、粒度、透水係数をリアルタイムに監視するシステムの構築とともに、タブレット端末からの監督を可能にすることにより、施工管理、品質管理等の監督業務の効率化を図った。 〔1-2-1(2) pp. 130～134〕</p> <p>コ. ダム管理用水力発電の導入に係る検討 ・思川開発事業（南摩ダム）においては、ダム管理用水</p> | <p><課題と対応> 特になし。</p> | |
|--|--|---|--------------------------------|--|

| | | | | | |
|--|--|--|---|--|--|
| | | | <p>力発電設備の施設計画等を検討しており、川上ダム建設事業においては、発電設備工事を実施中である。また、小石原川ダム建設事業においては、発電設備を令和元年度に設置し、本格運用に向けて準備中である。 〔1-2-1(2) p. 135〕</p> <p>サ. 特定河川工事の代行（特定改築工事に係るもの） ・都道府県知事等からの要請に基づく特定河川工事の代行（特定改築等工事に係るもの）業務は生じなかつた。 〔1-2-1(3) p. 136〕</p> | | |
|--|--|--|---|--|--|

注) 表中、業務実績欄の〔 〕内は、「第4期中期目標期間業務実績報告書」における記載箇所を示す。

4. その他参考情報

(平成30年度) ダム等建設業務において、複数年度に亘り実施している業務等の支払の一部を翌年度に行うため、予算額と決算額に乖離がある。

(令和元年度) ダム等建設業務において台風や豪雨等により工事等の一部を翌年度に繰り越したため、予算額と決算額に乖離がある。

様式 1－2－4－1 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | | | | | |
|--------------------|---|--|--|----------------------|--------------|--|--|
| 1－7 | 用水路等建設業務 | | | | | | |
| | | | | 当該事業実施に係る根拠（個別法条文など） | 水資源機構法第 12 条 | | |
| 当該項目の重要度、困難度 | 重要度：「高」（国民生活・経済にとって特に重要な 7 つの水資源開発水系において、閣議決定された水資源開発基本計画に基づき、水資源開発施設等の改築等を行うことで、通水機能の回復、施設の長寿命化と耐震性の確保に努めることにより、用水の安定供給を可能とすることが極めて重要であるため。） 難易度：「高」（複雑かつ高度な水利用が行われている 7 つの水資源開発水系において、広域的かつ複数の利水者に対して用水の適正配分、安定供給を実施するなど中立的で高い公共性が必要とされるなか、利水者ニーズを適時・適切に把握し、365 日 24 時間、既存の用水を絶やすことなく継続的に供給しつつ、用水路等の改築事業を実施する必要があるため。） | | | | | | |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | |
|--------------------------|--------------------|-------------------|--------|-------|--------|--------|-----------------------------|
| ①主要なアウトプット（アウトカム）情報 | | | | | | | ②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報） |
| 指標等 | 達成目標 | (参考) 前中期目標期間最終年度値 | H30 年度 | R 元年度 | R 2 年度 | R 3 年度 | |
| 群馬用水緊急改築事業進捗率（実績値） | 平成 30 年度に事業を完了させる。 | 78.1% | 事業完了 | | | | |
| 房総導水路施設緊急改築事業進捗率（実績値） | 令和 2 年度に事業を完了させる。 | 55.4% | 73.2% | 84.6% | 事業完了 | | |
| 木曽川右岸緊急改築事業進捗率（実績値） | 令和 2 年度に事業を完了させる。 | — | 73.3% | 89.1% | 事業完了 | | |
| 利根導水路大規模地震対策事業進捗率（実績値） | — | — | 46.4% | 60.7% | 74.5% | | |
| 豊川用水二期事業進捗率（実績値） | — | 18.3% | 27.2% | 35.1% | 44.0% | | |
| 愛知用水三好支線水路緊急対策事業進捗率（実績値） | — | — | 24.5% | 57.9% | 86.4% | | |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------|---|---|------|------|------|--|---|--|--|--|--|--|--|--|
| 福岡導水施設地震対策事業進捗率 (実績値) | — | — | 0.1% | 2.2% | 4.6% | | / | | | | | | | |
| 成田用水施設改築事業進捗率 (実績値) | — | — | — | 3.8% | 8.5% | | | | | | | | | |
| 香川用水施設緊急対策事業進捗率 (実績値) | — | — | — | — | 7.9% | | / | | | | | | | |

〈定量目標〉群馬用水緊急改築事業：平成 30 年度に事業を完了させる

房総導水路施設緊急改築事業：令和 2 年度に事業を完了させる

木曽川右岸緊急改築事業：令和 2 年度に事業を完了させる

〈指標〉利根導水路大規模地震対策事業進捗率、豊川用水二期事業進捗率、愛知用水三好支線水路緊急対策事業進捗率、福岡導水施設地震対策事業進捗率、成田用水施設改築事業進捗率、香川用水施設緊急対策事業進捗率（進捗率は各事業の総事業費に対する当該年度までの事業執行額）

（注 1）木曽川右岸緊急改築事業、利根導水路大規模地震対策事業の事業進捗率は、第 1 回計画変更後の総事業費をもとに算出している。これに伴い、これらの事業にかかる「前中期目標期間最終年度値」については「—」表示としている。

（注 2）用水路等建設業務に係る予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

（注 3）従事人員数は、1 月 1 日時点。

（注 4）独立行政法人会計基準改訂前の平成 30 年度分の「行政コスト」は、「行政サービス実施コスト」を記載。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

| 中期目標 | 中期計画 | 主な評価指標等 | 法人の業務実績・自己評価 | | 主務大臣による評価 | | | |
|---|--|---|--|----------------|-----------|----------|----|--|
| | | | 業務実績 | 自己評価 | (見込評価) | (期間実績評価) | | |
| 水需要の動向、事業の必要性、費用対効果、事業の進捗見込み等を踏まえ事業評価を行うとともに、用地補償も含めた円滑な業務執行、事業にかかる適正な要員配置及び新技術の活用や工法の工夫、生産性の向上等によりコスト縮減等を図りつつ、計画的かつ的確な実施を図ること。また、事業に附帯する業務についても、的確な実施に努めること。 | 用水路等建設業務を着実に推進する。このうち、群馬用水緊急改築事業については平成30年度、房総導水路施設緊急改築事業及び木曽川右岸緊急改築事業については令和2年度までに事業を完了させる。(定量目標) また、利根導水路大規模地震対策事業については令和5年度まで、豊川用水二期事業については令和12年度まで、愛知用水三好支線水路緊急対策事業については令和4年度まで、福岡導水施設地震対策事業については令和14年度まで、成田用水施設改築事業については令和10年度まで、香川用水施設緊急対策事業については、令和6年度までに事業を完了させるよう計画に沿った整備を行う。 別表3「用水路等事業」に掲げる9施設の改築事業については、将来の適切な施設管理の視点も含めて、計画的かつ的確な事業執行を図る。 ① 水需要の動向、事業の必要性、費用対効果、事業の進捗見込み等を踏まえ事業評価を行うとともに、用地補償も含めた円滑な業務執行、事業にかかる適正な要員配置及びコスト縮減を図りつつ、水路等施設の長寿命化、耐震化を計画的かつ的確に取り組むとともに、事業費・工程の適正な管理に努める。 ② 事業費の縮減を図るために、新技術の活用、計画・設計・ | <主な定量的指標> 群馬用水緊急改築事業平成30年度に事業を完了させる。 房総導水路施設緊急改築事業 令和2年度に事業を完了させる。 木曽川右岸緊急改築事業 令和2年度に事業を完了させる。 <その他の指標> 利根導水路大規模地震対策事業進捗率 豊川用水二期事業進捗率 愛知用水三好支線水路緊急対策事業進捗率 福岡導水施設地震対策事業進捗率 成田用水施設改築事業進捗率 香川用水施設緊急対策事業進捗率 <評価の視点> 水路等の改築事業の計画的かつ的確な事業執行を行っているか。 | <主要な業務実績> ア. 事業制度の創設・拡充の取組 ・耐震対策及び地盤沈下対策の要件緩和や、農業競争力強化を踏まえた事業実施計画の案を作成するための調査について、必要性を整理した上で農林水産省に提案・調整した結果、農地防災制度等の拡充、地区調査制度の創設につながった。 イ. 事業費・工程管理の充実 ・各事業とも適正な事業費及び工程管理を実施するために、利水者、関係機関、あるいは学識経験者からなる各種委員会等を開催し、事業の進捗状況、執行計画、事業費及び事業工程について説明するとともに意見交換等を行い、事業費・工程の適正な管理に反映し、長寿命化、耐震化を計画的かつ的確に進捗させた。 ウ. 用水路等建設事業の進捗 ・群馬用水緊急改築事業については、幹線トンネルの改築工事を計画的に実施し、計画どおり平成30年度に事業を完了させ、定量目標を達成した。 ・利根導水路大規模地震対策事業については、利根大堰、埼玉合口二期施設、秋ヶ瀬取水堰及び朝霞水路の補強工事等を計画的に実施して、令和2年度末までの事業進捗率を74.5%とし、埼玉合口二期施設については、計画どおり令和元年度までに完了させた。 ・房総導水路施設緊急改築事業については、横芝・大網・長柄揚水機場のポンプ設備等の改修及びトンネル、サイホンの耐震補強、改築工事等を計画的に実施し、計画どおり令和2年度に事業を完了させ、定量目標を達成し、老朽化した施設の機能回復、大規模地震に対する安全性の確保により、さらなる安定供給が可能となった。 ・豊川用水二期事業については、大野導水併設水路工事、西部幹線併設水路工事、東部幹線併設水路工事及び牟呂幹線水路改築工事を計画的に実施して、令和2年度末までの事業進捗率を44.0%とした。 ・木曽川右岸緊急改築事業については、劣化の著しいPC管の改築やトンネル背面空洞充填工事等を計画的に実施し、計画どおり令和2年度に事業を完了させ、定量目標を達成し、多発していた漏水事故が防止され、施設の安全性が確保されたことにより、用水の安定供給及び維持管理の軽減が図られ、事業効果が発現した。 ・愛知用水三好支線水路緊急対策事業については、三好池堤体耐震補強工事及び三好支線水路改築工事を計画的に実施して、令和2年度末までの事業進捗率を86.4%とした。 ・福岡導水施設地震対策事業については、トンネル併設水路等の工事及び調査を計画的に実施して、令和2年度末までの事業進捗率を4.6%とした。 ・成田用水施設改築事業については、空港周辺地域という地域特有の地元情勢に配慮した慎重な対応、成田国際空港の機能強化に伴う大規模インフラ事業との度重なる協議・調整、成田財特法に係る各種法手続き等、一般的な改築事業にはない難易度の高いプロセスを要する事業であったが、関係機関と綿密な連携・調整を重ね、早期着工を実現し、施設改築の推進が図られている。 ・事業再評価等を適切に実施し、事業継続等の妥当性を確認し「継続」との評価結果が示された。 ・用地補償については、事業用地の取得、事業損失対応及び地上権の再設定、公共補償等を適切に行うことでの円滑な業務執行を図つ | <自己評価> 評定：B | 評定 | | 評定 | |

| | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|
| | | <p>施工の最適化等に取り組む。</p> <p>③ 事業に附帯する業務についても、機構が培ってきた改築技術を活用して、計画的かつ的確な実施を図る。</p> <p>④ 水路等施設の電気・機械設備について、改築事業における老朽化対策では、設備の更新・整備を実施する。また、大規模地震対策では、設備の補強改造を実施する。</p> <p>⑤ 改築事業の実施に当たっては、利水者ニーズを適時適切に把握し、通水に支障のない施工方法や調整池等を活用することにより、既存の用水を絶やすことなく継続的に供給しつつ、工事を実施する。</p> <p>⑥ 改築事業の必要性や改築技術について、地域住民や関係機関等に対し積極的な情報発信に努める。</p> | <p>に中期目標の変更指示を受け、早期着工を実現した。また、早急な老朽化対策及び耐震対策が必要な施設であることに鑑み、事業効果を早期に発現させるべく、事業進捗に必要な予算及び人員体制を確保し、事業認可後、速やかに改築工事に必要な実施設計等に進めるとともに幹線水路（管路）の弁類等の更新工事等を計画的に実施して、令和2年度末までの進捗率を8.5%とした。</p> <p>・香川用水施設緊急対策事業については、令和2年8月28日に事業実施計画の認可を得、さらに中期目標の変更指示を受け、緊急対策の工事及び今後の耐震工事に必要な実施設計等を計画的に実施して、令和2年度末までの事業進捗率を7.9%とした。</p> <p>エ. 用水路等建設事業の事業評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 利根導水路大規模地震対策事業、房総導水路施設緊急改築事業及び豊川用水二期事業の事業継続の妥当性を確認するため、事業の進捗状況、必要性、費用対効果等を踏まえ、事業の再評価を適切に実施しそれぞれの事業に「継続」との評価結果が示された。 <p>オ. 用地補償に係る取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業完了を迎えた群馬用水緊急改築事業では、管理台帳調査書（敷地関係）や事業用地管理図等の引継図書を作成した。 継続して事業を実施している利根導水路大規模地震対策事業等においては、事業用地の取得、事業損失対応及び地上権の再設定を実施した。 各事業において、工事の支障となる電柱等を移設する公共補償等を適切に行うことで円滑な業務執行を図った。 <p>[以上1-2-2(1) ① pp. 139~143]</p> <p>カ. 新技術の活用、計画・設計・施工の最適化</p> <ul style="list-style-type: none"> 利根導水路大規模地震対策事業では、堰柱等の耐震補強に新技術のPP工法（ポリマーセメントモルタルマグネタイト・ピア補強工法）を採用し、通水断面の確保とコスト縮減を図った。 房総導水路施設緊急改築事業では、水管橋下部工補強工事において、橋台基礎の増杭補強に新技術の高耐力マイクロパイプ工法を採用し、コスト縮減を図った。 豊川用水二期事業では、併設水路から分水施設への接続方法として大規模な立坑等の仮設を設置せずに分水接続管の施工が可能なベビーモール工法を採用し、コスト縮減を図った。また、併設水路工事に伴う立坑構築に新技術のCCC工法（高品質変位低減型中層混合処理工法）を採用し、標準的な従来工法と比較して約130日間の工期短縮を図り施工の最適化を図った。 木曽川右岸緊急改築事業では、管水路の更新工事のうちダクタイル鋳鉄管による更新工事で、従来のK形から新規に開発されたALW形のダクタイル鋳鉄管を採用し、コスト縮減を図った。 <p>[1-2-2(1) ② pp. 143~144]</p> <p>キ. 事業に附帯する業務の計画的かつ的確な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 東京都水道局が保有する朝霞水路2号沈砂池等の耐震化を東京都水道局から委託を受け、平成30年度から耐震照査、基本設計及び実施設計、令和2年度から耐震補強工事に着手し、計画的かつ的確に業務の進捗を図った。 愛知県企業庁が保有する佐布里池の耐震化工事を愛知県企業庁から委託を受け、綿密な配水調整を行いながら補強盛立工を実施し、計画どおり令和2年度に耐 | <p>た。</p> <ul style="list-style-type: none"> 新技術の活用による施工等の最適化により、コスト縮減を図った。 事業に附帯する東京都水道局が保有する朝霞水路2号沈砂池等の耐震化及び愛知県企業庁が保有する佐布里池の耐震化工事を管理者から委託を受け、計画的かつ的確に実施し業務を進捗させ、佐布里池の耐震化工事を計画どおり完了させた。 水路等施設の電気・機械設備に係る更新・整備等について、揚水機場のポンプ設備更新等を計画的かつ的確に実施した。 利水者ニーズを適時適切に把握した改築工事の実施に当たっては、通水に支障のない施工方法や調整池等を活用することにより、既存の用水を絶やすことなく継続的に供給しつつ、工事を実施した。 改築事業の必要性等について、工事見学会の開催等を通じて、地域住民等や関係機関に対し積極的な情報発信に努めた。 難易度「高」と設定された本項目について、以上の取組及び成果により、令和3年度においても計画を着実に実施する見込みであり、中期目標を十分に達成しているものと考えられるため、B評価とした。 <p><課題と対応> 特になし。</p> | |
|--|--|--|--|--|--|

| | | | | |
|--|--|---|--|--|
| | | <p>震化工事を完了させた。 〔1-2-2(1) ③ pp. 144～145〕</p> <p>ク. 水路等施設の電気・機械設備に係る更新・整備等 ・房総導水路施設緊急改築事業では、令和元年度までに横芝・大網・長柄揚水機場のポンプ設備等の改修、施設の監視制御のための伝送装置等の改造を終え、令和2年度に総合試運転を実施した上で、計画どおり令和2年度に事業を完了させ、設備の機能回復を図った。 ・利根導水路大規模地震対策事業では、秋ヶ瀬取水堰に係る洪水吐きゲート及び調節ゲートの耐震補強を令和2年度までに完成させ、利根大堰に係る洪水吐きゲート全て及び調節ゲート4門のうち2門の耐震補強を完了させるとともに、調節ゲート2門の耐震補強を計画どおり進捗させた。 〔1-2-2(1) ④ pp. 145～146〕</p> <p>ケ. 利水者ニーズを適時適切に把握した改築工事の実施 ・房総導水路施設緊急改築事業では、利水者、千葉県及び機構で構成する施設整備計画等検討連絡会を開催し、施工に必要な空水期間と当該期間に用水を継続的に供給するために東金ダム、長柄ダムの貯留水を活用することを説明し、用水の供給を絶やすことなく、改築工事を計画的に実施した。 ・木曽川右岸緊急改築事業では、利水者、関係市町、岐阜県及び機構で構成する木曽川用水上流部施設整備検討委員会を開催し、施工に必要な通水切替え時期等について調整を行い、白川導水路については水道用水と冬季農業用水の最低限必要な用水を供給し、仮設足場（移動台車）により工事を実施した。下流の幹線水路の改築工事にあたっては、用水供給を絶やさないよう仮廻水路を構築し、幹線水路から仮廻水路への通水切替え時に一時的に断水が生じる水道事業者については、上飯田調整池の有効貯水量を利用することで断水を回避した。 〔以上 1-2-2(1) ⑤ pp. 146～147〕</p> <p>コ. 地域住民等や関係機関への積極的な情報発信 ・毎年度、各用水路等事業ともに事業執行計画や進捗状況等について関係利水者に情報提供を行うとともに、改築事業の必要性等について、地元説明会や現場見学会、地元情報誌等を通じた地域住民や関係機関に対する情報発信を積極的に行い、より深い理解を得た。 ・豊川用水二期事業においては、関係機関に加え報道機関向けの見学会を開催するなど、積極的な情報発信に努めた。 〔1-2-2(1) ⑥ p. 147〕</p> | | |
|--|--|---|--|--|

注) 表中、業務実績欄の〔 〕内は、「第4期中期目標期間業務実績報告書」における記載箇所を示す。

4. その他参考情報

(平成30年度) 用水路等建設業務において、複数年度に亘り実施している業務等の支払の一部を翌年度に行うため、予算額と決算額に乖離がある。

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | | | | | |
|--------------------|----------|--|--|--|--|--|--|
| 2－1 | 業務運営の効率化 | | | | | | |
| 当該項目の重要度、困難度 | － | | | | | | |

| 評価対象となる指標 | 達成目標 | (参考) 前中期目標期間最終年度値 | H30 年度 | R 元年度 | R 2 年度 | R 3 年度 | | (参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報 |
|---------------------|--|----------------------|----------------|----------------|----------------|--------|--|-----------------------------|
| 事業費（注1） (計画値) | 今中期目標期間最終年度値 106,533,611 千円 | 110,972,512 千円 | 106,533,611 千円 | 106,533,611 千円 | 106,533,611 千円 | | | 令和 2 年度計画は、平成 29 年度から 4 %縮減 |
| 事業費（注1） (実績値) | 年度計画値の 100% | － | 102,111,560 千円 | 95,880,484 千円 | 91,790,232 千円 | | | － |
| 上記縮減率（%） | 今中期目標期間の最終年度値を前中期目標期間最終年度実績値（110,972,512 千円）から 4 %縮減 | － | 8.0% | 13.6% | 17.3% | | | － |
| 達成度 | 年度計画の縮減率に対する実績縮減率 | － | 200% | 340% | 430% | | | － |
| 一般管理費 (注2) (計画値) | 今中期目標期間最終年度値 978,460 千円 | 1,111,887 千円 | 1,089,649 千円 | 1,022,936 千円 | 989,579 千円 | | | 令和 2 年度計画は、平成 29 年度から 11%削減 |
| 一般管理費 (注2) (実績値) | 年度計画値の 100% | － | 1,089,433 千円 | 1,022,474 千円 | 988,871 千円 | | | － |
| 上記削減率（%） | 今中期目標期間の最終年度値を前中期目標期間最終年度実績値（1,111,887 千円）から 12%削減 | － | 2.0% | 8.0% | 11.1% | | | － |
| 達成度 | 年度計画の削減率に対する実績削減率 | － | 100% | 100% | 100% | | | － |

(注1) 事業費については、新築・改築事業費を除く。

(注2) 一般管理費については、人件費、公租公課、高齢者雇用確保措置等の所要額計上を必要とする経費を除く。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

| 中期目標 | 中期計画 | 主な評価指標等 | 法人の業務実績・自己評価 | | 主務大臣による評価 | | | |
|---|---|--|---|------|-----------|----|----------|--|
| | | | 業務実績 | 自己評価 | (見込評価) | | (期間実績評価) | |
| (1)業務運営の効率化等 ① 要員配置計画を作成し、重点的かつ効率的な組織整備を行う。施設管理や建設事業の遂行に必要な体制を維持しつつ、調査・計画を機動的に実施できる適切な組織体制を構築すること。 ② 災害発生時等を含めた的確な施設管理や建設事業を円滑に実施するため、引き続き支社局等を活用しつつ、事業の進捗状況を踏まえ適正な規模となるよう隨時見直しを行うこと。 ③ 国からの運営費交付金によらず、治水交付金や国庫補助金、利水者負担金等により運営している。業務運営の透明性を向上させるとともに、安定した組織運営体制を確保した上で、適切な事業監理を行い、事業費は、新築・改築事業費を除き、第3期中期目標期間の最終年度（平成29年度）と第4期中期目標期間の最終年度（令和3年度）を比較して4%縮減すること。 一般管理費（人件費、公租公課、高年齢者雇用確保措置等の所要額計上を必要とする経費を除く。）は、第3期中期目標期間の最終年度（平成29年度）と第4期中期目標期間の最終年度（令和3年度）を比較して12%削減すること。 (2)調達の合理化 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等を踏まえ、引き続き、契約監視委員会による監 | (1)業務運営の効率化等 ・事業費については、新築・改築事業費を除き、第3期中期目標期間の最終年度（平成29年度）と比較して4%縮減する。 ・一般管理費（人件費、公租公課、高年齢者雇用確保措置等の所要額計上を必要とする経費を除く。）については、効率的な運用により第3期中期目標期間の最終年度（平成29年度）と比較して消費税率の引き上げに係る影響を除き12%削減する。 | <p>＜主要な業務実績＞</p> <p>ア. 機動的かつ適切な組織体制の構築等 ・効率的な業務遂行のため、最盛期にある事業に重点的な人員配置を行った。新規事業のための組織体制に当たっては既存の組織を活用した。平成30年に海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律が施行されたことを受け所要の組織を設置した。 [2-1(1) ①② p. 150]</p> <p>イ. 事業費の縮減 ・厳しい財政状況や利水者の負担軽減の観点から、事業運営に当たり、毎年度、単価の見直しや業務執行方法の改善等を通じて効率化等を推進し、新築・改築事業費以外の事業費については、令和2年度において平成29年度と比較して17.3%縮減した。</p> <p>ウ. 一般管理費の削減 ・厳しい財政状況や利水者の負担軽減の観点から、旅費、光熱水量、印刷製本費の削減等、本社・支社局等における業務の効率化等によるコスト縮減を図ることにより、一般管理費については、令和2年度において平成29年度と比較して11%削減した。 [以上 2-1(1) ③ p. 150]</p> <p>エ. 職員の創意工夫を活かした業務改善等 ・業務改善PTを設置し、既存の業務の見直しや効率化の検討を行うとともに、WEB会議の活用の奨励による旅費の節減・移動時間の削減、タブレット会議の導入による紙の資料の削減や資料のコピー・修正にかかる時間の削減、会議の審議時間や終了時刻の明示による会議の効率化等の改善を図った。優れた業務改善事例については全社への横展開を図った。 [2-1(1) ④ pp. 150～151]</p> <p>オ. 公正かつ透明な調達手続等に関する取組 ・「独立行政法人水資源機構調達等合理化計画」を毎年度策定・公表し、以下の取組を実施するとともに、年度終了後の評価・公表を行った。 調達における公正性・透明性確保の観点から、一般競争入札等を原則とし、総合評価落札方式における積算業務と技術資料等の審査・評価業務に係る業務の分離など適正な入札契約体制の更なる強化を実施した。 既設設備の納入業者等のみが所有する技術情報を必要とする案件は「参加者の有無を確認する公募手続」により、透明性等が確保された適正かつ効率的な調達を行った。 調達等に関するガバナンスの取組として、随意契約案件については契約監視委員会に報告し、点検を受けた。 ・契約監視委員会及び入札等監視委員会による入札、契約手続の点検を受け、より一層の公正性・透明性の確保に努めた。 [2-1(2) pp. 153～154]</p> <p>カ. 管理業務におけるICT等の活用</p> | <p>＜自己評価＞</p> <p>評定：B</p> <p>・効率的な業務遂行のため、最盛期にある事業等に重点的に人員配置するとともに、事業の進捗状況や業務量に応じて適正な規模となるよう隨時見直しを行った。</p> <p>・事業費については、適切な事業監理等を行うことにより、令和2年度における縮減目標を達成した。また一般管理費については、本社・支社局等において効率的な業務運営によるコスト縮減等を図ることにより、令和2年度における削減目標を達成した。</p> <p>・業務運営の効率化、高度化の検討・分析を行い、速やかに業務改善の取組の推進・定着、全社への横展開を図った。</p> <p>・毎年度、調達等合理化計画を策定・公表し、年度終了後の評価・公表を行った。また、契約手続については、一般競争入札等を原則とし、契約監視委員会や入札等監視委員会による入札、契約手続の点検を受けることにより、公正性・透明性を確保した合理的な調達を実施した。</p> <p>・管理業務におけるICT等の活用について、安全性の確保、業務の効率化、業務の簡素化を目的に、ヘッドマウントディスプレイの活用等のICT技術及びアユモーション自動計数システム等のAI技術を活用した情報管理技術の試行導入を行うとともに、令和2年度に現状評価を行った。評価結果において、ICT技術等の活用の有効性が確認されており、機構の経営環境の改善に寄与する取組を着実に進めた。</p> | 評定 | | 評定 | | |
| | | | | | | | | |

| | | | | |
|--|-----------------------|--|--|--|
| <p>視等を活用するとともに、毎年度「調達等合理化計画」を策定・公表し、年度終了後、実施状況について評価・公表を行うこと。引き続き、一般競争入札等を原則としつつ、随意契約によることができる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施すること。</p> <p>(3) I C T 等の活用 世界最先端 I T 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画(平成29年5月30日閣議決定)等を踏まえ、A I 、I o Tなどの技術と官民データの利活用により、平常時における災害リスクの予防・予知や、発災・復旧時の円滑な支援策等の充実を図ること。また、建設事業については、I C Tの積極的活用及び i-Construction の推進等により生産性の向上に努めるとともに、継続中の事業の計画的な実施及び利水者等の関係者間の連携強化等により、事業費及び事業の進捗状況を適切に管理し、円滑な業務執行を図ること。</p> | <p>(3) I C T 等の活用</p> | <ul style="list-style-type: none"> 「新たな情報管理技術活用小委員会」では、I C T 技術やA I 技術からなる情報管理技術の段階的な導入を目指した取組を行った。 平成 30 年度から令和 2 年度においては、ヘッドマウントディスプレイによる遠方支援やアユ遡上数自動計数システム等の情報管理技術の現場への試行導入を行った。 令和 2 年度については、今後の他の管理所への水平展開を見据え、試行導入した技術が目的を達成できているかについて現状評価を行った。なお、現状評価の結果、一部で改良が必要であるが、安全性の確保、業務の効率化、業務の簡素化において有効であり、経営環境の改善に寄与する技術であることを確認した。 [2-1(3) pp. 155～156] キ. 一般事務業務における I C T 等の積極的な活用 ・全国の支社局と事務所、総合管理所と出先管理所の間での打合せや本社で開催する研修のリアルタイム配信等にWE B会議システムを活用し、業務の迅速化・効率化を図るとともに、職員の移動時間・旅費の節減を図った。また法人文書管理業務の更なる改善のため令和元年に電子決裁を導入したほか、人事総合システム等の的確な運用を行い業務の効率化及び簡素化、経営環境の改善を図った。 [2-1(3) p. 157] ク. 建設事業における I C T の積極的活用 ・全国的な熟練工等の労働力不足の状況を踏まえ、施工の効率化を目的とした機械化施工等、各建設現場において I C T の積極的活用に取り組んだ。 ・小石原川ダム建設事業では、本体コア盛立において、盛立材料製造過程や盛立面のリアルタイム全量監視により、品質の安定化、生産性の向上を図り、当初計画の盛立期間を約 1 ヶ月短縮し、堤体積約 8,700 千m³を約 20.7 ヶ月という短期間で盛立を完了させながら、既往ダムを上回る高品質なコア盛立を達成した。 ・小石原川ダムでは、盛立材料の含水比や粒度分布について I C T を活用した自動計測による連続的な全量監視を行い、盛立の施工時においては、マシンコントロール機種による適切な撒き出し厚の管理とG N S S を搭載した振動ローラに締固め管理値 (C C V 値) を組み合わせた締固め機械を用いて転圧回数と転圧軌跡及び締固め度を管理し、コア部として要求される品質を高度に管理した。さらに、これらの施工状況は、クラウドサービスを利用し受発注者双方が工事監督用タブレット等の携帯端末で遠方にリアルタイム監視を行い、更なる業務の効率化を図った。 ・川上ダム建設事業では、基礎掘削においてマシンコントロール機種を採用したこと、オペレーターの習熟度にかかわらず、一定の精度を確保しながら施工することが可能となり、生産性の向上を図ることができた。 本体コンクリート打設においては、自動スライド型枠、G P S 搭載の締め固め機を用いた締固めの自動判定等、施工効率向上を図った。 基礎処理工においては、I C T を活用した施工監理として、リアルタイムな施工状況や施工済データの閲覧機能、WE B カメラを用いた遠隔臨場機能が一元的に集約された「グラウト管理システム」を利用し、施工データの収集分析、計画の検証、現場条件 | <ul style="list-style-type: none"> ・一般事務業務においてWE B会議システムの活用推進、電子決裁の全社導入による文書管理システムの更なる効率化・改善等を通じて業務の効率化等を図った。 ・建設事業については、C I M 、 I C T の積極的な活用、i - C & M の推進を図ることにより、施工の効率化のほか、品質管理の高度化、生産性の向上を図った。 ・以上の取組及び成果により、令和 3 年度においても計画を着実に実施する見込みであり、中期目標を十分に達成しているものと考えられるため、B 評価とした。 <p><課題と対応> 特になし。</p> | |
|--|-----------------------|--|--|--|

| | | | | |
|--|--|---|--|--|
| | | <p>に応じた計画見直しを効率的に実施するとともに、遠隔臨場により机上においても現場臨場と同様に出来形管理水準を確保しつつ施工監理を効率的に実施した。また、現場への移動時間が無くなることで監督業務の大いなる効率化を実現した。</p> <p>遠隔臨場の取組は、省人化・非接触化となることから、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策としても有効であり、今後の積極的な活用が期待されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・佐布里池堤体耐震補強工事や三好池堤体耐震補強工事では、U A Vを用いた3次元測量（空中写真測量）による起工測量の実施、補強盛立工の施工に当たり、G N S S（衛星測位システム）から受信した位置情報に基づいた盛土厚の管理及び締固め管理等、I C T建設機械を活用し、丁張りの設置等の準備作業が削減されるなど、施工の効率性や確実性の向上を図った。 <p>[2-1(3) pp. 157～165]</p> | | |
|--|--|---|--|--|

注) 表中、業務実績欄の〔 〕内は、「第4期中期目標期間業務実績報告書」における記載箇所を示す。

4. その他参考情報

特になし

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | |
|--------------------|--|
| 3 | 予算、収支計画及び資金計画、短期借入金の限度額、不要財産の処分に関する計画、重要財産の譲渡計画、剰余金の使途 |
| 当該項目の重要度、困難度 | － |

| 評価対象となる指標 | 達成目標 | (参考) 前中期目標期間最終年度値 | H30年度 | R元年度 | R 2 年度 | R 3 年度 | | (参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報 |
|-------------------------|------|----------------------|-------------|-------------|-------------|--------|--|-----------------------------|
| 収入予算現額（計画値） | － | － | 164,935 百万円 | 167,668 百万円 | 162,322 百万円 | | | |
| 収入決算額（実績額） | － | 142,498 百万円 | 152,640 百万円 | 149,133 百万円 | 146,920 百万円 | | | |
| 達成度 | － | － | 92.5% | 88.9% | 90.5% | | | |
| 支出予算現額（計画値） | － | － | 178,828 百万円 | 179,791 百万円 | 166,808 百万円 | | | |
| 支出決算額（実績額） | － | 151,507 百万円 | 160,452 百万円 | 153,162 百万円 | 146,831 百万円 | | | |
| 達成度 | － | － | 89.7% | 85.2% | 88.0% | | | |
| 不要資産処分手続 件数（注2）[計画値] | － | － | 2 件 | 1 件 | － | | | |
| 不要資産処分手續 件数（注2）[実績値] | － | － | 3 件 | －（注3） | － | | | |
| 達成度 | － | － | 150% | －（注3） | － | | | |

(注1) 収入予算現額及び支出予算現額は、前年度繰越額と予算額の合計である。

(注2) 不要資産処分手續件数は、当該年度に処分手續を行った延べ件数である。

(注3) 令和元年度においては処分手續を行った件数はなく、平成30年度に独立行政法人通則法に則り処分手續を実施した財産に係る国庫納付手続きを行った。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

| 中期目標 | 中期計画 | 主な評価指標等 | 法人の業務実績・自己評価 | | 主務大臣による評価 | | | |
|---|--|---|---|---|-----------|----------|-----------|--|
| | | | 業務実績 | 自己評価 | (見込評価) | (期間実績評価) | | |
| <p>第4期中期目標期間中に計画される事業量等に基づき第4期中期計画の予算を作成し、適正な予算管理の下、効率的な予算執行による業務運営を行うこと。</p> <p>(1) 安定的かつ効率的な資金調達</p> <p>機構は、国からの運営費交付金によらず、治水事業のための交付金や農業用水、工業用水、水道用水関係の国庫補助金、各種用水の利水者負担金及び借入金等によって運営していることから、引き続き、水資源債券の発行にあたっては、投資家への情報発信を行うとともに、市場関係者等のニーズを踏まえながら、安定的かつ効率的な資金調達に努めること。</p> <p>(2) 適切な資産管理</p> <p>保有する資産については、山間部のダム等管理や災害等発生時の緊急対応等も含め、施設管理等に支障が出ることの無いよう留意しつつ保有の必要性について検討を行うこと。</p> | <p>3 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画</p> <p>「1. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置」、</p> <p>「2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」で定めた事項及び事業量等に基づいて中期計画の予算を作成し、当該予算による業務運営を行う。また、財務内容の透明性の確保、説明責任の徹底を図る。</p> <p>4 短期借入金の限度額</p> <p>5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる場合には、当該財産の処分に関する計画</p> <p>6 5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p> <p>7 剰余金の使途</p> | <p><主な定量的指標></p> <p><その他の指標></p> <p><評価の視点></p> <p>適正な業務運営や資産管理を確保するものであるか。</p> | <p><主要な業務実績></p> <p>3. 予算に基づく業務運営、財務諸表等の公開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年度年度計画における予算に基づいて事業執行を行い、事業の円滑な進捗を図り、予算、収支計画及び資金計画について適正に実施した。 ・毎年度、財務諸表等及び決算概要をウェブサイトに掲載した。また、財務諸表等を本社・支社局及び全事業所において、閲覧場所へ備え置き、その閲覧場所をウェブサイトに掲載し周知した。 ・毎年度投資家説明会を開催したほか、令和元年度は信用格付け日本国債と同水準に引き上げられ、令和2年度にはSDGs債化により投資家層の拡充が図られたことにより、より一層安定的かつ効率的な資金調達となった。 <p>[3. pp. 168~172]</p> <p>4. 短期借入金の借入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の進捗状況に応じた交付金等の受入れとともに、水資源債券の発行等、適正な資金繰りの実施により、一時的な資金不足に対応するための短期借入を行わなかった。 <p>[4. p. 173]</p> <p>5. 財産処分の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期計画別表7に記載した不要財産3件（宝山湖北造成地（土地）、境ノ町用地（土地）、鳥丸半島旧民活用地（土地））については、平成30年度に通則法の処分手続きをを行い、令和元年度にはこれらの国庫納付を完了した。 ・中期計画別表7に記載した以外には、「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」において廃止対象とされ処分することとした宿舎42件について、平成30年度に2件の処分を完了し、全宿舎の処分を完了した。 ・その他、不斷の見直しにより不要と判断した財産として、平成30年度に宿舎及び土地の各1件を処分し、国庫納付を完了させ、令和2年度に霞ヶ浦資料館（土地・建物）の1件について通則法の処分手続きを完了させた。 <p>[5. pp. 174~175]</p> <p>6. 重要財産処分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度に5に規定する財産以外の重要な財産に該当する木曽川用水光西支線ほか2支線の譲渡について、通則法の処分手続きをを行い、関係土地改良区への引渡し処分を行った。 <p>[6. p. 176]</p> <p>7. 剰余金の使途の整理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・余剰金を利水者等へのサービスの向上や機構の経営基盤の強化に資する業務に計画的に充てるため、平成30年度から令和2年度までの当期総利益の合計約75億円については、全額を積立金として整理した。 <p>[7. p. 177~]</p> | <p><自己評価></p> <p>評定：B</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年度年度計画における予算に基づいて円滑な事業進捗を図り、適切な業務運営を実施した。 ・毎年度財務諸表等を全事務所において閲覧に供し、ウェブサイトに掲載した。 ・水資源債券発行における令和元年度の信用格付けのワンノッチ引上（AA→AA+）、令和2年度のSDGs債化により、投資家層拡充を通じて安定的かつ確実な資金調達が可能となった。 ・毎年度事業の進捗状況に応じた交付金等の受入れとともに、水資源債券の発行等、適正な資金繰りを行い、短期借入は行わなかった。 ・不要財産の処分手続きをについては、平成30年度をもって中期計画に記載した不要財産3件について処分手続きをし、令和元年度に国庫納付を完了し、中期計画を達成した。また、中期計画別表7に記載した以外に不要と判断した財産5件について処分手続きを行った。 ・重要財産処分については、令和元年度に1件の処分手続きを行った。 ・剰余金を中期計画に定められた使途に計画的に充てるため、全額を積立金として整理し、適正に処理した。 ・以上の取組及び成果により、令和3年度においても計画を着実に実施する見込みであり、中期目標を十 | <p>評定</p> | | <p>評定</p> | |

| | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | 分に達成しているものと 考えられるため、B評価と した。 <課題と対応> 特になし。 | | |
|--|--|--|--|--|--|--|

注) 表中、業務実績欄の〔 〕内は、「第4期中期目標期間業務実績報告書」における記載箇所を示す。

4. その他参考情報

特になし

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | |
|--------------------|------------|
| 4－1 | 内部統制の充実・強化 |
| 当該項目の重要度、困難度 | － |

| 評価対象となる指標 | 達成目標 | (参考) 前中期目標期間最終年 度値 | H30年度 | R元年度 | R 2年度 | R 3年度 | △ | (参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報 |
|----------------------|---------------------------------------|--------------------------|--------|--------|--------|-------|---|-----------------------------|
| | | | | | | | | |
| 監事監査の実施 (計画値)（注1） | － | － | 28 事務所 | 30 事務所 | 28 事務所 | | △ | |
| 監事監査の実施 (実績値) | － | 31 事務所 | 28 事務所 | 30 事務所 | 28 事務所 | | △ | |
| 達成度 | － | － | 100% | 100% | 100% | | △ | |
| 特定調達物品等調達率 (計画値) | H30年度：100% R元年度：100% R 2年度：100% | － | 100% | 100% | 100% | | △ | |
| 特定調達物品等調達率 (実績値) | － | 100% | 100% | 100% | 100% | | △ | |
| 達成度 | － | － | 100% | 100% | 100% | | △ | |

(注1) 監事監査の実施の計画値は、監事監査計画に基づく。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

| 中期目標 | 中期計画 | 主な評価指標等 | 法人の業務実績・自己評価 | | 主務大臣による評価 | |
|---|---|--|--|---|-----------|-----------|
| | | | 業務実績 | 自己評価 | (見込評価) | (期間実績評価) |
| 理事長のリーダーシップの下、「4. 業務運営の効率化に関する事項」及び「5. 財務内容の改善に関する事項」に関する取組等を実施することに加え、法人文書管理の徹底による文書の紛失防止対策など適切なリスク管理や法令等の遵守等の取組を実施することにより、内部統制システムの向上に努め、自主的・戦略的な業務運営及び適切なガバナンスを行うこと。また、「サイバーセキュリティ戦略」(平成27年9月4日閣議決定)等の政府の方針を踏まえ、引き続き、サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期するとともに、保有する個人情報の保護を含む適切な情報セキュリティ対策を推進すること。 | <p>(1)適切なリスク管理 各職員の職務の重要性についての認識の向上を図るとともに、業務の執行を阻害する要因をリスクとして捉え、適切なリスク管理を行う。</p> <p>(2)コンプライアンスの推進 適正な業務運営を図るため、コンプライアンスのさらなる推進を図る。</p> <p>(3)業務執行及び組織管理・運営</p> <p>(4)業務成果の向上</p> <p>(5)監査の実施</p> <p>(6)入札契約制度の競争性・透明性の確保 適正な業務運営を図るため、入札契約制度の競争性・透明性を確保し、監事監査によるチェックを受けるとともに、外部有識者から構成される委員会により監視を行う。</p> <p>(7)談合防止対策の徹底</p> <p>(8)情報セキュリティ対策の推進 「サイバーセキュリティ戦略」(平成27年9月4日閣議決定)等の政府の方針を踏まえ、引き続き、サイバーテロに備えて業務の継続性を確保する等、情報セキュリティ対策を推進する。</p> <p>(9)法人文書管理の徹底</p> | <p><主な定量的指標></p> <p><その他の指標></p> <p><評価の視点> コンプライアンス体制の強化や内部監査の適切な実施等が図られているか。</p> | <p><主要な業務実績></p> <p>ア. 適切なリスク管理 <ul style="list-style-type: none"> ・台風の接近等によりリスクの現実化が想定される場合の体制の確認や対策の指示、危機管理に関する取組の審議・決定、リスク管理のモニタリング等のため、リスク管理委員会を毎年度、適宜、開催した。 ・令和元年末頃から感染が拡大した新型コロナウイルス感染症にかかる対策については、リスク管理委員会、政府の緊急事態宣言の発出後は新型コロナウイルス感染症対策本部を適宜開催し、感染の状況や政府の動向を情報共有するとともに班体制勤務や在宅勤務の実績、感染防止対策等を審議・決定した。 ・業務の遂行を阻害する要因をリスクとして捉え、リスクに対して的確に対応するため、P D C Aサイクルによるリスク管理手法を平成31年1月から全社において運用を開始し、本社・支社局及び全事務所において最重要及び重要リスクについては6ヶ月に1回、その他のリスクについては、年に1回行うリスクモニタリングを行い、P D C Aサイクルによるリスク管理を全社的に推進し、潜在リスクを含むリスク管理の継続的な向上を図った。 ・階層別研修の際にリスク管理に係る講義を上半期及び下半期にそれぞれ2回ずつ行い、更なる浸透を図った。 ・布目ダムにおいて発生した減勢池内の水が点検孔を通り利水バルブ室へ侵入した事案に対し、再発防止と信頼回復に係る理事長メッセージ等が発出された。こうした重大事案の発生に対し、同様のリスクポテンシャルを有する施設に対して浸水防止策が適切に定められているか確認が行われ、またリスクの再評価を行うなど再発防止を徹底した。 〔8-1(1) ①② pp. 178～180〕 </p> <p>イ. コンプライアンスの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進月間を中心に、顧問弁護士事務所による、「コンプライアンス」及び「ハラスマント」をテーマとした法令遵守研修、コンプライアンスアンケート、談合防止をはじめ業務に関連する法令の遵守等に係る講習会等を全社的に実施した。 ・コンプライアンスの取組状況等の報告・審議のため、倫理委員会を毎年2回開催し、外部有識者である委員の意見等を踏まえて、コンプライアンスの推進を始めとする内部統制の強化等に反映させた。 ・支社局及び各事務所に対して、外部専門機関による法令遵守研修のW E B会議システムを活用した配信及び録画D V Dの配付、民間事業者が提供するコンプライアンス、ハラスマント等に係る研修ビデオ配信サービスを本社、支社局及び事務所における職員研修に活用、コンプライアンス推進月間のポスター配布、本社の顧問弁護士の研修講師としての紹介などを行ったほか、コンプライア </p> | <p><自己評価> 評定：B</p> <p>・災害等によりリスクの現実化が想定される場合の体制の確認や対策の指示、危機管理に関する取組の審議・決定、リスク管理のモニタリング等のため、リスク管理委員会を適宜開催した。</p> <p>・新型コロナウイルス感染症にかかる対策については、リスク管理委員会、新型コロナウイルス感染症対策本部にて同感染症の感染防止対策等の審議・決定、情報共有等を行った。</p> <p>・業務の遂行を阻害する要因をリスクとして捉え、リスクに対して的確に対応するため、P D C Aサイクルによる新たなリスク管理手法を全社において本格運用を開始するなど、潜在リスクを含むリスク管理の継続的な向上を図った。</p> <p>・布目ダムにおいて減勢池内の水が利水バルブ室へ侵入した事案をうけ、リスクの再評価を行うなどにより再発防止を徹底した。</p> <p>・コンプライアンス推進月間を中心に全職員に対するコンプライアンスアンケートの実施、本社・支社局及び全事務所での法令遵守等に係る講習会・説明会を開催した。</p> <p>・倫理委員会を開催し、コンプライアンスの取組状況やコンプライアンス推進月間における取組等についての報告・審議等を行った。</p> <p>・内部統制に関する資料等を機構内に掲示等を行うとともに、民間企業が提供するコンプライアンス、ハラスマント等のビデオ配信サービスを本社、支社局及び事務所における職員研修における活用する等コンプライアンス推進責任者の活動支</p> | <p>評定</p> | <p>評定</p> |

| | | | | | |
|--|--|---|---|--|--|
| | | <p>(10) 関連法人への再就職及び契約等の状況の公表</p> <p>(11) 環境マネジメントシステム(W-EMS)の推進</p> <p>(12) 地球温暖化対策実行計画に基づく温室効果ガスの排出削減</p> <p>(13) 環境物品等の調達</p> | <p>ンス事例集の一層の充実を図ることにより、コンプライアンス推進責任者の活動を支援した。 [8-1(2)①②③ pp. 181～183]</p> <p>ウ. 業務執行及び組織管理・運営 ・原則、毎週月曜日に役員会を開催し、業務執行及び組織管理・運営に関する重要事項について審議・報告を行った。さらに、役員会での審議・報告の結果については、支社局長等及び本社部室長等に伝達し情報の共有を行った。 [8-1(3) p. 184]</p> <p>エ. 業務成果の向上に資する取組 ・毎年度、年度途中における目標の達成状況を10月期と1月期の2回確認し、その結果を役員会にて報告するとともに、水資源機構アセットマネジメントシステムガイドライン及びガイドライン解説編を改定するなどし、PDCAサイクルの適切な運用に努めた。 ・こうした取組の結果、平成30年度は各事務所で個別に整理されていた非常用電源設備の対応計画について、組織全体の状況を見える化することで、防災対応力の強化・全体的な業務上の統制・管理の向上が図られる、継続的な業務改善が図られた。 [8-1(4) pp. 185～186]</p> <p>オ. 監事及び会計監査人による監査 ・毎年度策定する監事監査計画に基づき、本社、中部支社、関西・吉野川支社（淀川本部、吉野川本部）、筑後川局、総合技術センター、事務所を対象に、監事による監査を91回受けた。これらのうち、令和2年度下半期監事監査においては、新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、監査への対応人数を絞るとともに、WEB会議方式も活用して実施された。 ・監事監査において把握された事項等については、四半期ごとに理事長と監事との意見交換が行われたほか、監事による理事、本社部室長等、事務所長、若手職員等との面談が実施された。 ・平成30年7月には、法人文書管理について、木津川ダム総合管理所で臨時監査が行われ、法人文書紛失事案発生の経緯、保管庫の施錠や監視カメラの設置等の再発防止策についての確認が行われた。 ・令和2年8月には、法令関係諸手続について、丹生事務所で臨時監査が行われ、森林法に関する不適切事案の経緯や、チェック体制の強化等の再発防止策について確認された。 ・監事機能の万全な発現を図るため、全ての監事監査において監査室職員が監査補助者として活用されるとともに、一部の事務所において、用地業務に精通した職員が臨時に監査補助者として指名され、専門知識を活用した監査が実施された。 ・監査技術向上のため、会計検査院主催の公会計機関意見交換会議、総務省主催の評価・監査中央セミナー、独立行政法人、特殊法人等監事連絡会主催の研修会等に監事が参加した。 ・毎年度財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書については会計監査人による監査を受け、この結果、「独立監査人の監査報告書」（毎年6月）において、機構の財政状態及び運営状況を正しく示しているものと認められ</p> | <p>援に取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎週月曜日に役員会を開催し、業務執行及び組織管理・運営に関する重要事項について審議・報告を行い、役員会での審議・報告の結果については、支社局長等及び本社部室長等に伝達し情報の共有を行った。 ・毎年度、年度途中における目標の達成状況を2回確認し、その結果を役員会にて報告するとともに、水資源機構アセットマネジメントシステムガイドライン及びガイドライン解説編を改定する等し、PDCAサイクルの適切な運用に努めることで、継続的な業務改善が図られた。 ・事務所等を対象に監事による監査を91回受け、定期的に理事長と監事との意見交換のほか、理事等との面談を実施するとともに、監査室職員を専属的に常時業務に当たらせ、監事機能の強化を図った。また、毎年度財務諸表等について会計監査人の監査を受け、財政状態等の状況を適正に表示しているものと認められた。 ・一般競争入札を基本とした発注、随意契約の厳格な運用に努めるとともに、監事監査、入札等監視委員会の監視・審査等を受けた。 ・入札談合防止対策について、管理職研修等内部研修等の場や担当者会議を研修の場として活用して説明を行い、周知徹底を図った。 ・ログ監視システムによるクライアントの一括監視、事務従事者への教育・訓練、情報セキュリティポリシーの見直しを行い、情報セキュリティ対策の強化を着実に進めた。 また、セキュリティインシデントへの対応を行い再発防止の強化と徹底を図った。 ・法人文書ファイル保存指針の策定による文書管理の点検の充実、文書管理規程の | |
|--|--|---|---|--|--|

| | | | | |
|--|--|--|---|--|
| | | <p>た。 〔8-1(5) ①② pp. 187～188〕</p> <p>カ. 契約手続きにおける競争性・透明性の確保 • 契約手続きの競争性・透明性を高めるため、一般競争入札を基本とした発注を推進し、令和2年度の一般競争入札の割合は、件数ベースで71.3%となった。 • 一者応札の改善については、入札公告期間の延長や事業者向けのメールマガジンの配信による公告案内、地域要件等の入札参加条件等の緩和、準備期間の確保のための早期発注等取組に加え、一者応札となった案件を分析し、同様の発注に際し要件緩和等を行ったことにより、令和2年度の一般競争入札における一者応札の割合は、平成21年度(49.2%)に比べ8.3ポイント改善し40.9%となった。 • ダンピング受注の排除への取組として、適切な施工体制、履行体制の確保状況を確認し、入札説明書等に記載された要求要件を実現できるかどうかを審査、評する新たな総合評価落札方式として、令和2年度において「施工体制確認型総合評価落札方式」及び「履行確実性評価型総合評価落札方式」を試行導入した。 • 入札・契約手続き等について、毎年度入札等監視委員会を2回(平成30年度は4回)開催して監視等を受けたほか、監事監査によるチェックを適正に受けた。 • 「公共調達の適正化」に基づいて、入札結果等をウェブサイトに毎月公表した。 〔8-1(6) ①②③ pp. 189～191〕</p> <p>キ. 入札談合防止対策の徹底 • 新任管理職研修等の内部研修で談合防止に係る講義を実施し、全国經理事務担当者会議等を研修の場として活用し、談合防止対策について説明を行った。それらの講義において、「発注担当者法令遵守等規程及び同マニュアル」等について、周知徹底し、役職員が入札談合を違法と認識し、関係法令等を再確認することにより、談合防止対策の徹底を図った。 〔8-1(7) p. 192〕</p> <p>ク. 情報セキュリティ対策の推進 • ログ監視システムによるクライアントの一括監視を行い、情報漏えい対策、OS等の脆弱性に対する修正プログラムの自動配付及びUSBデバイスの接続制限を行うなど確実なセキュリティ維持を図った。 • 毎年、事務従事者に対する情報セキュリティポリシー説明会や標的型攻撃メール訓練を行うなど、事務従事者の情報セキュリティに対する意識向上を図った。 • 平成30年8月に政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準が改定され、サイバー空間における攻撃動向を踏まえた対策などが追加されたことから、情報セキュリティポリシー及び関連要領の改定を行った。 • 平成31年3月末に発生した、誤って他社のメールアドレスが分かる状態で送信するといったメール誤送信事案に対し、理事並びに最高情報セキュリティ責任者連名で注意喚起を行うとともに、全職員を対象としたセキュリティ研修を実施し</p> | <p>改正による現場事務所における主任文書管理者の指導による文書管理体制の強化、重点的な点検の実施、文書整理月間における全職員への研修の実施、電子決裁の全社導入による文書管理の効率化等を通じて、法人文書管理の徹底・強化を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 関連法人との関係の透明性を確保するため、関連法人の役員への再就職の状況について、毎年度、ウェブサイトで公表した。機構からの発注額が売上高の3分の1以上を占め、かつ、機構において役員を経験した者が再就職している等の関連法人との契約の状況については該当がなかった。 • 機構独自の環境マネジメントシステムに基づいて環境保全の取組を推進した。 • 地球温暖化対策実行計画を改定して策定した温室効果ガスの排出抑制等の計画に基づき、省エネ設備機器等の購入等を進めたことで目標としていた以上の温室効果ガス排出削減を行った。 • 毎年度、環境物品等の調達の推進を図るための方針を作成し、その基準を満たす特定調達品目を100%調達した。 • 以上の取組及び成果により、令和3年度においても計画を着実に実施する見込みであり、中期目標を十分に達成しているものと考えられるため、B評価とした。 <p><課題と対応> 特になし。</p> | |
|--|--|--|---|--|

た。また、外部メール送信対策ソフトの導入や全職員等に対してメール利用上の留意点等を繰り返し周知するなど、再発防止の徹底を図った。
〔8-1(8) pp. 193～194〕

ケ. 法人文書管理の徹底・強化

- ・平成 30 年に法人文書管理に関する不適切事案が発生した際には、総括文書管理者（本社総務部長）から現場事務所長等に対して、2回の文書による注意喚起を行うとともに、緊急全国所長会議、全国総務課長会議、支社局長等会議において、法人文書の適切な管理について、全社に周知徹底を図った。また、主任文書管理者を本社部室長、総合技術センター所長、支社局長、吉野川本部長及び現場事務所長に変更するとともに、文書管理者は、その事務を補佐する者として文書管理担当者を指名することとする文書管理規程改正を行い、内部統制を強化した。
- ・平成 30 年 10 月に法人文書の保存手順、保管場所への返却ルール等の遵守事項をまとめた指針を策定し、以降、毎年度の文書整理月間において、主任文書管理者の指導の下、課長等各文書管理者が重点的に点検を実施した。主任文書管理者への報告に当たっては、文書の保存及び廃棄の状況等の写真を添付し、適切に文書管理が実施されていることを確認した。
- ・職員の法人文書管理の意識向上を図るため、文書整理月間に内閣府作成の公文書管理 e ラーニング教材を使用し、全職員を対象とした法人文書管理研修を実施し、必要な知識及び技能の習得を図った。
- ・法人文書の紛失、誤廃棄及び登録漏れのリスクの低減を図るとともに、文書決裁にかかる説明時間・移動時間の縮減及び文書管理の効率化を図るため、本社で先行導入していた電子決裁について、令和元年 6 月より全社に導入した。
〔8-1(9) pp. 195～196〕

コ. 関連法人への再就職及び契約等の状況の公表

- ・機構からの関連法人の役員への再就職の状況について、毎年度、ウェブサイトで公表した。機構からの発注額が売上高の 3 分の 1 以上を占め、かつ、機構において役員を経験した者が再就職している等の関連法人との契約の状況については該当がなかった。
〔8-1(10) p. 197〕

サ. 環境マネジメントシステムの運用

- ・環境管理マニュアルに沿って、環境監査による点検等を実施し、機構独自の環境マネジメントシステム（W-EMS）に基づいて環境保全の取組を推進した。
〔8-1(11) pp. 198～199〕

シ. 温室効果ガスの排出削減等

- ・平成 30 年度に地球温暖化対策実行計画を改定した「温室効果ガスの排出抑制等の計画」を定め、ウェブサイトにて公表した。
- ・設備更新に際し、省エネ設備・機器の導入を 19 設備で実施した。この設備更新によって、温室効果ガスの排出量は、約 1,922 t-CO₂/年の削減となる。
- ・管理用小水力発電や管理用太陽光発電を有効活

| | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|
| | | | <p>用し温室効果ガスの排出削減を推進した。さらに、余剰となる電力を売電することで、電力会社が排出する温室効果ガスを毎年度約 20,000 t-CO₂以上抑制し、温室効果ガスの排出抑制等の計画において目標とした18,360 t-CO₂以上の排出抑制に寄与した。</p> <p>[8-1(12) pp. 200~201]</p> <p>ス. 環境物品等の調達</p> <ul style="list-style-type: none">・毎年度、環境物品等の調達の推進を図るための方針を作成して環境物品等の調達の推進に取り組み、調達目標に基づく的確な調達を実施し、特定調達物品等の100%調達を達成した <p>[8-1(13) p. 203]</p> | | |
|--|--|--|--|--|--|

注) 表中、業務実績欄の〔 〕内は、「第4期中期目標期間業務実績報告書」における記載箇所を示す。

4. その他参考情報

特になし

様式 1－2－4－2 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | | | | | |
|--------------------|-----------------------|--|--|--|--|--|--|
| 4－2 | 他分野技術の活用も含めた技術力の維持・向上 | | | | | | |
| 当該項目の重要度、困難度 | - | | | | | | |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | |
|-------------|------|----------------------|-------|------|--------|--------|-----------------------------|
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | (参考) 前中期目標期間最終年度値 | H30年度 | R元年度 | R 2 年度 | R 3 年度 | (参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

| 中期目標 | 中期計画 | 主な評価指標等 | 法人の業務実績・自己評価 | | 主務大臣による評価 | |
|--|--|---|---|--|-----------|----------|
| | | | 業務実績 | 自己評価 | (見込評価) | (期間実績評価) |
| 大規模災害や事故等に対する水インフラの脆弱性や専門的技術を有する人員の不足とそれに付随する技術力の低下等の現状の課題を踏まえて対応するため、機構の技術力の積極的な維持・向上とともに、他分野を含めた先進的技術の積極的活用や研究機関との連携等に努めること。 | (1)施設・設備の新築・改築に係る技術の維持・向上 施設・設備の新築・改築に係る技術の維持・向上を図るため、施設の大規模改築、再開発技術及び耐震対策技術の体系的整理を行うとともに、他分野技術も含めた各種新技術の実用化に向けた情報収集及び検討を実施する。 (2)施設・設備の管理・運用に係る技術の維持・向上 施設・設備の管理・運用に係る技術の維持・向上に向け、ダムの点検・健全性評価技術の高度化・体系化、水路施設の管理技術の向上検討等を行う。 (3)用地補償技術の維持・向上 | <主な定量的指標> <その他の指標> <評価の視点> 機構の技術力の維持・向上の取組を着実に行っているか。他分野も含めた先進的な技術の活用や研究機関等との連携等を進めているか。 | <主要な業務実績> ア. 新築及び改築に係る技術の維持・向上 ・ダム等施設について、治水・利水機能向上に向けたダム再生における堤体・貯水池・放流設備に関する技術的課題の検討、既存ダムや堰における長寿命化に向けた改築等の具体的な手法や健全度に応じた改築規模等についての検討を行った。これらの検討を通じて、施設の大規模改築及び再開発技術の体系的整理を行った。また、モデルダムを対象にダムゲートや取水塔の耐震照査技術の向上のための検討を実施するとともに、既設取水塔の耐震補強工法の比較検討を行った。 ・上記検討のための情報収集のほか、鶴田ダム等のダム再生に携わった外部講師による勉強会を開催し、ダム再生の施工技術等の情報収集等を行った。 ・水路附帯中小構造物を対象としたケーブル制震工法の検討について、平成 30 年度に富山大学と共同研究の契約を締結し、令和元年度から木曾川用水の調節堰を活用した現地実証試験を開始した。その後、令和 2 年 6 月に実証試験を完了し、その結果を踏まえ、対策工法の効果検証等を実施した。また、当該工法について令和 2 年 5 月 7 日に特許を取得した（富山大学と機構の連名）。 [8-2(1) pp. 204~206] イ. ダムの点検・健全性評価技術の高度化・体系化 ・機構が管理する重力式コンクリート、ロックフィル及びアーチ式コンクリートダムの堤体挙動観測データを収集、整理し、ダム等挙動点検結果データベースの更新を行った。 | <自己評価> 評定：A ・ダム等施設における大規模改築、再開発技術及び耐震対策技術の検討を進め、技術の体系的整理を行うと共に各種新技術の実用化に向けた情報収集を実施した。 ・水路附帯中小構造物の耐震対策技術では、ケーブル制震工法について、現地実証試験を実施し、その結果を踏まえた効果検証を行うなど、着実に取り組んだ。また、当該工法に関する特許を取得した。 ・大型コンクリート構造物の健全性評価技術の合理化・高度化および既補修箇所の補修効果の検証等の調査技術の開発を進めた。 ・ロックフィルダムの堤体変形挙動に関する評価手法の適用性を向上させた。また、降水の影響を考慮した浸透量に関する評価手法を検討した。 ・水路等施設管理支援システ | 評定 | 評定 |

| | | | | |
|--|---|---|--|--|
| | <p>(4) 技術力の継承・発展のための取組 経験豊富な職員が減少していく中で、「1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」を的確に実施することにより技術力の継承・発展に努めることと併せ、以下の取組を行うことにより、機構の有する高度な技術や災害時対応のノウハウ、関係機関との高度な協議・調整能力等の継承に努めるとともに、蓄積した技術情報の有効活用を図る。</p> <p>(5) 環境保全に係る技術の維持・向上 貯水池の水質保全対策や下流河川の環境保全対策について、運用データの蓄積・分析及び管理業務へのフィードバックを通じて、水質保全対策等の運用技術を維持・向上させ、一層の効率的・効果的な運用を行う。 また、新たな水質保全対策の効果や適用性についても評価を進める。</p> <p>(6) 他分野技術も含めた先進的技術の積極的活用 大規模災害や事故等に対する水インフラの脆弱性や専門的技術を有する人員の不足とそれに付随する技術力の低下等の現状の課題を踏まえて対応する必要があり、機構の技術力の積極的な維持・向上に努めるとともに、他分野を含めた先進的技術の積極的活用や研究機関等との連携等に努める。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 大型コンクリート構造物のコンクリート劣化の原因等に応じた対策工法の検討として、弾性波トモグラフィを用いた調査手法の実証実験を実施した。 ロックフィルダムの安全管理手法の高度化検討として、堤体変形の近似式の作成および精度向上を実施した。また、降水の影響を考慮した浸透量評価手法を検討した。 [8-2(2) ① pp. 207～209] <p>ウ. 水路施設の管理技術の向上検討等</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災時を含む巡視業務における現場と事務所間での管理情報等の一元化・共有化、施設管理の効率化・省力化を目的とした水路等施設管理支援システムについて、平成30年度からシステムの構想検討に取り組み、簡易版での試行を経て、システムの設計・構築を実施し、令和2年度に全国の水路等施設を管理する事務所において運用を開始した。 (国研)農研機構農村工学研究部門と連携し、霞ヶ浦用水など3地区において、管水路からの漏水を早期発見できる技術の検証を行った。 [8-2(2) ② pp. 209～210] <p>エ. 用地補償技術の維持・向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 現場での活用を通じた新たな知見を反映させるなど、既存の用地補償業務マニュアルの充実を図ったほか、用地アセスメントに係るマニュアルを作成した。作成したマニュアルは、機構内LANの掲示板に掲載するとともに、研修等の機会を通じて内容を紹介し、活用を促した。 用地補償業務を担う人材を育成するため、職員の実務経験レベルに応じた研修及び職務上の課題に応じた研修等を開催するとともに、関係機関が実施する研修にも積極的に参加した。 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、内部研修をWEB会議方式による勉強会等に振り替え、開催された外部研修には可能な限り参加することで用地補償業務を担う人材の育成、技術力の維持・向上を図った。 [8-2(3) p. 212] <p>オ. 技術4カ年計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理・建設技術の高度化、耐震性の向上、施設の長寿命化、水質改善に関するテーマを重点プロジェクトとする「水資源機構技術4カ年計画」を策定し、技術の研究・開発に取り組んだ。重点プロジェクトの実施に当たっては、機構内に設けた技術管理委員会による審議を受けながら、成果の質的向上や効率的な実施に努め、技術力の維持・向上を図った。 [8-2(4) ① pp. 213～215] <p>カ. 特許等の取得による知的財産の蓄積</p> <ul style="list-style-type: none"> 技術開発を通じた発明・発見に当たる事案2件の特許出願を行った。既に特許出願済みの技術も含め、2件の技術について特許権を取得した。 [8-2(4) ② pp. 215～216] <p>キ. 職員の技術力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 機構業務に従事する職員が、日常業務の中で実施した試験、調査、計画、設計、施工、管理等に関する研究の報告及び創意工夫した内容の発表・提 | <p>ムについて、平成30年度からシステムの構想検討を開始に取り組み、システムの設計・構築を実施し、全国の水路等施設を管理する事務所において運用を開始した。また、(国研)農研機構農村工学研究部門と連携し、維持管理技術向上に関する調査、検証を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存の用地補償業務マニュアルの充実を図ったほか、研修等で内容を紹介し、利活用を促した。また、用地補償業務を担う人材を育成するため、内部研修の他、関係機関が実施した研修等へ積極的に参加するなど、事業用地の保全及び取得等を的確に実施するために必要な用地補償技術の維持・向上を図った。 「水資源機構技術4カ年計画」を策定し、技術の研究・開発に取り組み、技術力の維持・向上を図った。 技術開発を通じた発明・発見に当たる事案2件の特許出願を行うとともに、2件の技術について特許権を取得し、知的財産の蓄積を図った。 「技術研究発表会」を開催し職員の技術力の向上を図るとともに、ダム操作訓練シミュレータを活用したダム防災操作研修等を実施し、職員の人材育成及び技術情報の共有を図った。 延べ288題の論文等を国内の学会、専門誌や国際会議等において発表し、発表した論文等のうちのべ32題が受賞した。年平均10.7題の受賞は、第3期中期目標期間の年平均6.6題を大きく上回り、機構の持つ高い技術力が客観的に評価されるとともに、発表の機会を通じ機構の技術力の維持・向上を図ることができた。 全事務所において環境学習会を開催するとともに、実地実習も含めた環境保全特別研修を実施し、環境調査に関する実践的な知識・技術等の習得を図った。 | |
|--|---|---|--|--|

| | | |
|--|--|--|
| | | <p>案)を行い、機構技術の向上、開発、蓄積を図るとともに、機構職員の自己啓発と研究意欲の喚起及び技術情報発信の場とする目的として、機構内において毎年度「技術研究発表会」を開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術力の広範な提供と積極的な情報発信を行うため、延べ 288 題の論文等を国内の学会、専門誌や国際会議等において発表し、発表した論文等のうち延べ 32 題（年平均 10.7 題）が受賞した。 <p>ク. 現場を活用した現地研修会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土木関係は、豊川用水、愛知用水、小石原川ダム及び川上ダムの現場を活用し、設備関係は各管内の現場を活用し、若手職員を対象に研修を行い、講師の職員も含め技術力向上等を図った。 <p>[8-2(4) ③ pp. 221～222]</p> <p>ケ. ダム操作訓練シミュレータを活用したダム防災操作等の研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実際の防災操作時の状況を再現できるダム防災操作訓練シミュレータを開発し、これを活用したダム防災操作研修、訓練を実施した。研修では、若手職員を対象とした基礎研修 6 回と中堅技術者を対象とした応用研修 2 回を実施した。また、ダム管理事務所の所長等を含む管理職を対象とした異常洪水時防災操作や事前放流等に関する訓練を 15 回実施した。これらの取組により、ダム防災操作に係る職員の技術力向上、人材育成及び技術情報の共有を図った。 <p>コ. ダム点検・検査に係る検査員の養成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダム定期検査を受けるダム管理所の職員を対象とした講習会や現地での検査等を通じて検査員の養成を行った。 <p>[8-2(4) ③ p. 223]</p> <p>サ. 環境に対する意識と知識の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の環境に関する知識の向上等を目的に、全事務所において環境学習会を延べ 151 回開催するとともに、実地での実習も含めた「環境保全特別研修」を実施し、自然環境に関する知見や環境調査に関する実践的な知識・技術の習得を図った。 <p>[以上 8-2(4) ③ pp. 224～225]</p> <p>シ. 技術力の活用及び継承</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小石原川ダム建設で培った細部技術の蓄積を図った。また、ロックフィルダム技術検討会の審議結果を踏まえ、堤体コア盛立の新たな品質管理手法として技術資料を整備した。この新たな品質管理手法は、現場の締固めエネルギーと飽和度を管理することで、最適含水比よりも乾燥側の含水比による施工管理を行う方法であり、転圧機械の大型化・高性能化による高速施工であるにも関わらず、既往ダムを上回る高品質な締固め管理を実現した。また、一般土工における品質管理への展開による更なる活用も期待され、令和 2 年度地盤工学会技術開発賞、土木学会技術開発賞を受賞した。 <p>[1-2-1(1) p. 122、8-2(4) ④ pp. 226～227]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水路等施設の機能診断調査に関する「PC 管本体の劣化に関する調査診断マニュアル(案)」について、既設管の劣化事例や、PC 管内部から劣化状況を効率的に調査可能な手法(電磁波レーダ探査 |
|--|--|--|

- ・機構の技術力継承を目的として、小石原川ダムに関する既往の検討事例及び細部技術の事例収集及び整理を進めた。技術資料として整備した堤体コア盛立の新たな品質管理手法は、令和 2 年度地盤工学会賞、土木学会賞を受賞するなど、外部からも高く評価された。また、策定済みの PC 管調査診断マニュアルの見直しを検討するため、現場で得られた新たな知見や技術資料を収集、整理し、改訂に向けた検討を実施した。
- ・機構独自の技術情報データベースに技術資料等のデータを蓄積した。
- ・水質保全対策設備について、運用実績データの蓄積を図るとともに、効果的・効率的な運用に向けた調査等を行った。また、新たな水質保全対策として、超音波装置によるアオコ抑制効果の把握のため実証実験を行った。
- ・総合技術センターを核として、i-C & M を活用した管理の高度化検討、水路等施設における管理技術の高度化など、水インフラ技術の維持・向上を積極的に推進した。ダム防災操作の訓練のために開発したシステムが関東地方整備局のスキルアップセミナーで優秀賞を受賞した。
- ・他機関との連携強化を図るため 国土技術政策総合研究所及び(国研)土木研究所、並びに(国研)農研機構農村工学研究部門との技術交流会等を行った。
- ・既に協定を締結している 3 大学に加え 2 大学と新たに協定を締結。7 大学と 19 件の共同研究等の連携強化を図り(年平均 6.3 件)、第 3 期中期目標期間の年平均 2 件を大きく上回った。富山大学との共同研究の成果として特許を取得した。
- ・電源開発(株)、関西電力

法)に関する知見等の技術情報を収集、整理し、マニュアル改訂に向けた検討を実施した。
〔8-2(4) ④ p.228〕

ス. 技術情報データベースへの蓄積等
・技術情報の充実を図るため、各事務所から提供される技術資料や図書データの技術情報データベースへの登録を継続して行った。これらを技術情報提供システムで全社に提供するとともに、現場等からの依頼や問合せに随時対応した。また、図書データの登録については、登録作業のシステムを改良し効率化を図った。
〔8-2(4) ⑤ p.228〕

セ. 水質保全対策設備の効果的・効率的な運用
・アオコ等の原因である藍藻類の増殖抑制対策として、13 貯水池で曝気循環設備を既存の運用ルールに基づき運用し概ね目標の水質を確保することができたが、令和2年度に1貯水池でカビ臭確認に伴い、運用ルールを修正した。
・大山ダムでは、カビ臭の原因藻類の増殖抑制対策として、曝気循環設備の空気吐出水深を段階的に変更して湖水の循環能力を継続的に発揮させる効果的運用の実証実験を行った。藻類の異常発生は見られていない。
・深層曝気設備の溶存酸素量(DO)改善能力の定量的把握のための取組を大阪電気通信大学との共同研究も含めて実施した。共同研究では比奈知ダムでDO改善効果の空間分布の調査、一庫ダムで酸素溶解能力の解析等のための調査を実施した。
・新たな水質保全対策設備の実証実験として、超音波装置によるアオコ抑制効果の把握のため、房総導水路(長柄ダム)で実験を行い、当該装置の適用可能性を評価するためのデータを得た。
〔8-2(5) pp.230～232〕

ソ. 他分野技術の活用も含めた技術力の維持向上
・総合技術センターを核として、i-C & Mを活用した管理の高度化検討、水路等施設における管理技術の高度化やロックフィルダム安全管理のための堤体挙動評価技術の向上など、水インフラ技術の維持・向上を積極的に推進した。
ダム管理技術の維持向上のためダム防災操作訓練シミュレータを開発し訓練に活用しており、この開発は平成30年度に関東地方整備局のスキルアップセミナーで優秀賞を受賞した。
〔8-2(6) p.233〕

タ. 他研究機関等との連携強化等
・総合技術センターでは7機関の土木関係研究所長連絡会での業務の取組状況等の情報交換、国土技術政策総合研究所及び(国研)土木研究所並びに(国研)農研機構農村工学研究部門との技術交流会等をそれぞれ開催した。(国研)農研機構農村工学研究部門との研究協定に基づく実証試験を実施した。
・既に協定を締結している3大学に加え富山大学、信州大学と協定を締結するとともに、それらを含め7大学と相互協力が可能な分野での19件の連携を進め(年平均6.3件)、講演会や現地視察、共同研究等に取り組んだ。富山大学との共同研究ではその成果としてケーブル制震工法に関する

(株)との技術情報交換会等を行い、他機関との連携強化を図った。

・機構が抱える様々な課題の解決策となり得る具体的な先進的技術事例を収集し、A I勉強会等の場を通じて機構内で共有し、先進的技術の適用性について検討を進めた。
・管理業務における調査技術、改築工事における港湾関連技術や新技術等の積極的な活用を図った。

・木津川流域のダムをモデルとして、ヨーロッパ中期予報センター(ECMWF)のアンサンブル降雨予測を適用した事前放流等の判断を支援するシステムを開発、試行するとともに、ダム統合操作技術を支援する「ダム群連携最適操作シミュレータ」の開発を行った。

・以上の取組及び成果により、令和3年度においても計画を着実に実施する見込みであり、中期目標を十分に達成しているほか、19件の委託研究契約等に基づき大学との連携を強化したほか、機構の施設の管理や建設事業を通じて得た知見等を国内外で発表し、延べ32題が受賞したこと、更にロックフィルダムの盛立工におけるICT施工の全面展開により工期の短縮等が図られ、他の品質管理等も適用が可能であることなどの理由により土木学会等より表彰されたこと、2件の特許権を取得したことは所期の目標を上回るものと考えられるため、A評価とした。

<課題と対応>
特になし。

| | | | | |
|--|--|--|--|--|
| | | <p>特許を取得した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダム等を管理する他組織と課題解決、技術力向上を目的とした技術情報交換会等を行った。電源開発(株)と毎年度、技術情報交換会を開催した。また、関西電力(株)とも平成31年2月に開催した意見交換会において、今後は技術情報に係る交流会を継続して開催することで合意したことを踏まえ、令和2年度に意見交換会を開催するなど、他機関との連携強化を図った。 ・I C T・A I 等の先進的技術等の活用を推進するため、機構が抱える様々な課題へのソリューションとなり得る具体的な先進的技術事例を収集し、100例を超える事例を機構内で共有するとともに、長良川河口堰のアユ遡上調査の自動化、池田ダムにおける低水管理支援システム構築などの各事業の課題に対して先進的技術の導入に取り組んだ。さらに、大野頭首工の配水管理支援システム、ダム群連携最適操作シミュレータ等を構築・試行した。 ・利根導水路大規模地震対策事業のうち、秋ヶ瀬取水堰の堰柱や開閉装置の耐震補強工事に当たっては、非出水期という限られた期間の中で、かつ河川内で施工する必要があったため、港湾関連技術である鋼製函体による仮締切工法（N D R工法、橋脚耐震補強用仮締切）を活用することで、従来工法と比べ、工期短縮・コスト縮減を図りつつ、耐震補強工事を円滑かつ安全に進めた。 ・豊川用水二期事業において、併設水路工事に伴うトンネル立坑構築のための連続地中壁造成に当たり、先行削孔による硬質層の除去の必要がない、新技術であるC C C工法（高品質変位低減型中層混合処理工法）を採用し、複雑な地質条件の中でも工期を短縮しつつ確実な施工を行った。 ・京都大学防災研究所・一般財団法人日本気象協会との共同により、内閣府の戦略的イノベーション創造プログラム（S I P）において大規模出水に対する統合ダム防災支援システムの開発を進め、令和2年度は、最大15日先までの降雨予測が可能なヨーロッパ中期予報センター（E C M W F）のアンサンブル降雨予測を木津川流域の5ダム（高山ダム、・青蓮寺ダム、・室生ダム、・布目ダム及び・比奈知ダム）に適用し、事前放流等の判断を支援するシステムを開発、試行するとともに、青蓮寺ダム・室生ダム・比奈知ダムをモデルとして流域の複数ダムが防災操作を連携し下流域の浸水被害を最小限に抑制するダム統合操作技術を支援する「ダム群連携最適操作シミュレータ」の開発を行った。 <p>[8-2(6) pp. 233～239]</p> | | |
|--|--|--|--|--|

注) 表中、業務実績欄の〔 〕内は、「第4期中期目標期間業務実績報告書」における記載箇所を示す。

4. その他参考情報

特になし

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | | | | | |
|--------------------|----------------|--|--|--|--|--|--|
| 4－3 | 機構の技術力を活かした支援等 | | | | | | |
| 当該項目の重要度、困難度 | － | | | | | | |

| 指標等 | 達成目標 | (参考) 前中期目標期間 最終年度値 | H30 年度 | R 元年度 | R 2 年度 | R 3 年度 | / | (参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報 |
|-------------------------------|--|--------------------------|-------------|-------------|-------------|--------|---|-----------------------------|
| アスファルト・ コンクリート塊 (再資源化率) | H30 年度：99%以上 R 元年度：99%以上 R 2 年度：99%以上 | 100% | 100% | 100% | 100% | | / | |
| コンクリート塊 (再資源化率) | H30 年度：99%以上 R 元年度：99%以上 R 2 年度：99%以上 | 100% | 100% | 100% | 100% | | / | |
| 建設発生木材 (再資源化・縮減率) | H30 年度：96%以上 R 元年度：96%以上 R 2 年度：96%以上 | 100% | 100% | 99% | 99% | | / | |
| 建設汚泥(再資源化・縮減率) | H30 年度：90%以上 R 元年度：90%以上 R 2 年度：90%以上 | 100% | 100% | 100% | 92% | | / | |
| 建設混合廃棄物 (排出率、再資源化・縮減率) | H30 年度：排出率 3.5%以下かつ再資源化・縮減率 60%以上 R 元年度：排出率 3.5%以下かつ再資源化・縮減率 60%以上 R 2 年度：排出率 3.5%以下かつ再資源化・縮減率 60%以上 | 1.5% 98% | 1.5% 98% | 2.4% 94% | 1.0% 98% | | / | |
| 建設廃棄物全体 (再資源化・縮減率) | H30 年度：96%以上 R 元年度：96%以上 R 2 年度：96%以上 | 100% | 100% | 99% | 98% | | / | |
| 建設発生土 (建設発生土有効利用率) | H30 年度：80%以上 R 元年度：80%以上 R 2 年度：80%以上 | 99% | 99% | 99% | 98% | | / | |

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

| 中期目標 | 中期計画 | 主な評価指標等 | 法人の業務実績・自己評価 | | 主務大臣による評価 | | | |
|--|--|---|---|---|-----------|--|----------|--|
| | | | 業務実績 | 自己評価 | (見込評価) | | (期間実績評価) | |
| (1) 機構の技術力を活かした支援 機構が培った水インフラに係る技術力を活用して、国内外の機関等への技術支援を行うこと。また、これらの支援や水資源管理を担う海外の機関と水資源に関する技術情報及び知識を共有するなどにより得られた知見を機構の技術力の維持向上に還元すること。特に、水インフラに携わる人員不足等による技術力の低下が懸念されている地方公共団体等に対する積極的な技術支援を行うこと。 さらに、調査、設計及び研修等並びに施設の工事及び管理を受託した場合には、その適切な実施を図ること。 | (1)-1 国内の他機関に対する技術支援 機構が培ってきた技術力を活用し、国、地方公共団体等に対し技術支援を行うことにより、社会貢献を推進する。 (1)-2 国際協力の推進 | <主な定量的指標> <その他の指標> <評価の視点> 機構の技術力等を活用し国内外の機関等へ技術支援を行っているか。 | <p><主要な業務実績></p> <p>ア. 国内の他機関に対する技術支援 ・調査、設計及び施設の工事並びに管理に係る技術支援業務を 23 件受託し、これまで機構が培ってきた知識・経験や技術等を積極的に活用して適切に実施した。 ・国・地方公共団体等から積算資料評価や施工監理業務等の発注者支援業務を 18 件受託し、機構が培ってきた積算、施工監理に係る知識・経験や技術等を活用して適切に実施した。 〔8-3(1)-1 ①② pp. 240~242〕</p> <p>イ. 技術に関する論文の発表等 ・技術力の提供・積極的な情報発信を行うため、技術に関する論文等を国内の学会、専門誌や国際会議等において延べ 288 題の論文等を発表し、そのうち 32 題が受賞した。 〔8-2(4) ③ pp. 217~219、8-3(1)-1 ③ p. 242〕</p> <p>ウ. 現地見学会及び研修会の開催 ・水路等施設の改築現場を活用した「水路技術の伝承に向けた現地研修会」を関係利水機関の職員等を対象に開催し、設計・施工・水運用等に関する講義及び工事現場等の現地研修を通じ、技術情報等を提供することで技術支援を行った。 ・ダム等建設事業においては、小石原川ダム事業をはじめ、川上ダム建設事業、思川開発事業及び早明浦ダム再生事業において、現場を活用した現地見学会や他機関の研修会の受入れに取り組み、事業を活用した技術情報の共有や関係機関への技術支援を行った。</p> <p>・ダム等管理業務においては、ダムの防災操作の一連の流れを把握し、異常洪水時も含めて的確に対応できる基礎的な技術の習得、能力向上を図ることを目的とし、ダム操作訓練シミュレータを活用したダム防災操作研修、ダム安全管理研修について、対象に関係利水者の職員を含めることで、技術支援を行った。</p> <p>・水路等管理業務においては、施設機能診断調査の機会や施工現場を活用した現地見学会を開催し、技術支援を行った。 〔8-3(1)-1 ④ pp. 242~244〕</p> <p>エ. 国際協力の推進 ・アジア河川流域機関ネットワーク（NARBO : Network of Asian River Basin Organizations）について、加盟機関等を対象としたワークショップや研修等、機構と加盟機関との間の二国間交流、ウェブサイトの運営管理等を通じ、国際協力を推進するとともに、海外の関係機関との関係の維持・構築を行った。 ・国際協力機構（JICA）を通じて開発途上国の技術支援を行うため、長期専門家（2名）を派遣した。派遣された職員は、派遣国の現状や課題、技術情報を把握・収集するとともに、日本の経験や技術情報の共有等を通じ、技術協力等の業務を適切に実施した。その他、各種要請等に基づき、</p> | <p><自己評価> 評定： B</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国・地方公共団体等への技術支援として、調査、設計、施設の工事及び管理に係る業務 23 件、施工監理業務等の発注者支援に係る業務 18 件を受託し、機構が培ってきた知識・経験や技術等を活用して適切に実施した。 ・技術に関する論文等を発表し技術力の積極的な情報発信等を行った。 ・水路改築事業の現場を活用した「水路技術の伝承に向けた現地研修会」を実施したほか、ダム等建設事業の現場において、現地見学会の開催や他機関の研修会の受入れ、管理施設を活用した現地見学会を開催し、技術支援等を行った。 ・水分野における国際協力を推進するため、国際機関への職員派遣、NARBO活動を通じた支援等を実施するとともに、国際会議への参加等による海外の水資源に関する知識や技術情報の収集・発信を通じ、国内外の機関等との関係の維持・構築等に取り組むことにより、機構の技術力の維持・向上を図り、国際協力を推進した。 ・刈草等や貯水池に流れ込む流木の有効活用を図った。 ・管理用の小水力発電設備及び太陽光発電設備を適切に維持管理、効率的な運用を実施することで、機構のダム・水路等施設が有する潜在能力の有効活用に向けた取組を着実に実施した。 ・建設副産物については、7 項目全てにおいて各年度計画の目標値を達成した。 | <p>評定</p> | | 評定 | |

| | | | | |
|--|--|--|--|--|
| | | <p>防災・水資源等に関する専門家を延べ6名派遣し、派遣国並びに国際機関等との連携を図るとともに、海外の水資源に関する知識や技術情報等を収集した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際大ダム会議等の国際会議等に参加し、海外における水資源に関する技術情報の収集及び国内業務での知見を活かした講演や論文等の発信を行うとともに、機構と国内外の機関との関係を維持・構築し、機構の技術力の維持・向上及び国際協力の推進に取り組んだ。また、現地調査への参画を通じた技術支援も実施した。 ・国際会議への参加、受託調査等の諸活動を通じて得られた、水資源開発や管理に関する最新の知見や技術の動向、NARBO活動を通じて得られた総合水資源管理に係る開発途上国的情勢や支援機関の取組等の情報や知見について、機構内で共有を図り人材育成や業務に還元するため、機構職員に対して国際業務報告会・説明会を毎年度2回開催した。 <p>[8-3(1)-2 pp. 246～250]</p> <p>オ. バイオマスの有効利用等の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貯水池等の流木等のチップ化、施設周辺の刈草等の堆肥化等によりバイオマスの有効活用を図った。また、貯水池内の堆砂の有効利用について、下流河川の土砂還元、コンクリート骨材利用、他工事への利用の可能性の検討を行った上で、下流河川への土砂還元等に取り組むなどにより有効利用を図った。 <p>[8-3(2) ① pp. 251～253]</p> <p>カ. 再生可能エネルギーの有効活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の管理用小水力発電設備を適切に維持、活用し、発生した電力を施設管理用に使用するとともに、余剰電力は電気事業者へ売電し、計17箇所の発電設備による発電量約12,556万kWhの有効活用を図った。 ・既存の管理用太陽光発電設備を適切に維持、活用し、発生した電力を施設管理用に使用するとともに、余剰電力は電気事業者へ売電し、計38箇所の発電設備による発電量約367万kWhの有効活用を図った。 <p>[8-3(2) ② pp. 253～255]</p> <p>キ. 建設副産物の有効利用等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年度、建設副産物の発生抑制、有効利用、再資源化等の検討を行うとともに再資源化率、再資源化・縮減率等の目標を定め、建設副産物の発生を抑制、有効利用を図り、全7項目において各年度計画の目標値を達成した。 <p>[8-3(2) ③ pp. 255～256]</p> | <p>・以上の取組及び成果により、令和3年度においても計画を着実に実施する見込みであり、中期目標を十分に達成しているものと考えられるため、B評価とした。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし。</p> | |
|--|--|--|--|--|

4. その他参考情報

特になし

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | |
|--------------------|------------|
| 4－4 | 広報・広聴活動の充実 |
| 当該項目の重要度、困難度 | － |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | |
|-------------|------|----------------------|-------|------|------|------|-----------------------------|
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | (参考) 前中期目標期間最終年度値 | H30年度 | R元年度 | R2年度 | R3年度 | (参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

| 中期目標 | 中期計画 | 主な評価指標等 | 法人の業務実績・自己評価 | | 主務大臣による評価 | |
|--|---|--|---|--|-----------|----------|
| | | | 業務実績 | 自己評価 | (見込評価) | (期間実績評価) |
| 渴水及び洪水リスクが増大するとともに、水インフラの老朽化に伴う断水などのリスクが増大していることを踏まえ、水源地域の住民や関係地域住民はもとより、広く国民ひとりひとりに対し、水資源や治水に対する意識を高めるとともに、機構が国民生活や産業活動に果たす役割についての理解を深めるための分かりやすい広報・広聴を、内容、対象に応じた適切な媒体を活用して積極的に行うこと。 また、必要とされる情報を的確に発信し、機構が果たしている役割・業務について利水者をはじめ広く国民から理解を得るとともに、災害時等の緊急時に機構がとった対応等について、国民に対して迅速に情報提供すること。 | 渴水及び洪水リスクが増大するとともに、水インフラの老朽化に伴う断水などのリスクが増大していることを踏まえ、水源地域の住民や関係地域住民はもとより、広く国民ひとりひとりに対し、的確な情報を積極的に提供し、そのニーズを的確に把握するため、広報活動の質の向上に取り組み、積極的な広報・広聴の推進を図る。 ① 水資源開発施設や水資源の重要性について国民の関心を高めるような情報提供を積極的に行う。提供に当たっては、国民のニーズ・関心を踏まえ、広報誌やウェブサイトの内容等について適宜見直しを図り、正確さ、分かりやすさの確保に努め、併せて、利用しやすいSNS等の積極的な活用に努める。さらに、ウェブサイト等様々な手 | <主な定量的指標> <その他の指標> <評価の視点> 国民への的確な情報提供、利水者・国民からのニーズの的確な把握を図っているか。 | <主要な業務実績> ア. 国民の関心を高めるための取組 ・平成30年10月に広報戦略PTを設置し、積極的かつ効果的広報手法について検討を行い、基本方針を作成するとともに、広報推進本部を設置した。基本方針に基づき、水路等事業に関する主なストック効果を総括的に取りまとめた「水資源機構をめぐる情勢」を作成し、外部に機構が行う業務の理解を広げることを目的とした取組を推進した。 ・広報誌「水とともに」を季刊化し、四季折々の話題等季節感のある記事内容を掲載するとともに、地域とそこで働く人を紹介する新コーナーの連載やダムの洪水対応に当たる職員へのインタビューなど、「人」の顔が見える記事を特集し掲載することで読者への訴求力の向上を図った。 ・Twitter、Facebook、YouTubeを用い、それぞれの特徴を活かした情報発信を行い、Twitterのフォロワー数は令和3年3月末時点で4,400名を突破した。また、令和2年度はコロナ禍の収束後にダムへの来訪を促進するため、バーチャルダム見学動画等をYouTubeに投稿し、視聴者が機構の施設等をより身近に感じる広報に努めた。 ・毎年度、渴水情報や防災操作、ダムの点検放流情報等の機構事業に関する590件の記者発表等を積極的に行い、新聞や専門誌等に2,074件の記事が掲載された。(渴水・洪水等除き、451件の記者発表等に対し1,433件の記事掲載) [8-4 ① pp. 257~261] | <自己評価> 評定：B ・広報誌の発行回数を縮小し、その分誌面の内容を拡充する際にモニターからのニーズを踏まえた連載を開始するなど大幅な内容の改善をはじめ、記者発表及びホームページによる従来からの情報発信やYouTubeにバーチャルダム見学動画等を投稿したことにより、機動的で分かりやすい広報を展開することにより、国民の関心を高め理解を深められるよう、限られた予算の範囲内で効率的な広報を着実に実施した。また、緊急時の広報の即時性や災害地との連携を強化し報道関係者のニーズに対応した分かりやすい情報発信を実施した。 ・水の週間等の各種イベント等を通じた積極的な広報を実施するとともに、広く水の大切さと水資源開発の重要性に対する関心 | 評定 | 評定 |

| | | | |
|--|--|--|--|
| <p>法を通じ、国民の様々な意見を業務に的確に反映できるよう広聴に努める。</p> <p>② 災害時等の緊急時においては、水源地域の住民や関係地域住民等に状況が正しく伝わるよう、関係機関と調整を図りつつ、迅速かつ的確に情報を提供する。</p> <p>③ 水資源の有限性、水の貴重さ及び水資源開発の重要性について広く国民の関心を高め、その理解を深めるため、水に関する各種行事等に積極的に参画する。</p> <p>④ 事業活動に伴う環境保全の取組等を取りまとめた環境報告書を毎年作成し、公表する。</p> <p>⑤ 機構施設に係る水質の状況や機構の取組等を取りまとめた水質年報を毎年作成し、公表する。</p> | <p>イ. 緊急時における迅速かつ的確な広報の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豪雨や地震発生時等の緊急時には、ウェブサイトトップの「緊急のお知らせ欄」から防災操作等の情報を迅速に発信した。 ・平成30年7月豪雨の際は、ダムの防災操作や可搬式浄水装置による給水支援活動等の情報を担当事務所や被災地派遣職員と協働し適時適切に発信した。 ・令和2年7月豪雨における牧尾ダムの取組が注目を集め、多くの報道があったが、その取材に対し、機構職員が分かりやすく丁寧な説明を行った。 <p>[8-4 ② pp. 261～263]</p> <p>ウ. 水の週間等を通じた効果的な広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「水の日」及び「水の週間」において、「水を考えるつどい」等の企画・立案・運営に水の週間実行委員会事務局として携わった。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、新たな取組としてWEB配信で開催し、国土交通省Y o u T u b eにおいて公開した。 ・施設やダム点検放流の一般公開をはじめ、令和元年の渴水時に宇連ダムでの水源状況及び渴水対応等に関する報道関係者に対する現地説明会の開催等を通じ、国民のニーズを踏まえた効果的な広報を実施した。 ・天皇陛下御在位三十年記念ダムカードや水の恵みカードを作成の上、各施設で配布することにより、機構施設の役割や重要性の認知度の向上に努めた。 ・国内初の気候変動に適応したSDGs債となる水資源債券を発行したことにより、投資家を対象に機構が行う業務の認知度が向上した。 <p>[8-4 ③ pp. 263～267]</p> <p>エ. 「環境報告書」等の作成・公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「環境報告書」及び「水質年報」を毎年度作成し、ウェブサイト等により公表するとともに、関係機関に配布した。環境報告書では、読者からのアンケート意見を反映させるとともに、第三者意見として学識経験者から意見を聴取し、報告書の信頼性と質の向上を図った。 <p>[8-4 ④⑤ p. 268]</p> | <p>を高める取組を着実に推進した。また、令和2年度はコロナ禍において、オンラインを活用した効果的な広報を実施した。</p> <p>・「環境報告書」及び「水質年報」を毎年度作成し、ウェブサイト等により公表するとともに、関係機関に配布した。環境報告書では、読者からのアンケート意見を反映させるとともに、第三者意見として学識経験者から意見を聴取し、報告書の信頼性と質の向上を図った。</p> <p>・以上の取組及び成果により、令和3年度においても計画を着実に実施する見込みであり、中期目標を十分に達成しているものと考えられるため、B評価とした。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし。</p> | |
|--|--|--|--|

注) 表中、業務実績欄の〔 〕内は、「第4期中期目標期間業務実績報告書」における記載箇所を示す。

4. その他参考情報

特になし

様式 1－2－4－2 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | | | | | | | | |
|--------------------|---------|--|--|--|--|--|--|--|
| 4－5 | 地域への貢献等 | | | | | | | |
| 当該項目の重要度、困難度 | － | | | | | | | |

| 評価対象となる指標 | 達成目標 | (参考) 前中期目標期間最終年度値 | H30 年度 | R 元年度 | R 2 年度 | R 3 年度 | | (参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報 |
|-------------------|------|----------------------|--------|-------|--------|--------|--|-----------------------------|
| 環境モニタリング調査実施（計画値） | － | － | 3 事業 | 4 事業 | 3 事業 | | | |
| 環境モニタリング調査実施（実績値） | － | 3 事業 | 3 事業 | 4 事業 | 3 事業 | | | |
| 達成度 | － | － | 100% | 100% | 100% | | | |
| 環境保全協議会の設置等（計画値） | － | － | 3 事業 | 3 事業 | 2 事業 | | | |
| 環境保全協議会の設置等（実績値） | － | 3 事業 | 3 事業 | 3 事業 | 2 事業 | | | |
| 達成度 | － | － | 100% | 100% | 100% | | | |

| 3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | | | | | | | | |
|---|--|--|---|--|--------|-----------|----|--|
| 中期目標 | 中期計画 | 主な評価指標等 | 法人の業務実績・自己評価 | | | 主務大臣による評価 | | |
| | | | 業務実績 | 自己評価 | (見込評価) | (期間実績評価) | | |
| (1)環境の保全 業務の実施に当たっては、環境の保全との両立を図ることとし、水資源の開発又は利用と自然環境の保全との両立を目指し、機構が策定した「環境に関する行動指針」に基づいて環境保全への取組を着実に実施することにより、事業実施区域及びその周辺の自然環境の適切な保全を図ること。 | (1)環境の保全 水資源の開発又は利用と自然環境の保全との両立を目指し、機構が策定した「環境に関する行動指針」に基づいて環境保全への取組を着実に実施することにより、事業実施区域及びその周辺の自然環境の適切な保全を図ること。 | <主な定量的指標> <その他の指標> <評価の視点> 業務の実施にあたり環境保全に取り組んでいるか。 業務運営に関する情報提供等を行っているか。 関係機関等と連携し、地域振興等の取組を進めているか。 | <主要な業務実績> ア. 新築及び改築事業事業における自然環境保全の取組 ・新築及び改築事業において自然環境調査等を実施して環境保全対策を講ずるとともに、必要に応じてモニタリング調査を実施し、対策の効果検証を実施した。新たに事業着手した早明浦ダム再生事業においては、自然環境調査及び環境影響予測を実施した。 ・思川開発におけるオオヒキヨモギの保全対策では、令和元年度から播種試験を実施し、相当個体数の発芽育成に成功した。2年目となる令和2年度は開花・結実が確認された。 〔8-5(1) ① pp. 269～270〕 イ. 管理業務における自然環境保全 ・平成30年度及び令和元年度は19施設、令和2年度は18施設において、魚類の遡上調査、下流河川の環境調査等を実施した。 ・ダム下流河川への堆積土砂還元や河川環境の保全等目的としたフラッシュ放流や弾力的管理試験等を実施し、「粗粒化の改善」、「生物生息環境 | <自己評価> 評定： B ・環境保全対策のモニタリング調査を計画どおり実施したほか、オオヒキヨモギの保全等、必要な環境保全対策を適切に実施した。新たに事業着手した早明浦ダム再生事業においては、環境影響予測を実施した。 ・管理業務において、必要に応じて自然環境調査等を実施したほか、ダム下流河川への土砂還元、フラッシュ放流等を実施し、河川環境保全の取組を行った。 ・施設の新築や改築に当たっては、地域特性を考慮して景観に配慮した施設整備を行った。 | 評定 | | 評定 | |

| | | | | |
|--|--|--|---|--|
| <p>(2)利水者等の関係機関、水源地域等との連携</p> <p>水源地域等の自立的・持続的な活性化と流域圏の発展に貢献するため、地域のニーズを把握した上で水源地域振興等に関する自治体、住民等と協働で取り組むこと。</p> <p>また、水源地域及び利水者等に加え、地域振興を担う民間事業者、地域住民の団体、N P Oなどを含めた多様な主体との連携及び協力をを行うよう努めること。</p> <p>① 適切な役割分担の下に効率的な業務の実施を図るために、利水者をはじめとした関係機関に対し、業務運営に関する適時適切な情報提供を行うこと等により積極的な連携を促進すること。また、費用の負担割合の決定等に当たっては、関係機関との円滑な調整に努めること。</p> <p>② 水源地域等の自立的・持続的な活性化と流域圏の発展に貢献するため、自治体、住民等と積極的な連携を図ること。また、上下流交流を推進し、水源地域と下流受益地の相互理解を促進すること。</p> | <p>(2)-1 利水者等の関係機関との連携</p> <p>関係機関との緊密な関係の更なる強化のため、積極的な情報発信や意見交換を実施する。</p> <p>(2)-2 水源地域等との連携</p> <p>「ダム再生ビジョン」を踏まえ、機構施設が有する潜在能力の有効活用や広報・広聴活動の充実と併せて、地域との対話によりニーズを把握した上で、水源地域振興等を地方公共団体、住民等と協働で取り組む。</p> <p>また、水源地域及び利水者等に加え、地域振興を担う民間事業者、地域住民の団体、N P Oなどを含めた多様な主体との連携及び協力をを行うよう努める。</p> | <p>の改善」、「付着藻類の剥離」といった河川環境の保全に一定の効果が得られた。 [8-5(1) ② pp. 270~272]</p> <p>ウ. 景観に配慮した施設整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の新築や改築に当たっては、地域特性を考慮して景観に配慮した施設整備に取り組んだ。 [8-5(1) ③ pp. 272~273] <p>エ. 業務運営に関する情報提供等</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設事業においては、毎年度、事業説明会、事業費等監理協議会等を適時開催し、利水者及び関係地方公共団体に対して、事業の実施状況、コスト縮減の取組状況等の説明を行った。 管理業務においては、毎年度、事業計画や管理費負担金等に係る説明会を開催し、関係利水者等との合意形成・連携強化に努めた。 <p>オ. 事業実施計画等の変更等</p> <ul style="list-style-type: none"> 小石原川ダム建設事業、藤原・奈良俣再編ダム再生事業（奈良俣ダム関係）の事業実施計画の変更等に当たり、関係利水者等への説明を実施し、意見聴取等の協議を終え、主務大臣の認可を得た。 愛知用水三好支線水路緊急対策事業、福岡導水施設地震対策事業、成田用水施設改築事業、利根導水路大規模地震対策事業、木曽川右岸緊急改築事業、香川用水施設緊急対策事業の事業実施計画策定・変更に当たり、費用負担者等に対し必要な情報を提供し、費用負担同意等を行って手続きを円滑に実施した。 施設管理規程の策定・変更に当たり、関係機関に対して必要な情報提供を行い、関係利水者等と協議を調べ、主務大臣の認可を得た。 [以上 8-5(2)-1 ① p. 274~276] <p>カ. 利水者アンケート調査とフォローアップの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 利水者アンケートの実施を踏まえ、利水者の意向把握後は、要望等を機構内で検討し、適時適切な情報提供、必要な改善等を含む的確なフォローアップを行い、利水者等に対するサービスの一層の向上を図った。 [8-5(2)-1 ② pp. 276~277] <p>キ. 水系全体の水質改善に向けた検討の場への参画</p> <ul style="list-style-type: none"> より良質な用水供給を行うため、関係機関と連携して水系全体の水質改善を検討する場に参画した。 [8-5(2)-1 ③ pp. 277~279] <p>ク. 水源地域等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ダム等建設事業を所管する全事務所において、本社・支社局と事務所が連携を図り、水源地域と下流受益地の相互理解促進のための上下流交流や周辺地域の方々との交流等を実施し、信頼関係の構築や情報の共有に努めた。また、52の管理施設を所管する全事務所において、上下流交流の実施、地域イベントへの協力、施設見学会等の実施等様々な交流活動を通じて、施設の役割等を広報するとともに、積極的に施設周辺地域の方々と情報共有に努めた。 水源地域との連携、地域資源である湖面・湖岸の利活用に資するため、ダム所在市町村アンケートを2回実施した。これらのアンケートで把握した | <ul style="list-style-type: none"> 利水者等に建設事業及び管理業務に関する実施状況等の説明等を適時行うなど関係機関との連携強化に努めた。 事業実施計画又は施設管理規程の策定や変更に当たっては、関係利水者、費用負担者等との協議を円滑に行い、認可を得た。 利水者アンケートの実施を踏まえ、利水者の意向の把握に努め、必要な改善を行うなどの的確なフォローアップを行うことにより、サービスの一層の向上を図った。 ダム所在市町村アンケートの実施を踏まえ、把握した要望等について協議するなど相互理解を図った。 機構施設の活用や寄附金制度何れの取組も地元の自治体やN P O等地域の関係機関と連携しながら、機会を捉えて積極的に水源地域振興を図った。 <p>・以上の取組及び成果により、令和3年度においても計画を着実に実施する見込みであり、中期目標を十分に達成しているものと考えられるため、B評価とした。</p> <p>＜課題と対応＞</p> <p>特になし。</p> | |
|--|--|--|---|--|

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | <p>要望等については、当該市町村の個別具体的な事情等を踏まえて対応を協議するなどの確かなフォローアップを行い、各市町村との相互理解に取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・阿木川ダムでは、地元の岐阜県立恵那農業高等学校、恵那市、地域住民、阿木川ダム管理所が連携し、ダム湖内で空心菜を水耕栽培し、植物プランクトンの増殖を抑制する実験を実施した。収穫した空心菜は、地域住民による販売、イベント等のPRに使用している。同校生徒による阿木川ダム湖における空心菜栽培による水質浄化活動の紹介、空心菜の調理レシピ集展示及び空心菜茶の試飲会の実施等が水源や河川の水質保全、水源地域における地域活性化に多大なる功績を挙げたとされ、同校は平成30年度に（一財）ダム協会からダム建設功績者として表彰された。 ・浦山ダム、滝沢ダムでは、令和2年度に民間旅行会社主催の「普段見られない浦山・滝沢ダムの裏側見学！秩父3ダム巡りとダムカレーの昼食」バスツアーに協力し、ツアー参加者のダム堤体内部の見学に対応した。合計102名の参加者がダムの仕組みや役割等について興味を持つことでインフラツーリズムによる地域活性化に貢献した。 ・福岡県朝倉市、東峰村及び機構は、江川ダム、寺内ダム、小石原川ダムの3つの湖を活用しつつ、被災地の復興を加速し、地域の一層の活性化を図ることを目的に、「3つの湖による復興戦略会議」を平成30年8月に設置した。令和3年3月には7回目となる会議を開催し、復興戦略2020に関する取組状況を共有するとともに、今後の取組方針について議論し、あわせて小石原川ダムのダム湖名の公表を行った。 ・水源地域との連携・交流等の取組に有効活用することを目的に創設した寄附金制度について、平成30年度は利根導水総合事業所にて木製ベンチの修繕等来訪者向けの施設の整備事業を実施した。令和元年度は一庫ダム管理所においてエドヒガン桜を植樹するプロジェクトを実施した。令和2年度は、使途特定寄附金を受領し、琵琶湖開発総合管理所が滋賀県と協議の上、鳥丸半島の環境整備に活用した。 ・群馬デスティネーションキャンペーンにおいて、群馬県と連携して機構施設の活用による地域活性化への寄与に取り組んだ。平成31年4月からのプレキャンペーンでは、群馬県と連携して特別ダムカードの作成・配布を行った。令和2年4月からのキャンペーンの一環として実施予定であった機構ダムの点検放流の公開を含めた各種イベントについては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止・延期となったが、機構は「ぐんまダムかるた」を県内に所在する4管理所で配布して水源地域の活性化に取り組み、更なる上下流交流の促進を図った。 <p>[8-5(2)-2 ① pp. 280～285]</p> <p>ケ. 流域内の森林保全作業の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年度、自治体、NPO等の関係機関と連携し、水源地域において植林、間伐等の山林整備等を通じて森林保全活動に取り組んだ。 <p>[8-5(2)-2 ② p. 285]</p> | |
|--|--|--|--|

注) 表中、業務実績欄の〔 〕内は、「第4期中期目標期間業務実績報告書」における記載箇所を示す。

4. その他参考情報

特になし

様式 1－2－4－2 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | |
|--------------------|---|
| 4－6 | その他当該中期目標を達成するために必要な事項（施設・設備に関する計画、人事に関する計画、中期目標期間を超える債務負担、積立金の使途、利水者負担金に関する事項） |
| 当該項目の重要度、困難度 | － |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | |
|-------------|------|----------------------|-------|------|------|------|-----------------------------|
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | (参考) 前中期目標期間最終年度値 | H30年度 | R元年度 | R2年度 | R3年度 | (参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

| 中期目標 | 中期計画 | 主な評価指標等 | 法人の業務実績・自己評価 | | 主務大臣による評価 | |
|--|--|--|---|---|-----------|----------|
| | | | 業務実績 | 自己評価 | (見込評価) | (期間実績評価) |
| (1)施設・設備に関する計画 機構の保有する実験設備、情報機器等について、保有の必要性を検証した上で、必要な設備等の機能を長期間発揮できるよう、的確な維持管理に努めるとともに、計画的な更新等を行うこと。 | (1)施設・設備に関する計画 中期目標期間中ににおける本社・支社局等の保有する実験設備、情報機器等については、保有の必要性を検証した上で、必要な設備等の機能を長期間発揮できるよう、的確な維持管理に努めるとともに、計画的な更新等を行なうことを。 (2)人事に関する計画 本社、支社局及び事務所ごとの要員配置計画を的確に作成し、業務量に応じて適時適切に改定するなど、人員の適正配置により業務運営の効率化を図ること。 人事制度の適切な運用や職員が業務を効率的、効果的に行うための人材の確保・育成を行うこと。 | <主な定量的指標> <その他の指標> <評価の視点> 適正な業務運営を確保するものであるか。 (2)人事に関する計画 | <p><主要な業務実績></p> <p>ア. 施設・設備に関する計画 ・保有する実験設備、情報機器等の機能を長期間発揮するため、計画的に更新等を実施した。 [8-6(1) p. 287]</p> <p>イ. 計画的な要員配置 ・本社・支社局、事務所ごとの要員配置計画を毎年度作成して計画的な要員配置の見直しを行い、新たな組織体制の下で効率的な業務運営を行った。 [8-6(2) ① pp. 288～289]</p> <p>ウ. 効率的な業務遂行 ・機動的な業務遂行が可能となるように、今後事業が大きく進捗する見込みの思川開発建設事業、新規事業である早明浦ダム再生事業及び福岡導水施設地震対策事業等に重点的な人員配置を実施した。 [8-6(2) ② p. 289]</p> <p>エ. 人事制度の適切な運用 ・人事評価制度により職員の能力や業績を適正に評価し、その結果を昇給・昇格、人員配置等に反映させるなど適切に運用を行った。 [8-6(2) ③ p. 289]</p> <p>オ. 人材確保に係る方針策定の取組、女性採用の推進 ・毎年度、採用計画を策定し、3月1日より機構ウェブサイトによる採用情報の提供や就職活動サイトの活用による広報活動を開始したほか、令和</p> | <p><自己評価> 評定：B</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設・設備に関する計画に基づく計画的な更新等を実施した。 計画的な要員配置の見直しを行うため、本社・支社局、事務所ごとの要員配置計画を毎年度作成した。また、効率的な業務遂行のため、最盛期にある事業等に重点的に人員配置を行った。 今後事業が大きく進捗する見込みの事業等への重点的な人員配置、適切な人事評価制度の運用を行った。 機構の役割を果たすために必要な人材を確保するための方針として、毎年度採用計画を策定し、広報活動を強化したほか、令和2年度以降は、オンラインを活用して受験機会の確保、利便性の向上に努めることにより、コロナ禍の中での人材確保を行った。また、国、地方公共団体、民間企業等との人材交流を実施した。女 | 評定 | 評定 |

| | | | | | |
|--|--|---|---|--|--|
| | | <p>機構の給与水準については、国民の理解と納得が得られるよう透明性の向上に努め、公表するとともに、独立行政法人通則法の規定に則り、国家公務員の給与水準を踏まえ、民間企業の給与水準を参考に、業務の特性や機構の業務実績、職員の勤務の特性等を適切に反映するとともに、給与体系の適切な運用を行うこと。</p> <p>(3) 中期目標期間を超える債務負担</p> <p>中期目標期間中の事業を効率的に実施するため、必要に応じて第4期中期目標期間を超える債務負担を検討すること。</p> <p>(4) 積立金の使途</p> <p>将来の金利変動リスクへの対応等を勘案しつつ、国及び利水者等の負担軽減を図る観点から、経常的な管理経費の縮減、大規模災害や事故等への対応、調査・検討や技術力の維持・向上等の取組に活用することとし、気候変動や異常気象等による治水・利水への影響、大規模災害の発生、水資源開発施設の老朽化、治水・利水に関する技術力の維持・向上といった喫緊の課題等に重点的に対応すること。</p> | <p>2年度以降は、オンラインを活用して受験機会の確保、利便性の向上に努めることにより、コロナ禍の中での人材確保を行った。また、国、地方公共団体、民間企業等との人材交流を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度は、在宅勤務制度導入のための関係規定の整備、WE B会議やオンライン研修の推進、働き方改革PTにおける意識改革や非効率な業務プロセスの見直しの検討を行い、これらの取組と今後の進め方を「水資源機構の働き方改革の取組について」として取りまとめた。 女性活躍推進・支援に関する情報提供、育児休業等制度利用者へのフォローアップ、育児休業制度等の周知等により女性が活躍できる雇用環境の整備に取り組んだ。令和2年度に、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法の両法に基づく一般事業主行動計画を策定し、女性活躍推進を含むダイバーシティの積極的な推進の下、仕事と育児を両立でき、女性が活躍できる雇用環境の更なる整備を図っていくこととし、働き方改革意識向上のための研修、執務環境の更なる整備、新たなワークスタイルの導入検討等の取組を行った。 女子学生向け採用パンフレットの作成や女子学生を対象とした施設見学会の実施等、機構の認知度を上げる取組を行った。新型コロナウイルス感染症対策のため中止された対面による就職説明会を補完する取組として、若手職員による機構紹介動画を作成し、就職活動サイト及びパンフレットに記載するなど工夫を行った。 <p>[8-6(2) ④ pp. 289~290]</p> <p>カ. 業務の効率的、効果的な遂行を実現するための人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎年度研修計画を策定し、段階的な技術力の向上、必要な知識の修得、相互の人間関係の構築等を図るための研修や職種の垣根を越えた取組を推進させるための研修を実施した。なお、研修計画の策定に当たり、効率化・有効化の観点から研修体系・研修制度について点検・見直しを行うとともに、新型コロナウイルス感染症対策の観点も踏まえ、WE Bを活用したオンライン研修を取り入れた。 内部・外部研修に職員を積極的に参加させることにより職員に自己研鑽の機会を与え、職員の資質向上を図った。令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染拡大防止を最優先としたうえで、研修の目的に応じてWE B研修方式を活用するなどして優先度の高い研修を適切に実施し、必要な人材育成を行った。また、女性活躍・推進を含むダイバーシティ推進に係る研修も積極的に行った。 <p>[8-6(2) ⑤ pp. 290~291]</p> <p>キ. 給与水準の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> 給与抑制等の措置により、令和2年度給与の対国家公務員指数は103.8(対前年比0.1ポイント減)、また、地域及び学歴を勘案した対国家公務員指数は109.9(対前年比0.2ポイント増)となった。 毎年度、給与水準の妥当性について検証を行い、給与水準に関する検証結果及び取組状況について、ウェブサイトで公表した。 <p>[8-6(2) ⑥ pp. 291~292]</p> <p>ク. 第4期中期目標期間を超える契約</p> | <p>性活躍・推進を含むダイバーシティの積極的な推進の下、すべての職員が働きやすい環境作り等に取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務の効率的、効果的な遂行を実現するための人材の育成に係る方針として、毎年度、研修計画を策定した。職員の資質向上を図るために、研修カリキュラムの充実を図りつつ研修を実施した。令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染拡大防止を最優先としたうえで、研修の目的に応じてWE B研修方式を活用するなどして優先度の高い研修を適切に実施し、必要な人材育成を行った。また、女性活躍・推進を含むダイバーシティ推進を図るための研修等を実施した。 給与抑制措置を継続するとともに、給与水準の妥当性について検証を行い、ウェブサイトで公表した。 中期目標期間中の事業を効率的に実施するための次期中期目標期間にわたる契約を行った。 積立金の活用については、適正な執行を図った。 当該年度支払の活用を最大限図るため、関係利水者に対し、支払方式毎の負担額等に関する情報提供を積極的に行うとともに、利水者から要望のあった割賦負担金の線上償還については、機構の財政運営を勘案の上、適切に対処した。 以上の取組及び成果により、令和3年度においても計画を着実に実施する見込みであり、中期目標を十分に達成しているものと考えられるため、B評価とした。 <p><課題と対応> 特になし。</p> | |
|--|--|---|---|--|--|

| | | | | | |
|--|--|-----------------|---|--|--|
| | (5)利水者負担金に関する事項 利水者の負担金の支払方法について、利水者の要望も踏まえ適切に対応すること。 | (5)利水者負担金に関する事項 | <p>・中期目標期間中の事業を効率的に実施するため、平成 30 年度から令和 2 年度までの間において、485 件の次期中期目標期間にわたる契約を行った。 〔8-6(3) pp. 293～294〕</p> <p>ケ. 独立行政法人水資源機構法第 31 条に基づく積立金の活用 ・機構法第 31 条に基づく積立金の活用については、毎年度国及び利水者の負担軽減に資する取組に充当することとして、適正な執行を図った。 〔8-6(4) pp. 295～296〕</p> <p>コ. 当該年度支払の活用 ・当該年度支払の活用を最大限図るため、建設事業の利水者に対し、当該年度支払による負担額等に関する積極的な情報提供を行った。愛知用水三好支線水路緊急対策事業、福岡導水施設地震対策事業、成田用水施設改築事業、香川用水施設緊急対策事業の新規事業の利水者が当該年度支払を採用し、43 者が当該年度支払を新たに採用または継続した。 〔8-6(5) ① p. 297〕</p> <p>サ. 割賦負担金の繰上償還 ・割賦負担金の繰上償還について、機構の財政運営を勘案の上、平成 30 年度から令和 2 年度は約 90 億円を受入れた。 〔8-6(5) ② p. 297〕</p> | | |
|--|--|-----------------|---|--|--|

注) 表中、業務実績欄の〔 〕内は、「第 4 期中期目標期間業務実績報告書」における記載箇所を示す。

4. その他参考情報

特になし